

川崎市新総合計画

基本構想素案

2004（平成16）年7月

川崎市


【 目 次 】

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の役割	2
3	計画の構成	3
4	まちづくりの基本目標	4
5	基本政策の要件		
	(1) 計画における基本指標	6
	(2) 現状と主要課題の認識	9
	(3) 都市構造の考え方	17
	(4) 政策に反映すべき基本的視点	20
6	基本政策体系	23
	安全で快適に暮らすまちづくり	25
	幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	37
	人を育て心を育むまちづくり	49
	環境を守り自然と調和したまちづくり	61
	活力にあふれ躍動するまちづくり	69
	個性と魅力が輝くまちづくり	83
	参加と協働による市民自治のまちづくり	91
7	構想の実現に向けて	98

〔資料〕

1	基本構想素案におけるまちづくりの基本目標と基本政策体系	……	100
2	総合計画策定スケジュール	……	102
3	新たな総合計画策定の考え方	……	104
4	川崎市総合計画策定検討委員会検討経過	……	106
5	川崎市総合計画市民会議検討経過	……	108
6	総合計画策定庁内体制検討経過	……	110
7	総合計画策定庁内体制	……	114

この冊子は、新たな総合計画の基本構想素案として、基本構想に盛り込むべき内容及びその前提となる基礎資料や説明、基本政策体系に基づく施策の展開例、参考データなどをとりまとめたものです。

本文中では、基本構想（案）に盛り込むべき内容については、 によって表示しています。

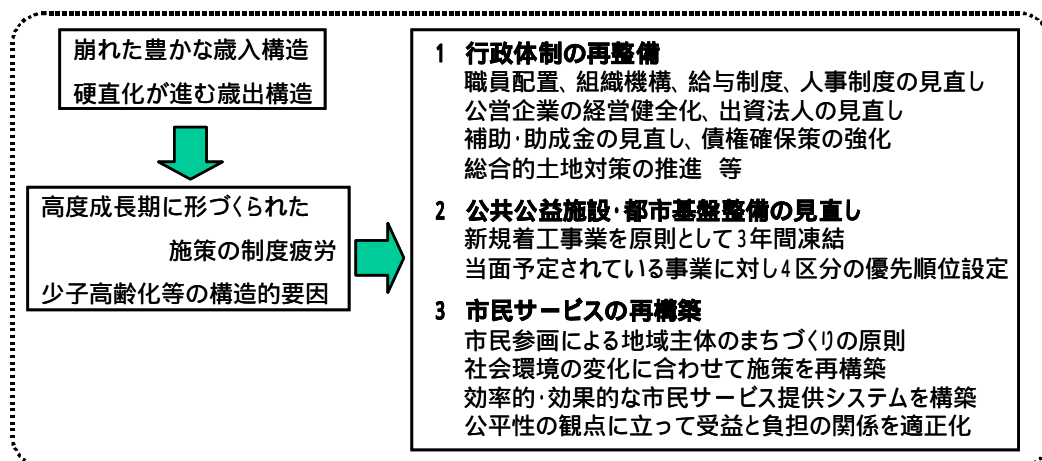
1 計画策定の趣旨

川崎市では、1992（平成4）年に21世紀の第1四半世紀を見据えた長期構想として、「川崎市基本構想」を定めるとともに、1993（平成5）年には、この構想に基づく基本計画である、「川崎新時代2010プラン」を策定しました。この計画は、新しい時代状況の変化に対応しながら、21世紀における川崎市の都市像と、そこに至る道筋を明らかにしたものであり、計画策定以降、この計画に則って施策を推進してきました。

しかし、計画策定の時期を境に、いわゆるバブル経済が崩壊、それ以降景気低迷が長期化したことによって、本市の財政状況の逼迫を招くとともに、計画事業の実行性を確保することが困難になってきました。また、低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行、さらに、将来的に予測される人口減少過程への移行など、たいへん大きな社会の転換期を迎える中、今までの「成長」を前提とする社会・経済のしくみを、「持続」型のしくみへと根本的に見直していくことが必要になっています。

こうしたことから、行財政改革の断行によって、一刻も早く確かな財政基盤を確立し、市民生活の維持・向上を図ることを目的に、2002（平成14）年に「川崎市行財政改革プラン」を策定して、川崎再生に向けた取組に着手することによって、「川崎新時代2010プラン」に掲げる計画事業については、執行計画の根本的な見直しを行ってきました。

今後予測される社会経済環境の変化に適切に対応するためには、引き続き、行財政改革を着実に進めていくことが求められますが、このような状況の中で、新たな総合計画は、改革によってめざす川崎再生の姿を具体的に示すとともに、それに向けた新たな市政運営の基本方針として策定するものです。



2 計画の役割

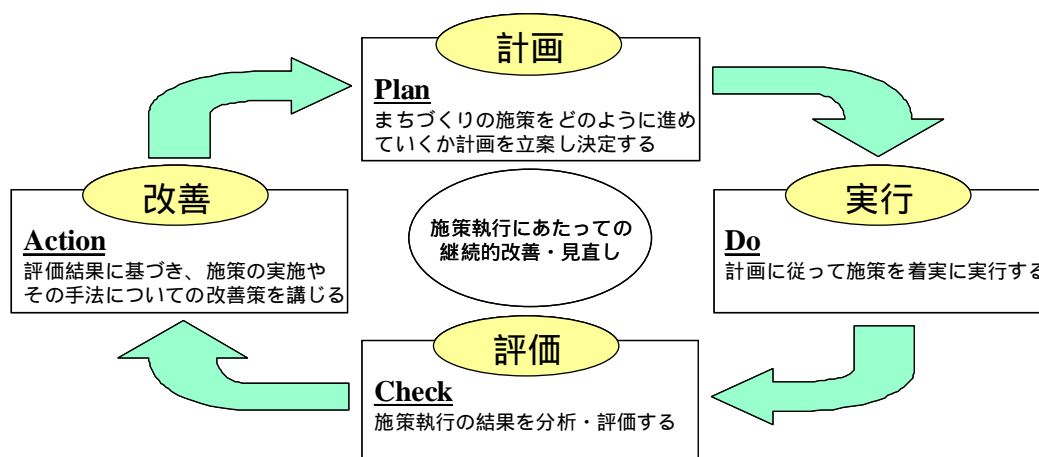
これまでの社会全般を通じた枠組みや、私たちの判断と行動の基底には、「成長」という規範が大きな割合を占めてきました。しかし、今や時代状況や社会環境が大きく変化していますので、新たな時代においてよりどころとなる基本的な考え方や価値観を見出し、共有するとともに、新たな価値観をもとに社会を支えるしっかりとした土台をつくり上げる必要があります。

川崎市においても、今までの総合計画は、右肩上がりの経済成長や税収増を背景とした、新規・拡充施策の推進計画としての性格が強いものでしたが、新たな計画は、こうした、「何を増やし、何をつくる」という従来の発想を転換して、「活力とうるおいのあるまちをどのように育て、運営していくか」という視点から、地域経営のプランと言うべきものである必要があります。

また、地方分権改革が本格化し、市民生活における地方の重要性が増すとともに、よりよいまちづくりや暮らしの安心につながる地域レベルの活動が活発に行われ、市民参加や協働の取組が進められる中、行政の取組について、「市民の安心で快適な暮らしにどのように貢献したか」、「よりよいまちづくりにどのように役立ったか」という視点から、その成果を評価・公表し、行政が説明責任を果たすとともに、その結果をこれからの施策に活かすことが求められています。

このようなことから、今回の計画は、行政が主体となって取り組む、あるいは一定の役割を担うすべての施策を対象とするとともに、施策の執行によって達成・実現をめざす成果目標を可能な限り具体的に示し、さらに、これを執行するにあたっては、施策や事務事業の評価と連携することによって、効果的な施策執行と課題解決を図る、「計画・実行・評価・改善 (Plan - Do - Check - Action)」のしくみをつくり上げていきます。

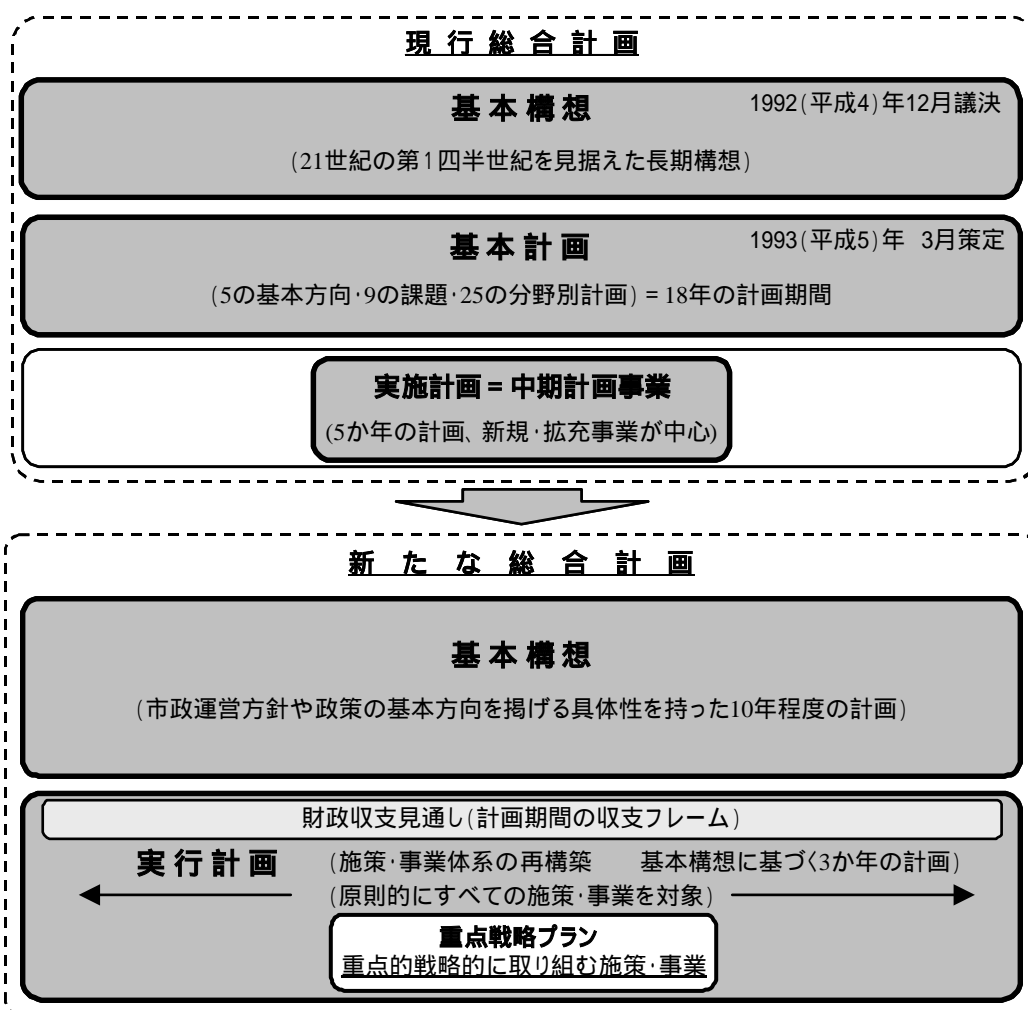
施策執行と課題解決に向けたしくみ(イメージ図)



3 計画の構成

新たな総合計画は、今後の急速な社会経済環境の変化の中においても、その変化に適切に対応し、計画の実行性を確保する必要があります。そのために、新たな計画では現行の計画に比べて計画期間を短期に設定することとします。さらに計画の構造については、現行の計画は「基本構想・基本計画・実施計画」の3層構造となっていますが、新たな計画では、「基本構想・実行計画」の2層構造とします。

基本構想は、これから川崎市が進めるまちづくりの基本方針として、市政運営や政策の基本方向を掲げる具体性を持った10年程度の計画とし、実行計画は、基本構想に基づく施策の具体的な取組内容及び成果目標を明示した3か年の計画とします。



4 まちづくりの基本目標

これまでの、多くの英知と努力により育てられてきたこの川崎市を、さらにさまざまな課題を解決しながら、川崎に暮らす人々が活力とうるおいのある生活を送ることができるまちへと発展させていくために、新たな時代に向けたまちづくりの基本目標を次のとおり掲げます。

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる 持続可能な市民都市かわさき」をめざして

これは、民主主義のもとでの人権の尊重と平和への貢献を、構想を貫く根本的な理念とした上で、市民本位の自治のまちづくりを進めることを基本方針としながら、人々の地球市民としての責任ある諸活動のもと、川崎というまちが都市としての自立と持続可能性を確かなものにするとともに、自助・共助・公助^{*}のバランスのとれた地域社会の中で、川崎市民の誰もが生きがいと幸せを感じられるような取組を推進する、という考えを示したものです。

この基本目標を達成するために、市民・地域・企業・行政が力を合わせて取り組むまちづくりの3つの基本方向を次のとおり掲げます。

(1) 協働と協調^{*}をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

市民・地域・企業・行政のパートナーシップ^{*}に基づく協働の取組を進めるとともに、市域内にとどまらず、広域的視点を大切に、近隣自治体等との協調や機能分担・補完を適切に行いながらまちづくりを進め、その成果を分かち合い、市民がいきいきとすこやかに暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する

川崎には、我が国有数の産業集積や豊かな人材、首都圏に位置する地理的条件など、数多くの特徴や長所があります。こうした川崎の「財産」をしっかりと認識するとともに、それぞれの主体が率先してその力を発揮し、

我が国や世界がめざす、将来にわたる生活の基盤となる、環境の保全と経済や社会の発展とが両立できるような持続型社会の実現に貢献することによって、国際的に存在感のあるまちづくりを進め、また、市民の自立的な活動が持続的・安定的に行われることをめざします。

(3) 自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

地域が主体となって地域の課題解決や身近なまちづくりを、わかりやすいしくみで進め、地域の力によって地域の魅力や個性を引き出すとともに、川崎を代表する魅力を大きく育てることによって、市民が愛着と誇りを共有できるまちづくりを進めます。

* 自助・共助・公助

自助・共助・公助の基本的な考え方は、欧州統合の際にEU（欧州連合）と各加盟国との間で1992年に締結された欧州連合条約（マーストリヒト条約）に掲げられた「補完性の原理」に基づいています。

地方自治にこの考え方を当てはめてみると、「市民の個人としての尊厳を最大限に尊重し、市民自身や地域コミュニティなどの小さな単位でできることはその単位での自助・共助に委ね、自治体や国などが介入すべきではなく、小さな単位では解決できないものや非効率なものを自治体や国などの大きな単位が行う（公助）べきである」という、市民を中心とする「市民・地域・企業・行政の役割分担」を示したものであると言えます。

* 協働と協調

協働とは、多様な部門や団体・組織が、共通の社会的目的を果たすために、それぞれが持つ力を持ち寄り、対等の立場で協力して共に働くことです。これに対して、協調とは、これらの部門や団体・組織が、それぞれが持つ目的達成に向けた活動を進める際に、お互いの立場や利害を認識・尊重し、それぞれが連携しながら取り組むことによって、結果として、より良い成果を共有できるようにしようとすることです。

（協働と協調の取組事例）

行政が係わる協働の取組事例としては、事業の共催や共同運営、多様な部門や団体が実施する事業への資金的補助や助成、行政が実施する事業の委託や、身近なまちづくりの機能の一部を委任することなどが考えられます。また、協調の取組事例としては、自動車排ガス規制等の環境問題への関係自治体の連携した取組や、交通基盤整備にあたっての広域的視点に基づく事業展開など、近隣自治体との連携による取組などがあげられます。

* パートナーシップ

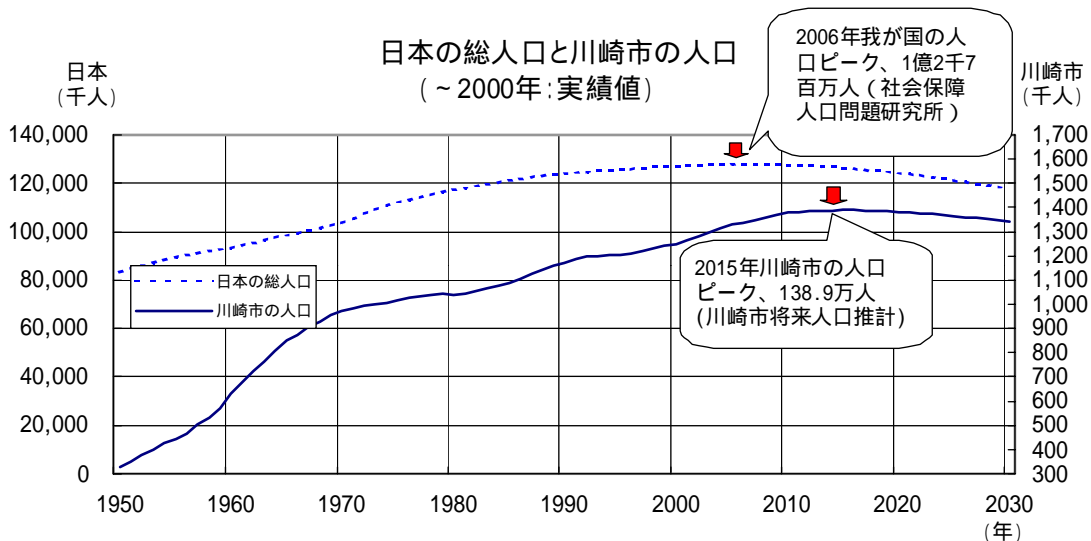
社会経済環境が変化し本格的な分権社会を迎える中、多様な市民ニーズや新たな地域課題に対応し、市民本位のまちづくりを進めていくためには、市民・地域・企業の知恵と力を活かすしくみが不可欠になります。相互理解と信頼のもとに市民・地域・企業・行政がよりよい地域づくりのために力を合わせて活動していくことのできる関係をパートナーシップと呼びます。

5 基本政策の要件

(1) 計画における基本指標

ア 人口

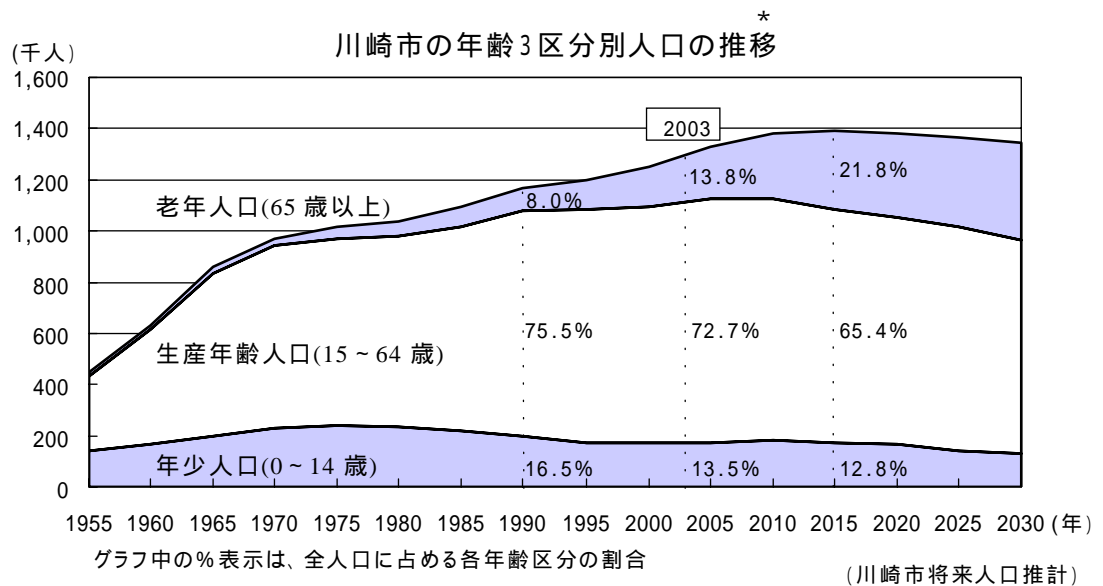
2004（平成16）年に130万人を超えた川崎市の人口は、その後、2010（平成22）年には137万8千人、2015（平成27）年には138万9千人と暫増を続けることが見込まれます。しかし、その後は2020（平成32）年には138万2千人、2030（平成42）年には134万3千人と、長期的な人口減少傾向に転換することが予想されます。



年齢区分別では、年少人口（0～14歳）は、2010（平成22）年まで微増を続けるものの、それ以降は出生率の低下の影響から減少していくことが予想されます。また、生産年齢人口（15～64歳）は、2005（平成17）年以降、減少過程に入ることが予想されます。その一方で、老年人口（65歳以上）は大幅な増加が見込まれ、老年人口における後期高齢者（75歳以上）の占める割合についても、2003（平成15）年には38.8%であったものが、2015（平成27）年には45.2%へと高まることを予想されます。

地域的には、多摩区及び麻生区が2020（平成32）年まで人口増加を続けるのに対して、川崎区及び幸区は全市動向よりも早く、2010（平

成22)年を境に人口減少過程に移行し、その後の人口減少の速度も他区に比べて早くなることが予想されます。



区別人口の推移

(単位:千人)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
全 市	1,250	1,327	1,378	1,389	1,382	1,366	1,343
川崎区	194	206	210	209	206	201	195
幸 区	136	145	148	147	144	141	136
中原区	198	209	215	216	214	211	208
高津区	182	201	210	211	210	208	205
宮前区	200	210	217	222	221	220	218
多摩区	197	206	210	213	214	213	211
麻生区	142	152	167	171	173	173	170

全市と各区の合計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

(川崎市将来人口推計)

* 川崎市の年齢3区分別人口の推移

我が国は今、本格的な少子高齢社会に突入しており、これまでの人口の増加やピラミッド型の年齢構成を前提とした諸制度の大きな転換期を迎えています。特に、少子化の進行は、将来の我が国を支える世代の減少を意味することとなり、今の制度のままでは、世代間の役割分担や負担に大きな影響を及ぼすことになります。このような現象は川崎でも同様で、例えば、1990(平成2)年には働く世代9.4人に高齢者1人の割合でしたが、2003(平成15)年には5.3人に1人、さらに、2015(平成27)年には3.0人に1人と予測され、高齢者の増加と働く世代の減少が急速に進むことが予測されます。

イ 産業・経済

高度経済成長が続く中で、これまでほぼ一貫して成長を続けてきた川崎市の産業・経済も、バブル経済崩壊以降の景気低迷の影響を受けて、長期的な縮小過程にあり、市内総生産は1996（平成8）年をピークに減少傾向を続けています。産業分野別構成では、かつては第2次産業、とりわけ製造業が大きな割合を占めていたものの、サービス経済化^{*}の進行などによって産業構造が大きく変化をしています。1980（昭和55）年には市内総生産全体のうち55.5%の割合を占めていた製造業は、金額面では1990（平成2）年をピークに減少を続け、2001（平成13）年ではピーク時の53.5%にまで落ち込んでいます。一方で、第3次産業はサービス業が中心となって増加を続け、2001（平成13）年では第2次産業の約2.2倍、市内総生産全体の69.0%を占めています。

こうした産業構造の変化や、サービス経済化の傾向は今度とも続くものと考えられます。

産業別市内総生産

(単位:億円)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	1996年	2000年	2001年
第1次産業	24	24	24	28	26	25	23	23
構成比	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.1)
第2次産業	10,362	17,421	23,235	25,207	21,289	22,418	15,582	14,113
構成比	(61.9)	(61.4)	(59.0)	(51.3)	(42.2)	(43.2)	(33.3)	(31.0)
うち製造業	9,241	15,747	20,918	21,853	18,494	19,417	13,322	11,698
構成比	(55.2)	(55.5)	(53.1)	(44.5)	(36.7)	(37.4)	(28.5)	(25.7)
第3次産業	6,364	10,948	16,107	23,882	29,140	29,471	31,203	31,416
構成比	(38.0)	(38.6)	(40.9)	(48.6)	(57.8)	(56.8)	(66.7)	(69.0)
卸売・小売業	1,154	1,926	2,468	3,130	3,101	3,205	3,070	2,959
不動産業	1,212	2,200	3,376	5,261	7,005	6,590	7,510	7,666
運輸・通信業	924	1,385	2,058	3,062	3,544	3,524	3,283	3,243
サービス業	1,120	2,126	3,686	6,422	8,204	8,633	10,020	10,534
その他	1,955	3,312	4,520	6,007	7,286	7,519	7,320	7,014
合計	16,750	28,394	39,366	49,117	50,456	51,914	46,808	45,551

総数と内容の合計は、端数処理の関係から必ずしも一致しない。

(川崎市市民経済計算(1999年度) 1975年から1985年のデータ)

(川崎市市民経済計算(2001年度) 1990年から2001年のデータ)

* サービス経済化

経済活動あるいは雇用に占める製造業の割合が低下し、サービス産業の割合が上昇していくことをいいます。

(2) 現状と主要課題の認識

本計画の計画期間である今後概ね 10 年間の川崎市を展望するにあたって、我が国や川崎市を取り巻く社会経済情勢の動向や、こうした中で生じる、解決すべき課題を整理します。

ア 社会経済環境の変化に対する認識

本格的な少子高齢社会への突入と、今後予想される長期的な人口減少過程への移行に伴って、今まで進めてきた市民生活を支える社会資本の整備・充実や行政サービス提供のあり方について、根本的な見直しが求められています。こうした環境変化の中では、今までの発想の転換なくしては社会資本の整備・充実や行政サービスの提供を続けていくことができなくなります。

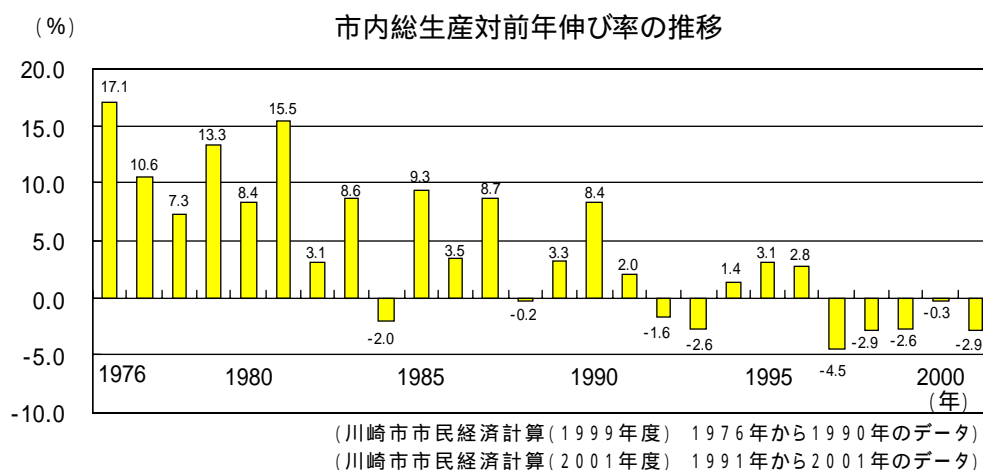
また、これまでのしくみは、その時代の社会情勢の中における価値観によってつくられ、受け入れられたものであるため、人口の総数や年齢構成が大きく変化し、いわゆる「支える人」と「支えられる人」とのバランスが変わる中では、こうしたしくみについて、新しい時代において受け入れられる、新たな公平感や社会通念に基づくものかどうかを見直し、少子高齢社会に対応した地域社会の備えをつくり上げていく必要があります。

さらに、発想や手法を根本的に転換しながら、市民の安心や快適を実感できるようなまちづくりを着実に進めるためには、今まで行政が主体的な役割を担ってきた部分について、民間部門や地域の団体などとのパートナーシップを築きながらその機能を委ねていくことや、IT活用を進めることなどによって、多様なサービスニーズに適切に対応していくことなども必要になっています。

このようなことから、これからの 10 年間は、これまでとは大きく社会経済のシステムが変わる時代を迎えるための、「踊り場の 10 年」であると言えます。この 10 年間にける課題に適切に対応しつつ、それ以降に迎える極めて大きな変化にも的確に備えていくことが大切になります。

一方で、経済情勢の面では、かつてのような成長経済が終焉し、これに引き続く低成長経済への移行が進んでいます。こうした中で、人々は物質的な豊かさから、質的な充足感を求めるようになり、また、今後は従来のような右肩上がりの成長が望めないことから、行財政運営の面では、財源投入の効果や成果をしっかりと見極めるなど、経営的視点や持続可能性を重視した取組が求められています。

また、企業活動の国際化や生産拠点の海外移転などをはじめとして、経済活動のグローバル化が進み、地球規模でのネットワークが広がる中、私たちの生活は、世界全体の共同体としての営みによって支えられている一方で、こういった環境の中で発生する問題は、広範な影響を及ぼすということをしかりと自覚する必要があります。



*** グローバル化**

市場経済の地球的規模での広がりが進むことによって、人、物、金、情報などが国境を越えて活発に移動するようになり、世界各地の相互依存の度合いが深まっている状況をいいます。

イ 地球環境配慮、循環型社会への転換

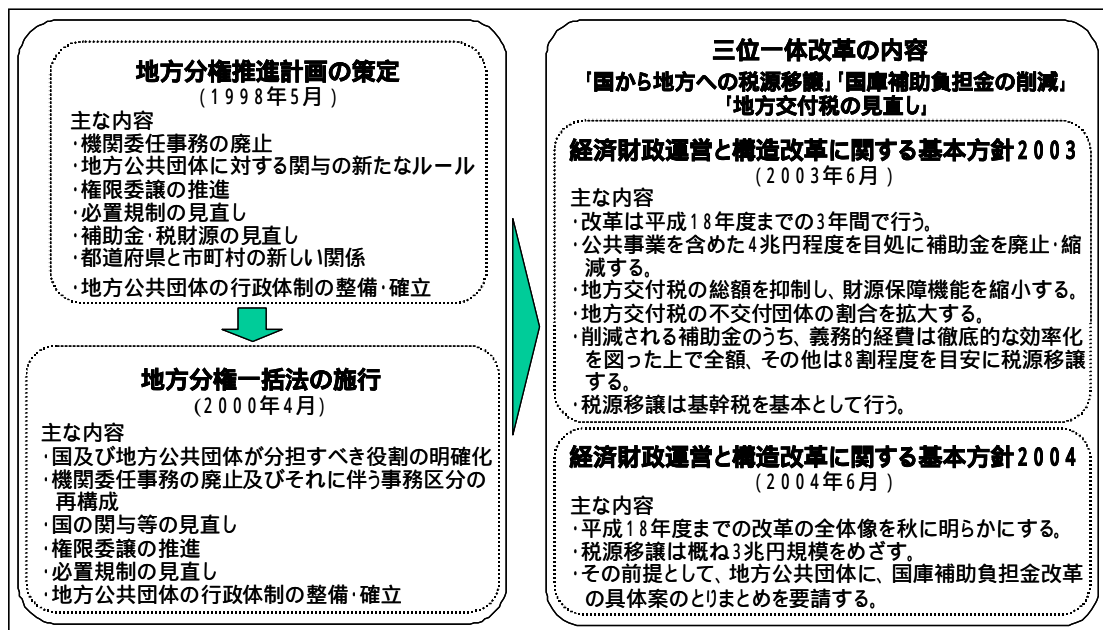
地球温暖化やオゾン層の破壊など、さまざまな環境問題が世界中で顕在化する中、地球環境を守るためには、特に都市部において環境に負荷をかけない市民の生活様式や産業活動を選択し、実践することが重要に

なっています。環境配慮と都市の活動が共存する社会を実現していくためには、市民生活の分野では持続可能な社会の構築に向けて、一人ひとりが生活習慣や価値観及び社会的な枠組みを循環型社会にふさわしいものに変えていくことや、産業分野では、その活動における環境負荷削減の取組が求められます。

ウ 地方分権の進展と地域主権

2000(平成12)年に地方分権一括法が施行され、地方への権限移譲を進める地方分権改革が現実のものとして進んでいます。これからのまちづくりを考える時には、地方分権を現実のものとして受け止め、国・県・市のそれぞれが果たす役割をしっかりと整理した上で、必要な領域については適切な協調・連携を志向しながら、効率的・効果的な施策を展開することが必要になります。

地方分権改革の流れ



一方、都市型の生活様式が広がる中、従来の地縁を中心とする相互扶助や助け合いの機能が弱まる一方で、身近な課題に対応するために、NPO^{*}などによる活動が広がりを見せています。こうした、よりよいまちづくりや暮らしの安心につながる活動が活発に行われる中、身近な課題

を地域で解決し、地域が主体性を発揮できる「地域主権」のしくみをつくり上げていくために、市民・地域・行政の関係や役割について、しっかりと整理・再構築しておくとともに、それぞれの部門による協働の取組が今後重要性を増すことを認識しておく必要があります。

*NPO

「Non Profit Organization」の略で、「民間非営利組織」と訳され、営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、行政や企業にはなじみにくい社会的サービスの提供などを自発的に行う組織のことをいいます。

エ 川崎市の地域特性と抱える課題

(ア) 首都圏の好位置にある優位性

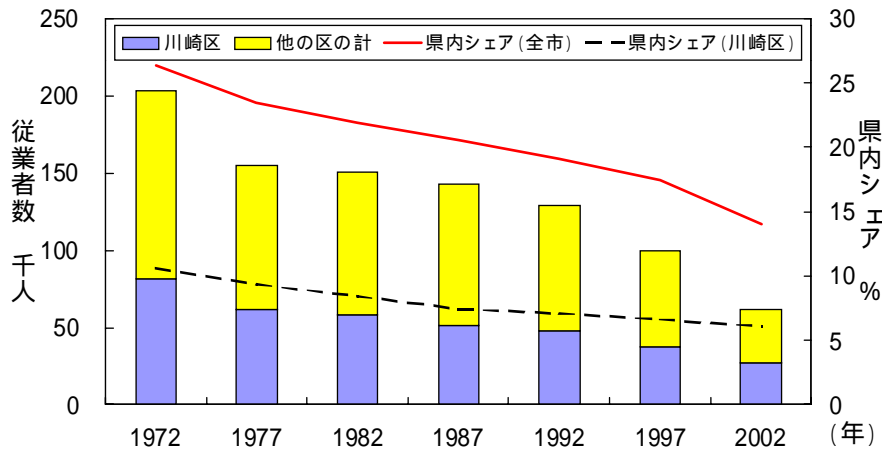
川崎市は、首都圏の中心部に位置するとともに、東京と横浜という巨大消費地に接し、交通アクセスにもたいへん優れています。さらに、羽田空港の再拡張・国際化に伴って、空港に隣接することの地理的優位性や利便性が一層高まることが予想されます。

(イ) 産業構造の転換と研究開発型産業の集積

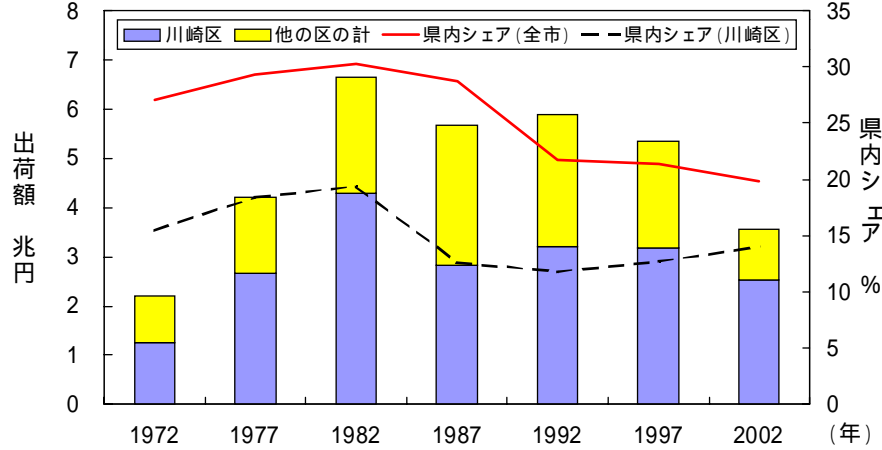
臨海部は、京浜工業地帯の中核として日本の産業を支えてきましたが、産業構造の転換や経済活動のグローバル化による生産機能の海外移転などによって、既存産業の空洞化が進んでいます。また、川崎市のものづくり機能を支えてきた中小企業も、同様に厳しい環境に置かれています。その一方で、川崎市には、情報通信分野などを中心に、我が国を代表する先端技術産業が集積しており、さらに研究開発機関が数多く立地し、学術研究機関に働く人の割合は大都市の中で1位となっています。また最近では、臨海部を中心に環境分野における新産業や、先端科学技術の研究開発拠点形成の動きも生まれています。

川崎市における製造業の状況

従業者数



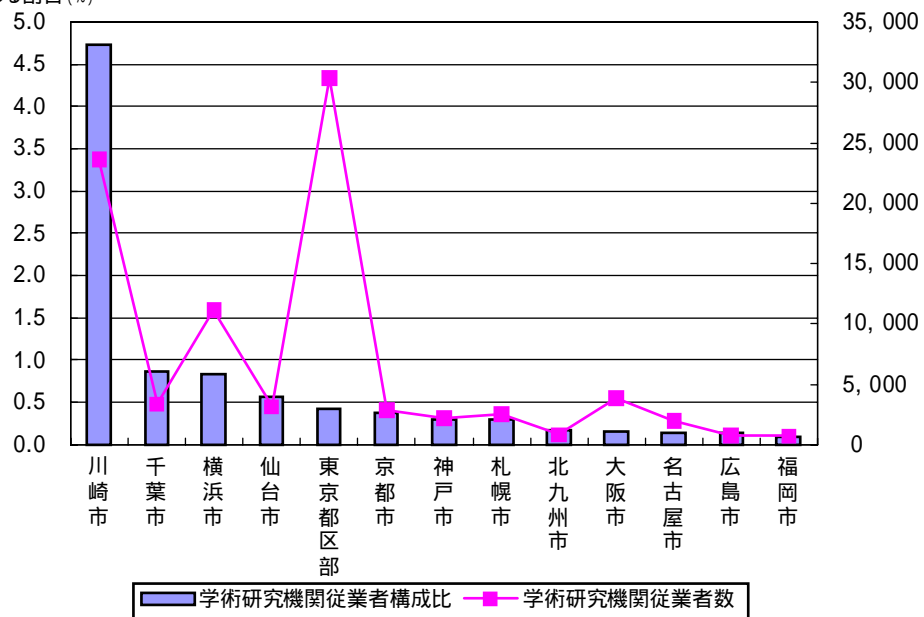
製造品出荷額



(「工業統計調査」経済産業省)

総数に占める割合 (%)

学術研究機関従業者数比較



(「2002年大都市比較統計年表」大都市統計協議会)

(ウ) 細長い地形と多様な地域の個性

川崎市は、多摩川に沿って南北に細長く立地し、南部は海に接し、北部は多摩丘陵や生田緑地などの豊かな緑に囲まれています。また、東京のベッドタウンとしての住宅地や、南武線沿線のものづくり機能や研究開発機能の集積、臨海部における工業や物流拠点機能など、地域それぞれが多様な個性を持っています。

(I) 多摩川や多摩丘陵の豊かな自然

川崎市の北部には緑豊かな多摩丘陵が広がり、その一角の生田緑地には、教育・文化施設が点在し、市民の憩いの場となっています。また、市域に沿って流れる多摩川には豊かな自然が残されています。こうした環境は、都市部における貴重な自然資源となっており、その保全と活用が課題となっています。

(オ) 商業・集客資源の課題

川崎市は、隣接都市に巨大な商業・集客施設が豊富に存在するため、購買力の市外流出が続いています。また、商店数・従業者数も減少傾向にありましたが、近年、川崎駅周辺には、民間の商業・集客施設やミュージア川崎シンフォニーホールなどがオープンし、賑わいを見せています。こうした資源を核とした商業・集客機能の強化が課題となっています。

商業の年間販売額政令指定都市比較

	1994年	1999年	2002年	増減率
川崎市	26,327	27,841	28,277	1.6
札幌市	117,634	113,548	102,429	-9.8
千葉市	45,454	40,826	36,630	-10.3
広島市	103,661	96,882	86,834	-10.4
東京都区部	1,870,129	1,946,375	1,689,678	-13.2
仙台市	112,838	98,446	84,715	-13.9
横浜市	113,914	119,296	96,774	-18.9
京都市	79,385	68,737	55,698	-19.0
福岡市	171,877	173,148	140,016	-19.1
大阪市	685,056	602,039	486,191	-19.2
北九州市	37,142	38,394	30,922	-19.5
神戸市	84,863	72,028	57,183	-20.6
名古屋市	445,924	396,613	290,471	-26.8

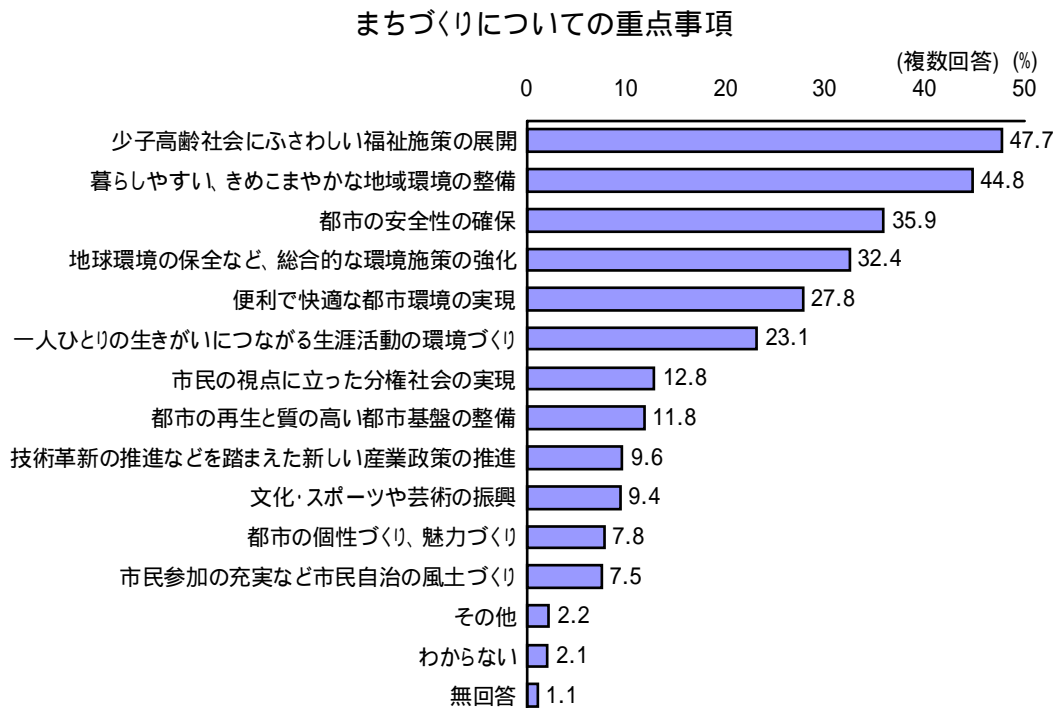
増減率は1999年から2002年にかけての増減率
('商業統計調査'経済産業省)

(カ) 市域縦軸の交通網の課題

川崎市は、東京から放射状に伸びる鉄道路線・幹線道路が多数整備され、鉄道系・道路系ともに市を横断する交通機能が発達しています。これに比べて、市を縦に連絡する交通機能が弱く、臨海部地区、川崎駅周辺の都心地区、北部住居地区等の縦貫方向の結びつきが十分ではありません。

(キ) まちづくりに対する市民の意識

市民がこれからのまちづくりにあたって重要と考えている点としては、少子高齢社会にふさわしい福祉施策の展開や、暮らしやすい、きめこまやかな地域環境の整備、都市の安全性の確保など、日常生活における身近な安心や快適さの向上に対する関心が高いことがわかります。



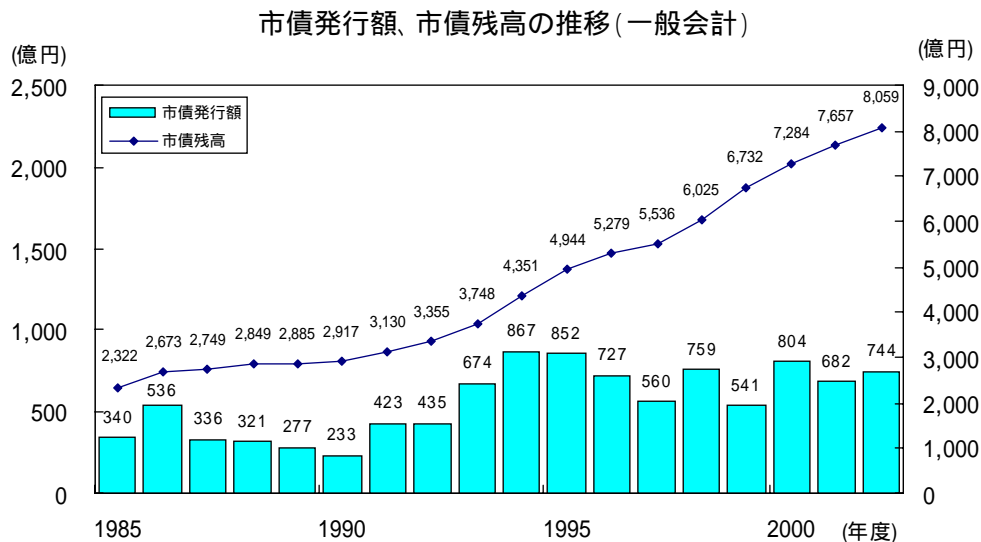
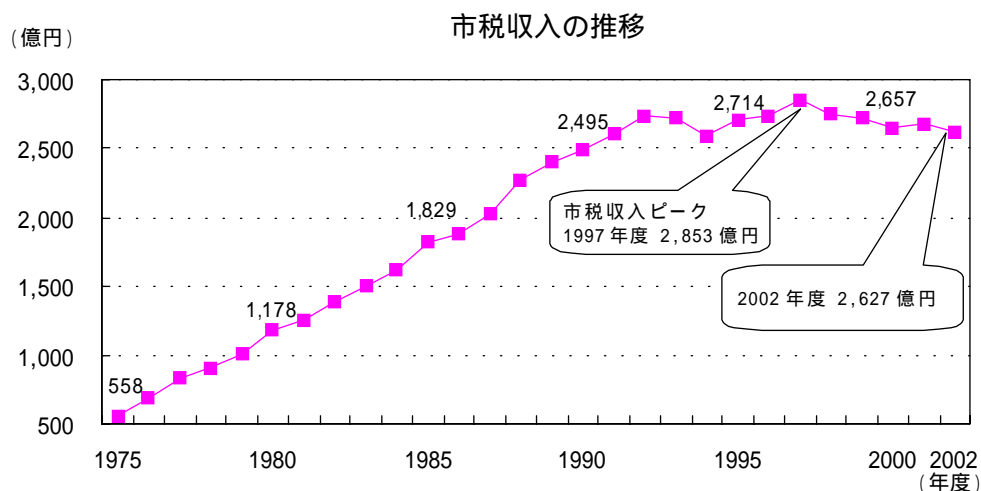
(川崎市政及び区政に関する市民1万人アンケート)

(ク) 川崎市を取り巻く厳しい財政状況

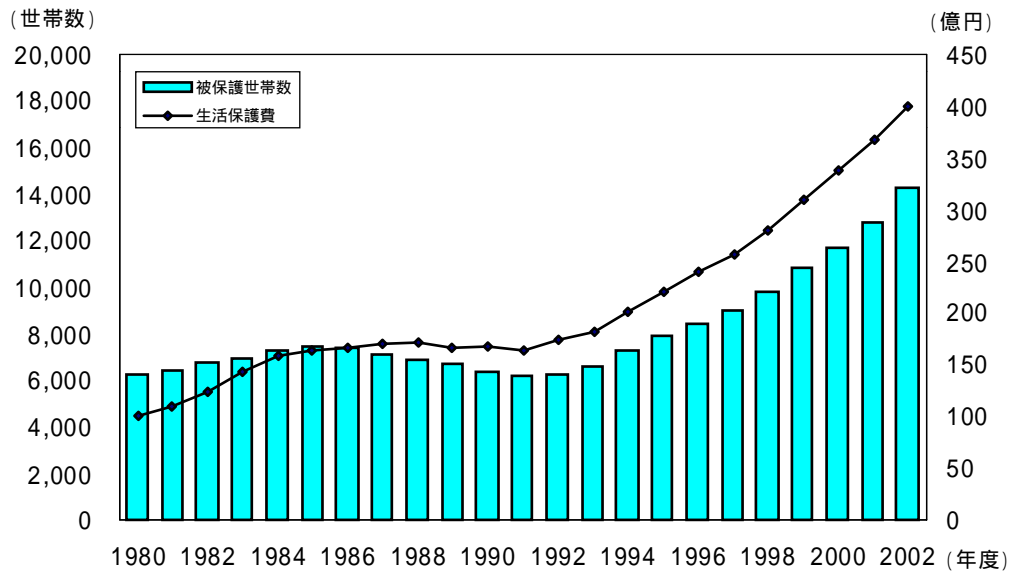
バブル経済が崩壊し、それ以降景気低迷が続く中、川崎市の財政状況は厳しさを増しています。

歳入面での長期にわたる税収の伸び悩みに加えて、歳出面では、高齢化の進行や景気低迷の影響を受けて、生活保護費等の扶助費が増大を続けています。さらに、景気低迷の状態を打開するために実施してきた景気対策が十分にはその効果を発揮せず、その結果、市債残高を増嵩させ、一層の財政の逼迫を招く要因となっています。

こうした厳しい財政状況の原因は、景気変動に伴う単なる一時的な税収減によるものではなく、構造的な経済問題とともに、長年継続してきた行政運営のしくみの制度疲労や、少子高齢化の進行という根本的なところにあると考えられます。



川崎市の被保護世帯数と生活保護費の推移



(3) 都市構造の考え方

ア 背景

首都圏においては、現在の東京中心部への都市機能の一極集中の状況から、自立性の高い地域がバランスよく配置され、それらが連携・交流し首都圏全体の機能を高める「分散型ネットワーク構造」への転換をめざしていますが、その中で川崎市は拠点都市の一つとして、自立性の高い都市機能の形成や、隣接都市との連携の強化、広域都市機能を支える交通ネットワークの強化などの役割を担っています。

一方、市民の生活行動は、川崎市を横断する首都圏の放射状の鉄道沿線に沿って市域を越えて展開しているとともに、また地域における多様なコミュニティ活動も進展しています。

こうした中、今後の都市構造を考える上では、地域に密着した身近なまちづくりを意識しながら、首都圏における位置付けや役割を的確に踏まえた都市構造をめざすまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

イ 持続型社会を形成する「広域調和・地域連携型」都市構造へ

(ア) 広域調和に基づくまちづくり

広域的に展開する市民の行動圏は、交通網の整備状況や地域の特性などから、概ね臨海部エリア・川崎周辺エリア・中部エリア・北部エリアの4つの「広域行動圏」に大別することができます。

それぞれのエリア内における都市拠点の整備にあたっては、市民の生活行動圏を踏まえて、市外の隣接都市拠点との役割や機能の適切な分担、補完を図りつつ、個性と魅力ある拠点整備を進めることにより、首都圏における本市の拠点性と都市機能の向上をめざす持続可能な「広域調和型」のまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

また、臨海部エリアにおいては、首都圏における地理的優位性などを活かして国際競争力の強化などに向けた取組を進めるとともに、内陸部や隣接都市と連携しながら、相互にその機能を高めていくことが必要となります。

(イ) 地域連携に基づくまちづくり

地域における基礎的な単位として、町内会や自治会、市民団体などの一定の活動範囲である「地区コミュニティゾーン」の形成が想定されます。こうした身近な活動が展開されている地区コミュニティゾーンにおけるまちづくりにあたっては、地域で自らまちづくりのルールを定めたり、合意形成を図ることなどにより、暮らしやすいきめ細やかなまちづくりを地域主体で進めていくことが重要となります。

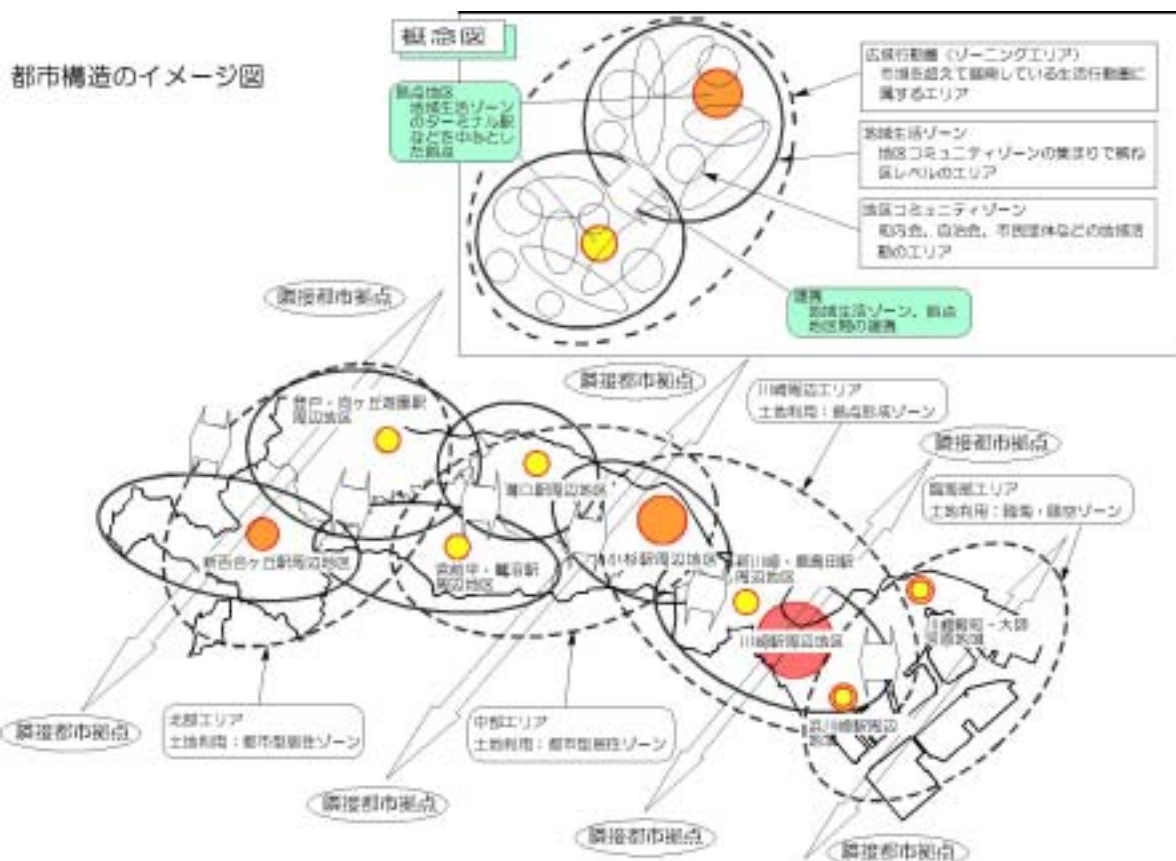
また、地域コミュニティのつながりや機能の連携によって、ターミナル駅などを中心とする「地域生活ゾーン」の形成が考えられますが、都市構造からまちづくりを考える上では、この地域生活ゾーンの自立と相互の連携を推進し、都市の一体性と機能性の向上を図っていくことが重要となります。このためには、地域生活ゾーンにおけるターミナル駅周辺地区などでの生活拠点の育成や、地域生活ゾーン間の交通ネットワークの強化などを行う「地域連携型」のまちづくりを進める

ことが求められます。

(ウ) 広域調和・地域連携型都市構造の展開に向けて

まちづくりを効率的・効果的に進めるためには、都市拠点の整備効果を他の地域に効果的に波及させながら、都市機能の向上や地域生活ゾーン相互の連携を推進するとともに、首都圏における位置付けや役割を踏まえた広域交通ネットワークの強化などが重要となります。

こうした考え方に基づき、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりをバランスよく進め、「広域調和・地域連携型都市構造」の構築をめざします。



(4) 政策に反映すべき基本的視点

川崎市を取り巻く現状や課題などを踏まえた上で、まちづくりの基本目標を実現するため主に行政が中心となって取り組む政策について、共通的に配慮すべき4つの基本的視点を次のとおり掲げます。

ア 新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める

少子高齢化の進行や人口減少過程への移行、経済の低成長など、社会経済環境が変化する中、「成長」を前提とするこれまでの考え方から脱却して、新たな時代にふさわしい価値観^{*}や行動規範を創造し、これを認め合うことが重要になります。少子高齢社会にあっても高齢者が地域の主役として活躍できるしくみづくりに取り組むことや、地球環境に貢献する新たな環境技術を開発し、これを産業モデルとして普及させることなど、めざすべき持続型社会にふさわしい価値観に基づく取組を推進していくことが求められています。

川崎には、活発な市民活動や地域活動、我が国有数の企業の集積など、さまざまな特徴や長所があります。こうした特徴や長所を存分に発揮しながら、川崎から、主体的で先駆的な取組を積み重ねることによって、社会の持続可能性を確保する原動力の役割を果たします。

イ 首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす

川崎は、首都圏の中心部に位置し、しかも、東京と横浜という巨大消費地に隣接しているという極めて有利な地理的条件を備えています。こうした交通の利便性や潜在的な集客力などを含む優位性を十分に活かして、首都圏における位置付けや果たしている役割をしっかりと認識し、近隣自治体も含めた広域的・総合的な視点から施策を展開することによって、自立性を保ちつつ広域的に調和のとれたまちづくりを進めます。

ウ 相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する

少子高齢化の急速な進行や人口減少過程への移行など、社会構造が従来とは大きく変化する一方で、地域のさまざまな課題解決に向けて市民活動が活発化するなど、まちづくりにおいて行政が主体となって担ってきた領域に変化が生まれてきています。このような中で、市民、地域、企業と行政との相互信頼に基づいて、しっかりとしたパートナーシップを確立し、市民や地域の自立に向けた活動を促進し、自己決定を尊重する取組を進めます。

エ 市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中、限られた財源によって、行政が取り組む施策の厳選が求められています。こうしたことから、行政が執行する施策の効果を市民が実感できるかどうかということが重要なポイントとなります。そのために、施策展開の着眼点を画一性重視から多様性重視へと転換しながら、身近な日常生活圏における課題解決に向けてきめ細やかな取組を進めます。

さらに、こうした施策を進めるにあたっては、地域における既存のさまざまな資源や財産を有効に活用したり、行政サービスの顧客として市民は何を望んでいるのか、解決すべき課題に対して施策が有効に機能しているかなど、顧客志向^{*}を重視していきます。また、施策の効果を最大限に発揮するために必要な、多種多様な事業主体や事業手法の適切な選択も心がけていきます。

このような経営的視点に立った施策展開により、市民が実感できる効果的な政策を実現していきます。

* 新たな時代にふさわしい価値観に基づく取組例

シニア地域活動モデル創造事業

高齢化が進む中でも、これを単に高齢者の増加ととらえるのではなく、豊かな経験や知識などを活かして、地域で活躍できる人材を育成したり、活動の場づくりを進めていくことによって、シニア世代の方々が地域の一員として生きがいを持って活動し、暮らしていけるようなしくみづくりを行うものです。

環境調和型まちづくり（エコタウン）事業

地域への環境負荷をできるだけ削減して、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざすまちづくり事業です。そのモデル施設としてゼロエミッション（排出物・廃棄物ゼロをめざす）工業団地を整備しています。工業団地内では、環境負荷の低減を効率よく、継続的に行うために、工場や事業所が排出物や廃棄物を限りなく抑制しています。また、近隣の工場群とも提携して、互いの排出物を原材料として使用する資源循環型のしくみをつくり上げています。

* 顧客志向による行政サービス向上の取組例

地域における行政サービスの提供拠点である区役所の窓口サービスにおいて市民が求める質の高いサービスを提供し、市民意見・意識を反映する継続的な改善を図り、市民から信頼される区役所づくりをめざす「高津区役所品質マネジメントシステム」がISO9001：2000年版の認証を取得し、認証登録されました。

高津区役所における品質指針

- 1 地域における行政サービスの提供拠点である区役所の窓口サービスにおいて、市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境を作り上げ、市民の視点に立ったサービスの提供に努めます。
- 2 市民が求める質の高いサービスを提供するため市民意見・意識を反映する継続的な改善に努めます。
- 3 市民から信頼される区役所づくりをめざし品質方針の定期的見直しを行います。

6 基本政策体系

この構想では、まちづくりの基本目標を実現するために7つの基本政策を設定するとともに、施策全体の枠組みを30の政策の基本方向として掲げます。

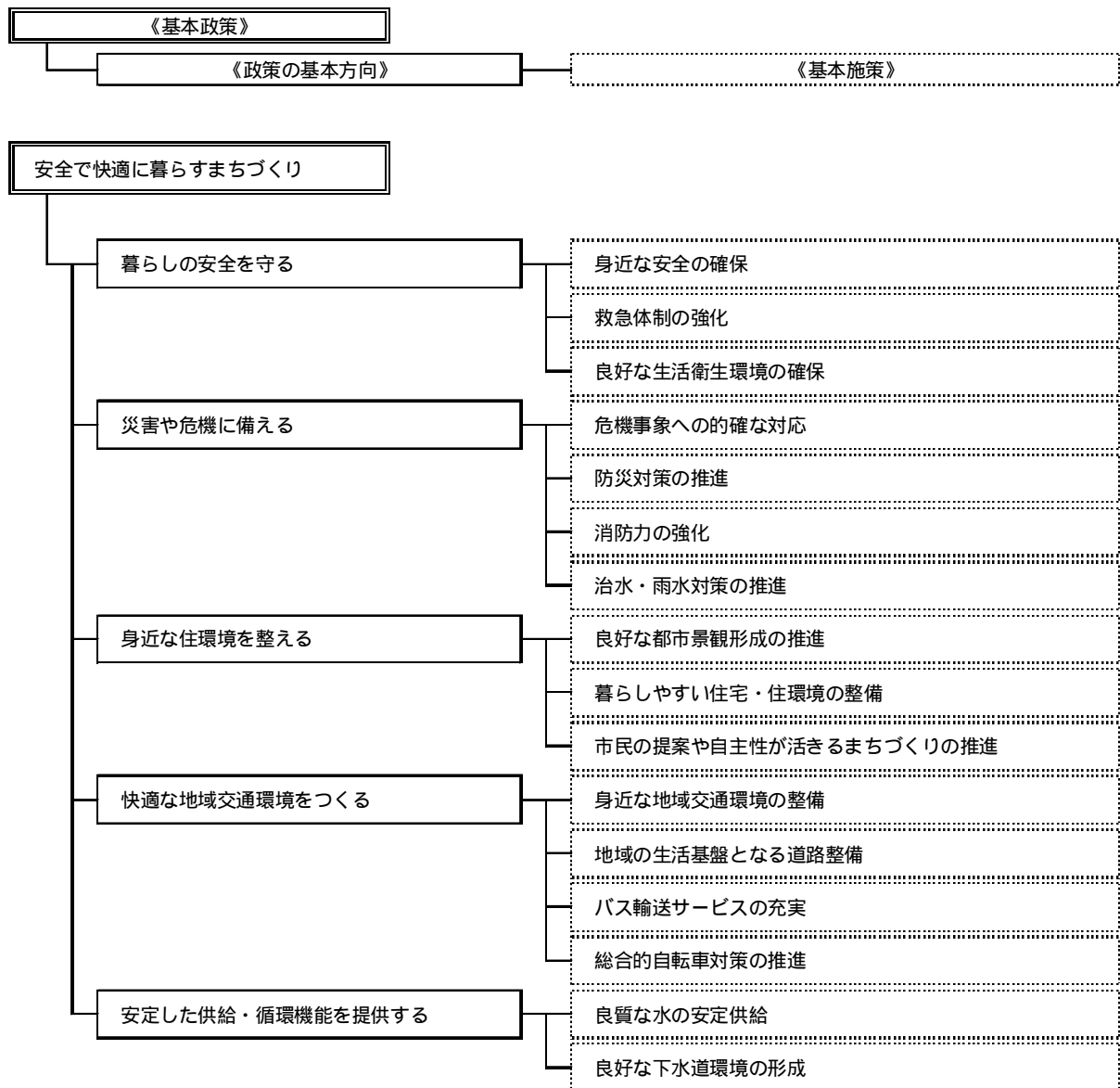


基本政策 「安全で快適に暮らすまちづくり」

市民の日々の生活は、個人の生命や財産などの安全が保障されることを基礎として成り立っていますが、近年こうした安全が脅かされるような出来事が増加していることから、市民の身近な暮らしの安全を確保するとともに、防災体制を強化し災害に強いまちづくりを推進します。

また、都市の成熟化や少子高齢化によって、市民の価値観や地域を取り巻く環境に変化が生じており、より快適で暮らしやすい地域環境の創造をめざし、市民協働による地域課題の解決や、日常生活での利便性向上に向けた取組により、市民がいつまでも地域に住み続けたいと思えるような環境づくりを進めていきます。

【政策 - 施策体系図】



政策の基本方向 1 「暮らしの安全を守る」

市民の生命や生活の安全を守るため、地域で発生する犯罪、交通事故、消費生活被害の防止や救急体制の充実に向けた取組を進めるとともに、食品などの生活衛生環境の確保を図ります。

【施策の展開】

(1) 身近な安全を確保します。

【施策の展開例】

- ・ 防犯・交通安全など安全な地域社会の確立
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ 消費者の自立支援施策の推進

(2) 救急体制の強化を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 救急救命士の養成と高度な救急体制の整備
- ・ 地域での救急医療体制づくりの推進

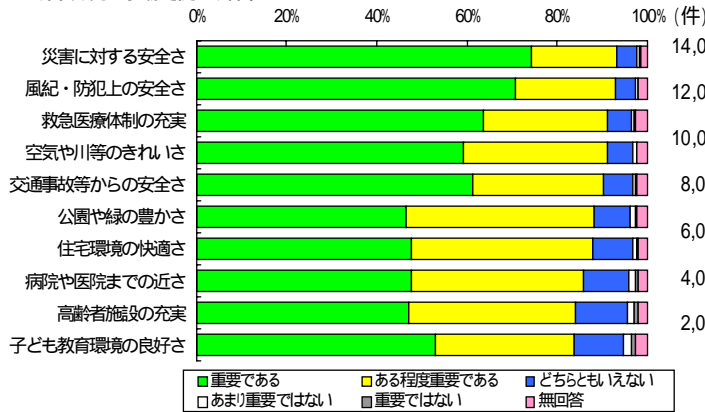
(3) 良好な生活衛生環境を確保します。

【施策の展開例】

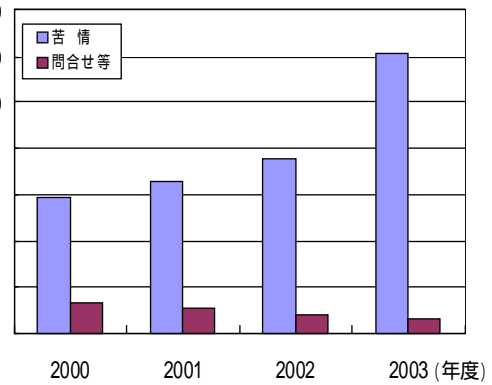
- ・ 食品衛生など安全な生活の確保
- ・ 結核・感染症の発生と拡大防止に向けた対策の推進
- ・ 動物の愛護と管理の促進

【参考データ等】

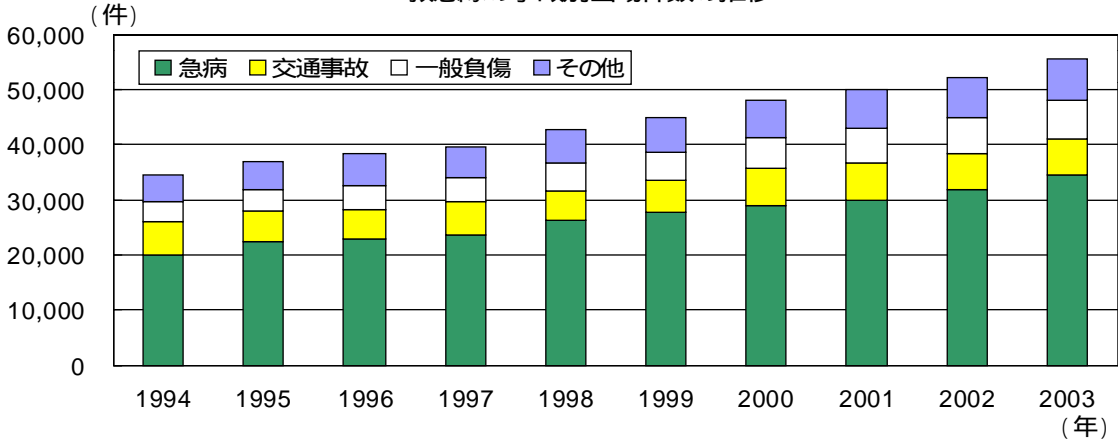
生活環境重要度調査結果



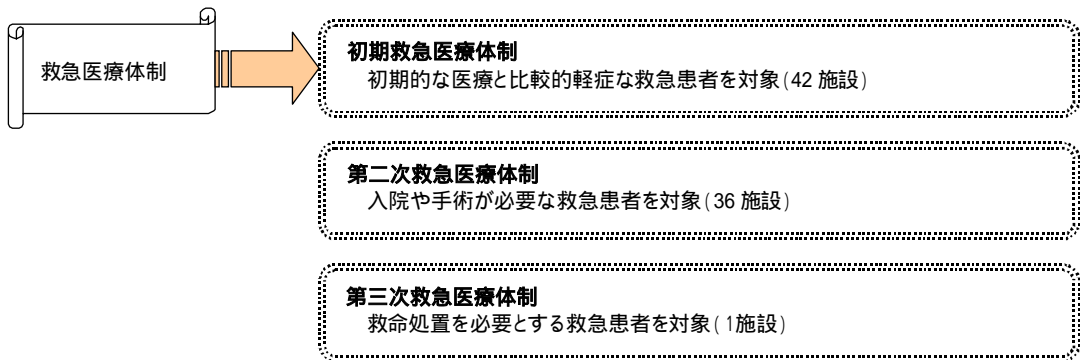
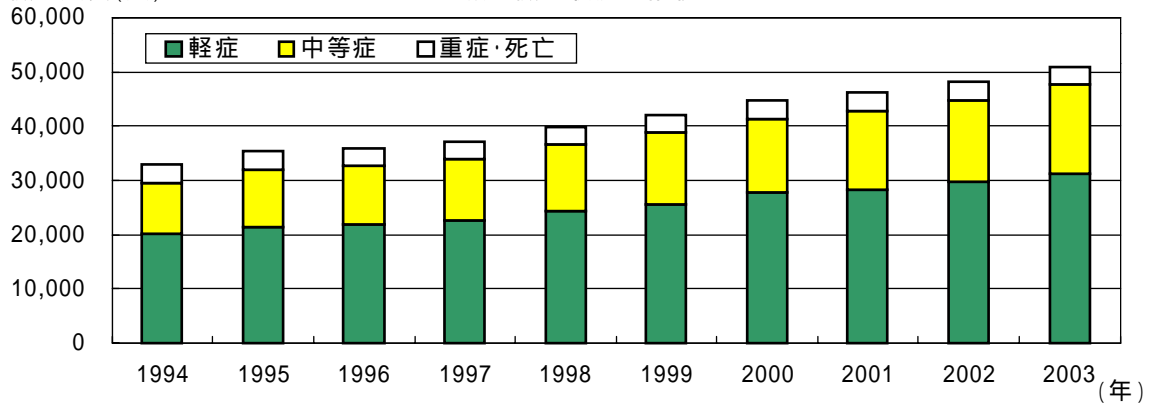
消費生活相談件数



救急隊の事故別出場件数の推移



救急搬送状況の推移



政策の基本方向2 「災害や危機に備える」

かけがえのない市民の生命・財産を守るため、危機管理体制の整備を図るとともに、自然災害や都市型災害への対策の推進、消防力の強化などに取り組みます。

【施策の展開】

(1) 危機事象への的確な対応を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 的確かつ迅速な初動体制の確立

(2) 防災対策を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 耐震補強など被害の軽減に向けた取組
- ・ 市民・企業・行政の協働による防災体制の充実
- ・ 基幹的広域防災拠点の整備

(3) 消防力の強化を図ります。

【施策の展開例】

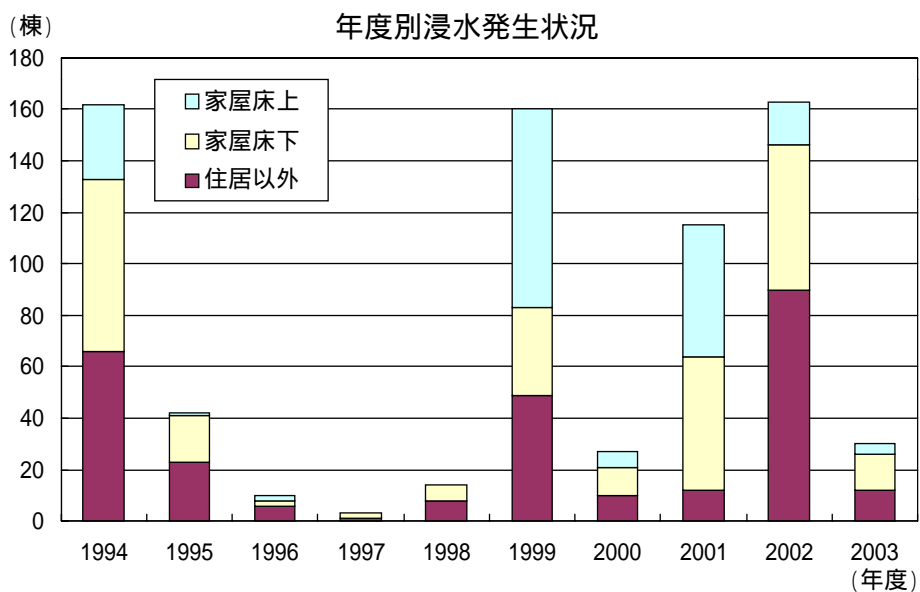
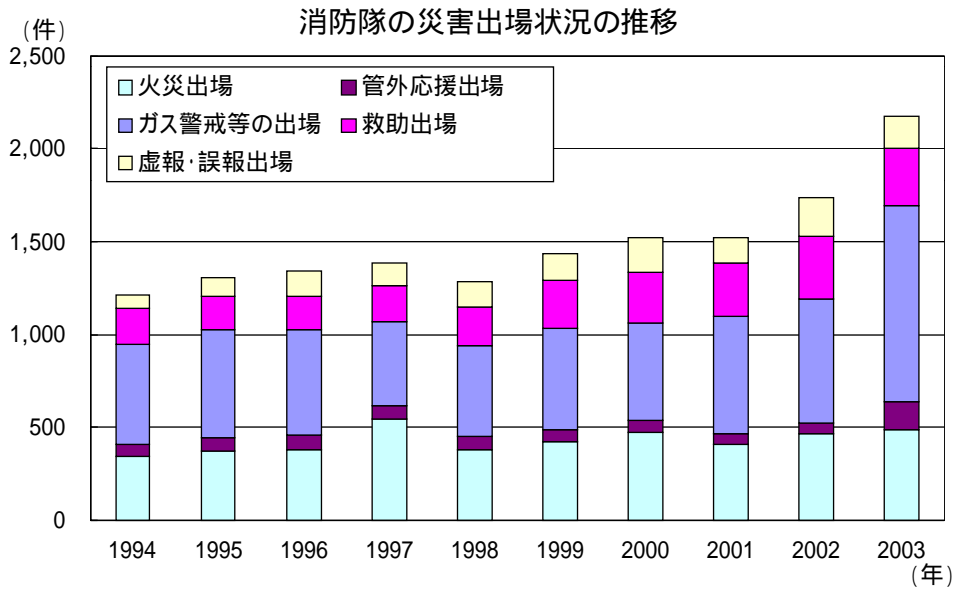
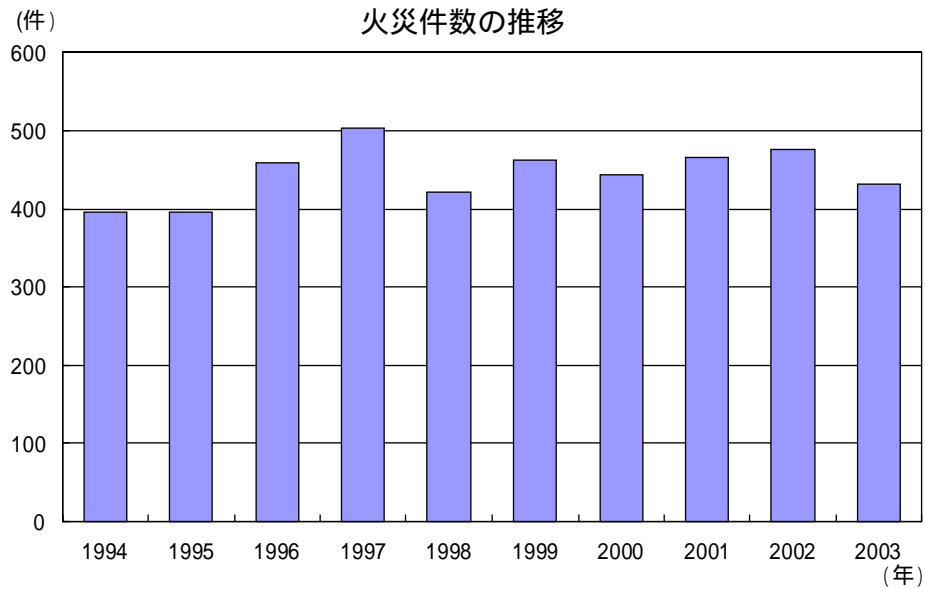
- ・ 消防署所の適正配置と防災拠点としての整備
- ・ 消防活動体制の整備など災害対応力の向上

(4) 治水・雨水対策を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 雨水の適正な処理による浸水対策の推進
- ・ 河川改修による治水安全度の向上

【参考データ等】



政策の基本方向3 「身近な住環境を整える」

市民が暮らしやすいというおいある住環境の整備に向けて、景観施策の推進や狭あい道路対策などにより良好な市街地の形成を促進するとともに、良質な住宅ストックの形成や、市民主体のまちづくりへの支援などに取り組みます。

【施策の展開】

(1) 良好な都市景観形成を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 地域特性を活かした良好な街なみづくりの推進
- ・ 景観に配慮した公共空間づくりの推進

(2) 暮らしやすい住宅・住環境の整備を推進します。

【施策の展開例】

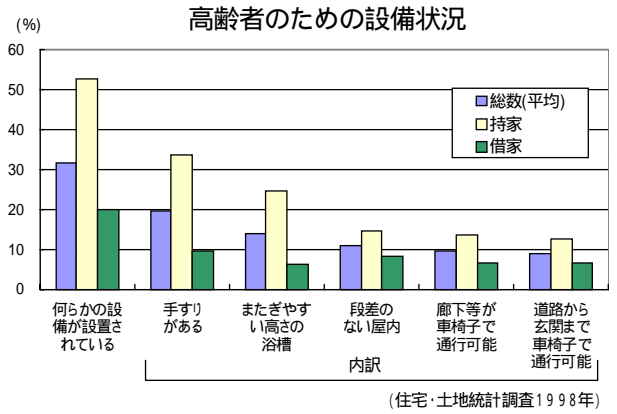
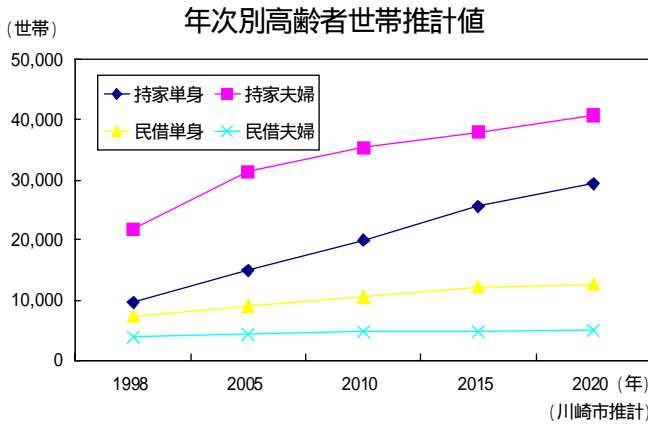
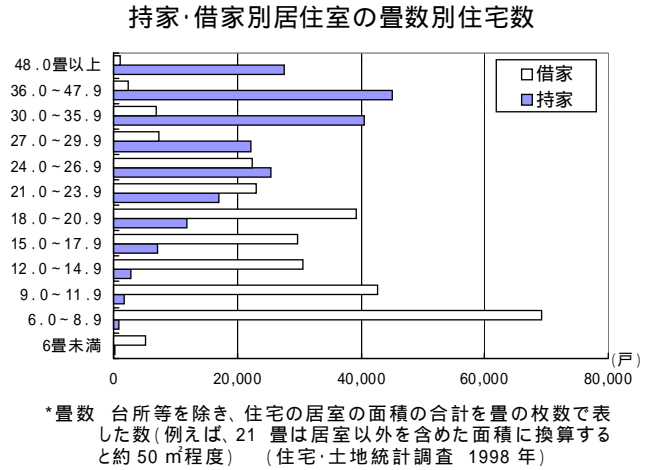
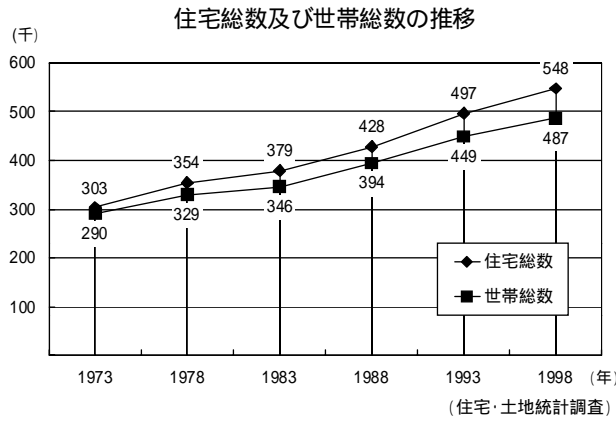
- ・ 狭あい道路対策など安心して暮らせる住環境の形成
- ・ 良質な民間住宅ストックの形成など暮らしやすい住宅施策の推進

(3) 市民の提案や自主性が活きるまちづくりを推進します。

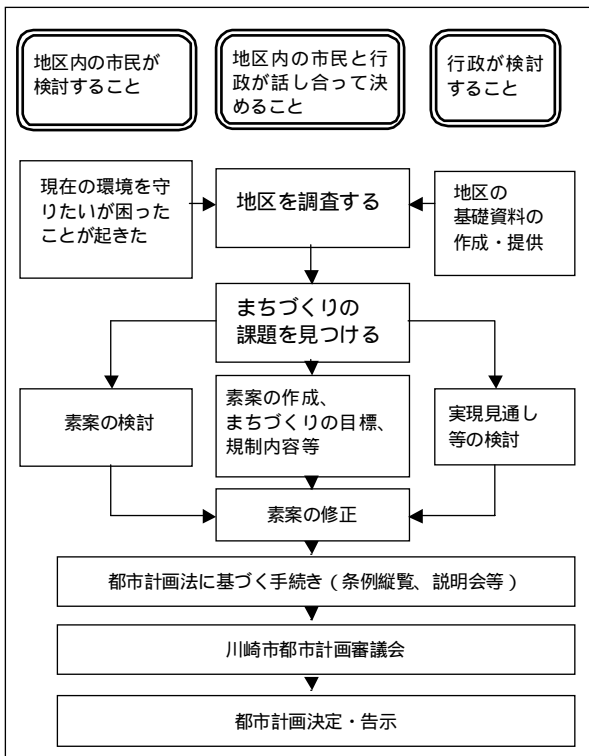
【施策の展開例】

- ・ 地域の声を活かしたまちづくりの推進
- ・ 地域の自主的なまちづくりへの誘導、支援等の推進

【参考データ等】



地区計画の策定フロー



環境や街なみを大切にしたい住宅市街地

【まちのルール】: 地区計画等で定める

- 建築物の用途
- 建築物の高さ
- 垣・柵の構造
- 壁面の位置
- 敷地面積

自分たちで法律よりも厳しくまちのルールを定める

良好な住環境を守っていく

政策の基本方向 4 「快適な地域交通環境をつくる」

身近な地域で安全・快適に生活できるように、駅周辺などにおけるバリアフリー化の推進や、バス交通の利便性向上、生活道路の安全対策、さらには自転車の利用環境整備など、地域の交通環境の改善を推進します。

【施策の展開】

(1) 身近な地域交通環境の整備を進めます。

【施策の展開例】

- ・ バリアフリー化の推進
- ・ 多様なコミュニティ交通など利用しやすい交通環境の整備

(2) 地域の生活基盤となる道路整備を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 安全で安心な身近な道路づくり
- ・ 道路の適正な維持管理

(3) バス輸送サービスの充実を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 市バス事業の効率的な経営とサービスの向上
- ・ バス走行環境の改善

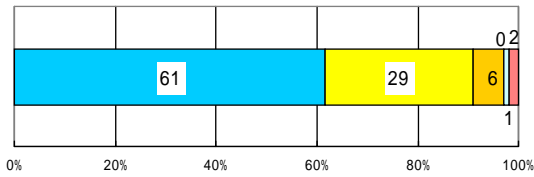
(4) 総合的自転車対策を推進します。

【施策の展開例】

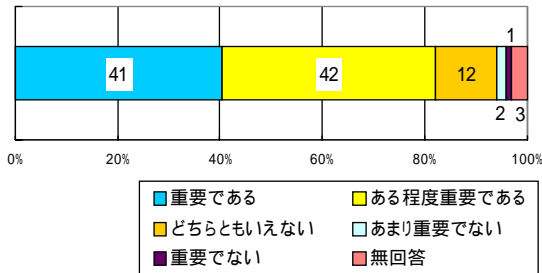
- ・ 商業施設等を対象とする駐輪場の附置義務制度などによる自転車等の利用環境整備の推進
- ・ 自転車等の放置防止対策の推進

【参考データ等】

交通事故・危険物からの安全さの重要度

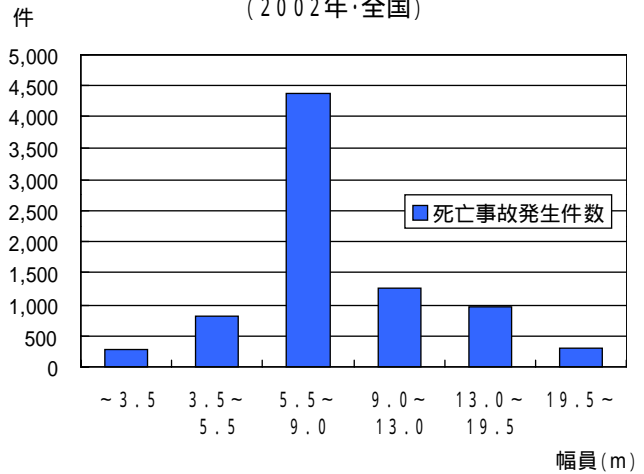


家周辺の生活道路の快適さの重要度



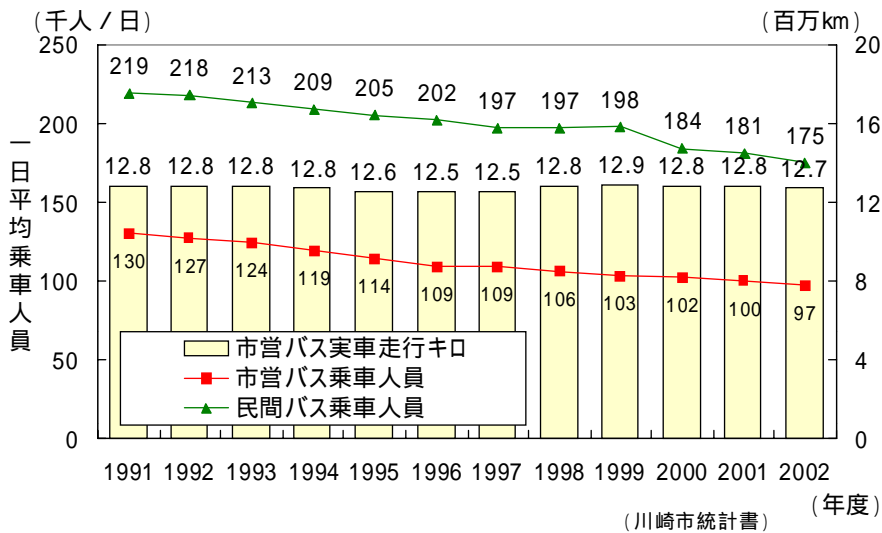
(川崎市政及び区政に関する市民1万人アンケート)

道路幅員別死亡事故発生件数 (2002年・全国)



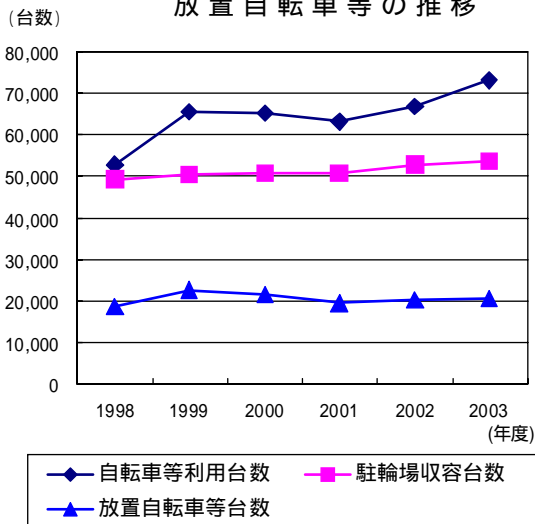
((財)交通事故総合分析センター)

バス乗車人員(市営・民間)、実車走行キロ(市営)の推移



(川崎市統計書)

放置自転車等の推移



(川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査)

市内58駅周辺 放置自転車等実態調査結果 (2003年度)

駅周辺自転車等駐車場 (駐輪場) 49駅145カ所

自転車等放置禁止区域 29駅周辺

放置自転車等ワースト5

調査日における
放置台数

- 1位 溝口駅周辺 2,886台
- 2位 川崎駅周辺 2,746台
- 3位 武蔵新城駅周辺 2,056台
- 4位 元住吉駅周辺 2,003台
- 5位 武蔵小杉駅周辺 1,304台

政策の基本方向 5 「安定した供給・循環機能を提供する」

市民生活に必要なライフラインとして、水源水質の保全などにより、安全な飲み水を確実に提供するとともに、下水の処理・浄化を推進し、快適な都市環境の確保を図ります。

【施策の展開】

(1) 良質な水の安定供給を進めます。

【施策の展開例】

- ・ 安定給水の確保と安全性の向上
- ・ 震災時の飲み水の確保
- ・ 水道事業の効率的な経営

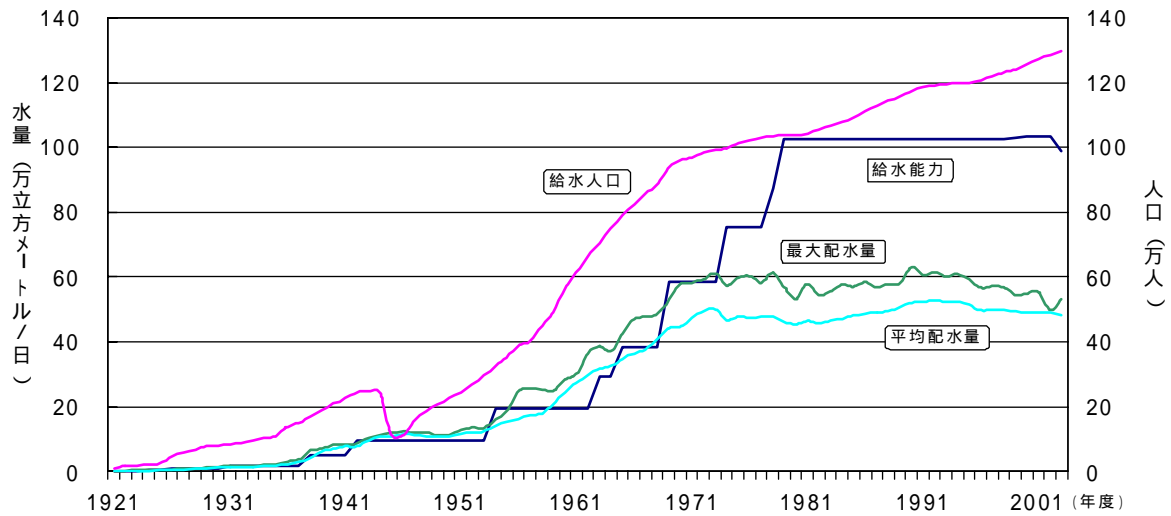
(2) 良好な下水道環境を形成します。

【施策の展開例】

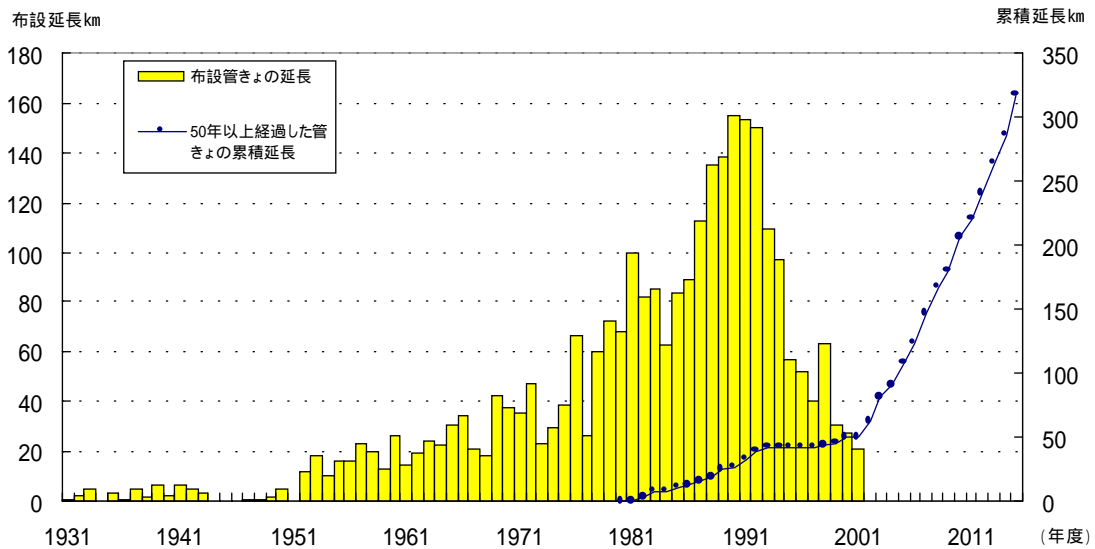
- ・ 下水道施設の整備と適切な維持管理
- ・ 下水の高度処理などによる公共水域の水質改善
- ・ 下水道事業の効率的な運営

【参考データ等】

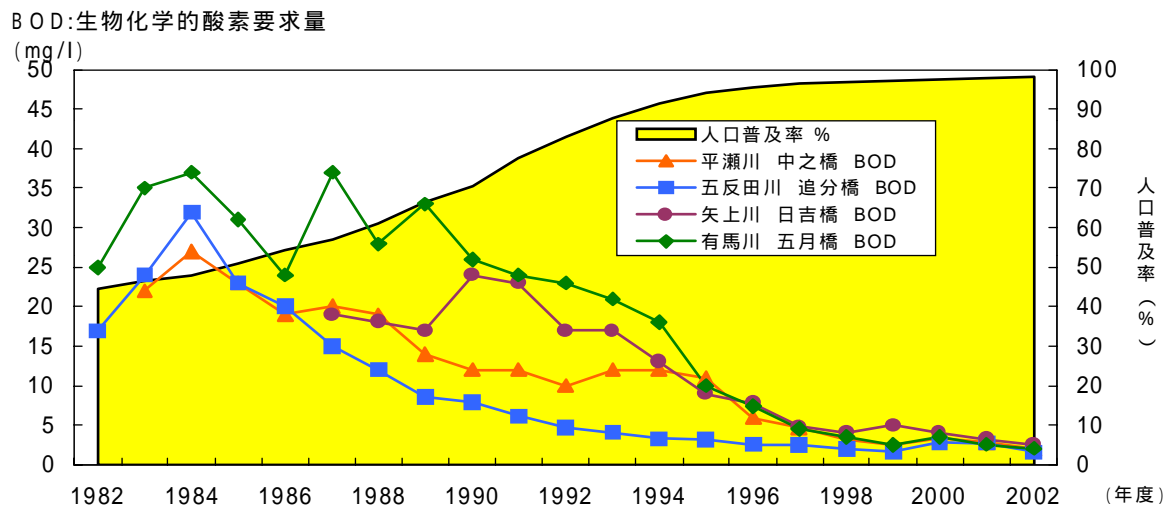
人口と水需要の推移



下水道の布設管きよの延長と50年以上経過した管きよの累積延長



下水道の普及状況と河川の水質



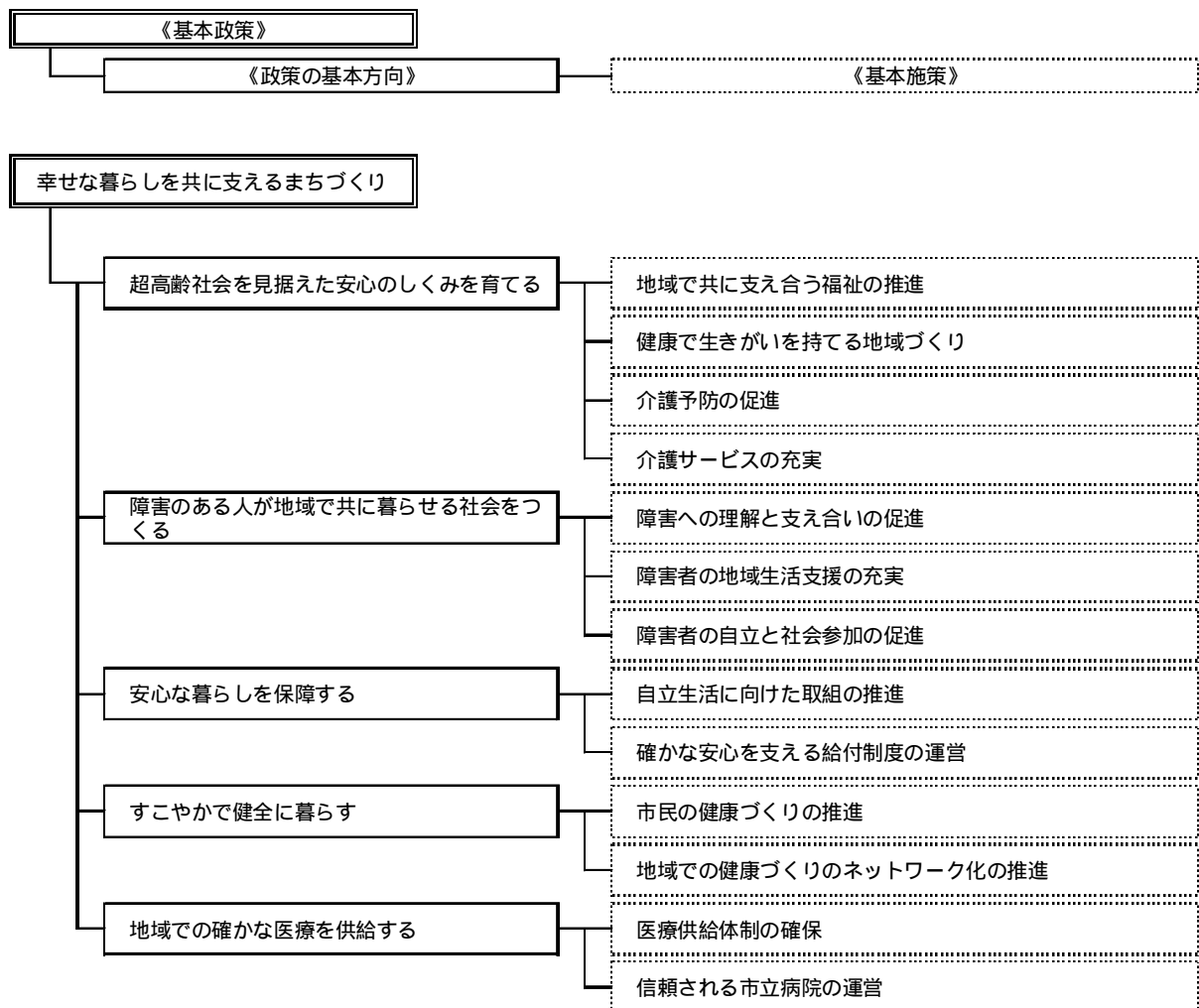
基本政策 「幸せな暮らしを共に支えるまちづくり」

高齢社会にあっても、住み慣れた地域で、個人としての自立と尊厳を確保したうえで、生涯にわたりいきいきと健やかに暮らせるように、市民一人ひとりが自らに関わることは自らの責任と選択で決定することができるための取組を促進します。

また、自立した生活を送るうえで必要な支援については、地域で活動するさまざまな担い手による、地域社会での支え合いや課題解決の取組を進めるとともに、行政の責務として必要なセーフティネットはしっかりと維持・提供することによって、市民生活を支援する効果的できめ細やかな施策を展開していきます。

こうした自助・共助・公助の適切なバランスを保ちながら、市民の安心を保障する持続型の地域福祉社会の構築を進めていきます。

【政策 - 施策体系図】



政策の基本方向1 「超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる」

高齢者をはじめとするすべての市民が、地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の分野で活動するさまざまな主体が相互に信頼し、連携するしくみづくりを進め、安心な市民生活を支える地域での助け合いを促進します。

【施策の展開】

(1) 地域で共に支え合う福祉を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 地域福祉を支える担い手づくり
- ・ 地域でのきめ細やかな支え合いの促進

(2) 健康で生きがいを持てる地域づくりを進めます。

【施策の展開例】

- ・ 高齢者の積極的な社会活動の促進
- ・ 高齢者の社会参加の場づくりの支援
- ・ シニア世代が地域社会で能力を発揮するための支援

(3) 介護予防の促進を図ります。

【施策の展開例】

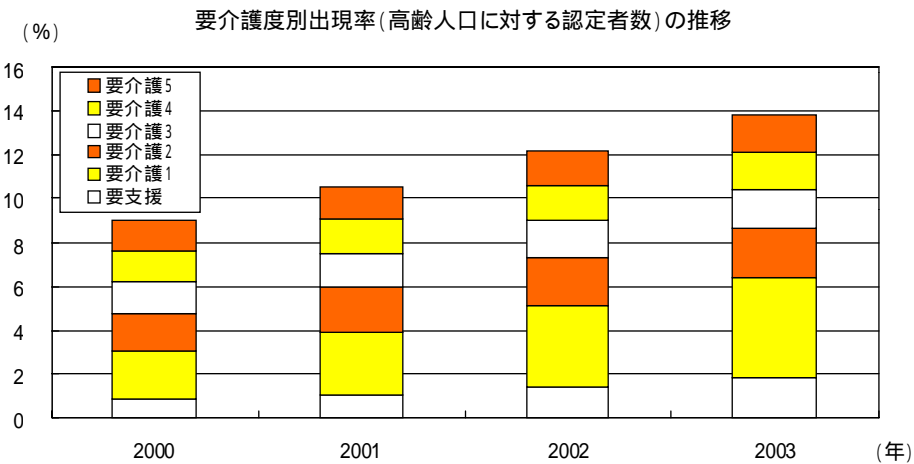
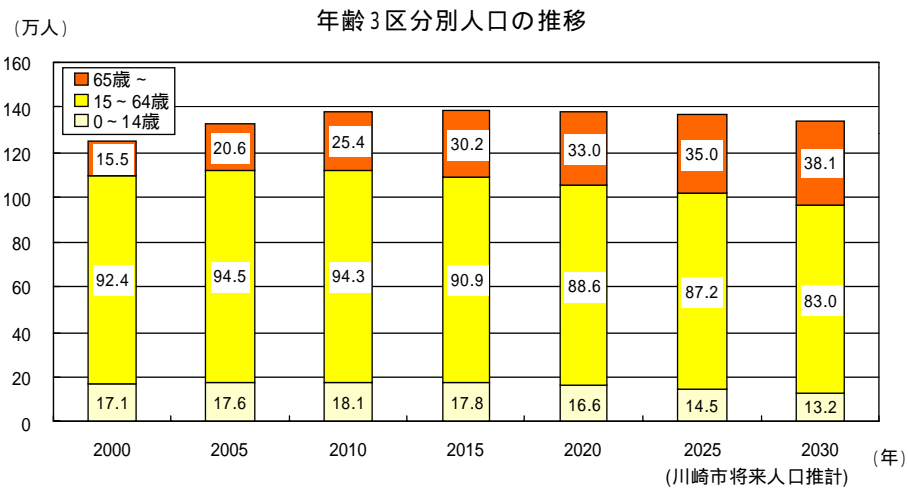
- ・ 効果的な介護予防のしくみづくり
- ・ 介護相談支援機能の充実

(4) 介護サービスの充実を図ります。

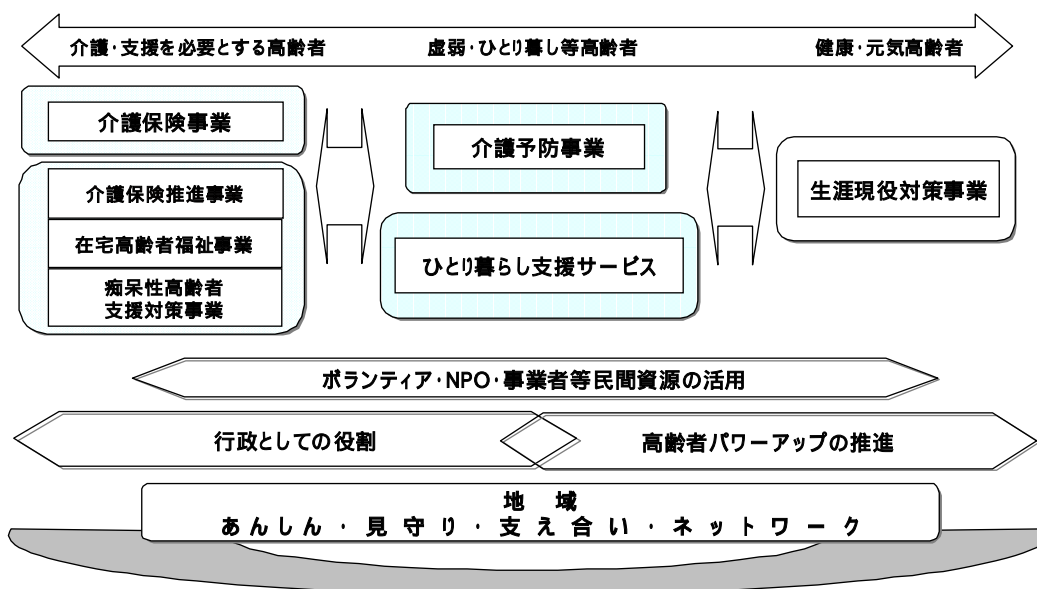
【施策の展開例】

- ・ 介護保険サービスの提供
- ・ 高齢者の在宅生活を支援するサービスの提供
- ・ 痴呆性高齢者施策の充実
- ・ 高齢者の多様な居住環境の整備
- ・ 福祉産業の振興

【参考データ等】



地域における多様な支え合いのしくみづくり



政策の基本方向2 「障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる」

障害者が、地域の中で共に暮らすことのできる社会の実現をめざし、市民、ボランティア、福祉産業、行政などの連携による支え合いのしくみを構築し、自立と社会参加を促進するとともに、就労に向けた機会の確保を図ります。

【施策の展開】

(1) 障害への理解と支え合いを促進します。

【施策の展開例】

- ・ 障害を正しく理解するための啓発促進
- ・ 障害者を支える人材の育成
- ・ 障害者を地域で支える支援団体等のネットワークの構築

(2) 障害者の地域生活支援の充実を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 在宅サービスの充実
- ・ 日中の活動の場の整備と充実
- ・ 地域で暮らす生活の場の確保
- ・ 地域生活支援型入所施設への転換と整備

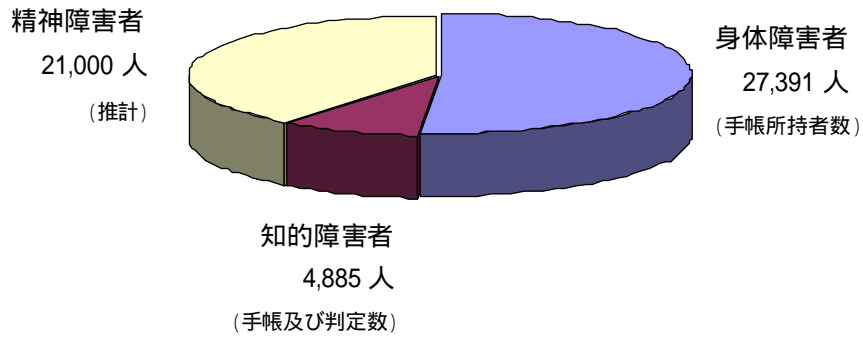
(3) 障害者の自立と社会参加を促進します。

【施策の展開例】

- ・ 障害特性に応じた専門的支援と相談機能の提供
- ・ 自立支援と権利の擁護の推進
- ・ 就労の促進
- ・ 社会参加の促進
- ・ バリアフリー化の推進

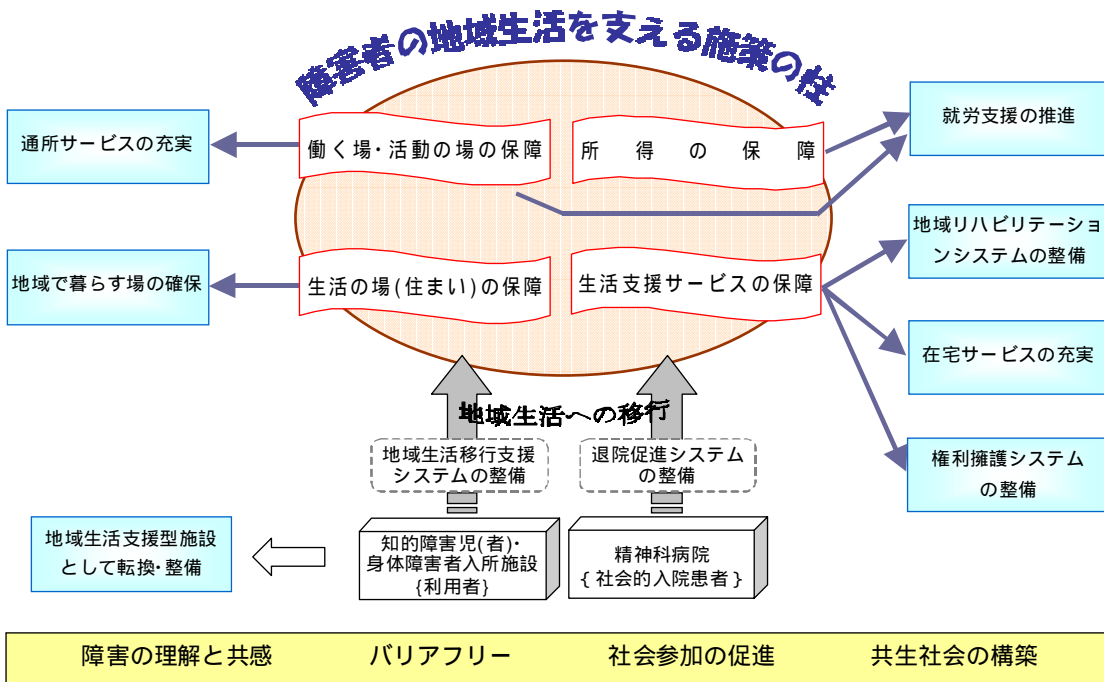
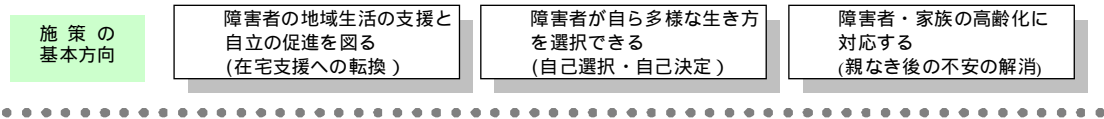
【参考データ等】

障害者総計 約5万人(推計)
(2004年3月現在)



まちで暮らそう21世紀

(身体・知的・精神)
(障害者の地域生活支援と自立の促進をめざして)



政策の基本方向3 「安心な暮らしを保障する」

失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の安心な暮らしを保障します。

【施策の展開】

(1) 自立生活に向けた取組を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 生活保護制度の適正な実施と自立の促進
- ・ ホームレスの自立支援の推進

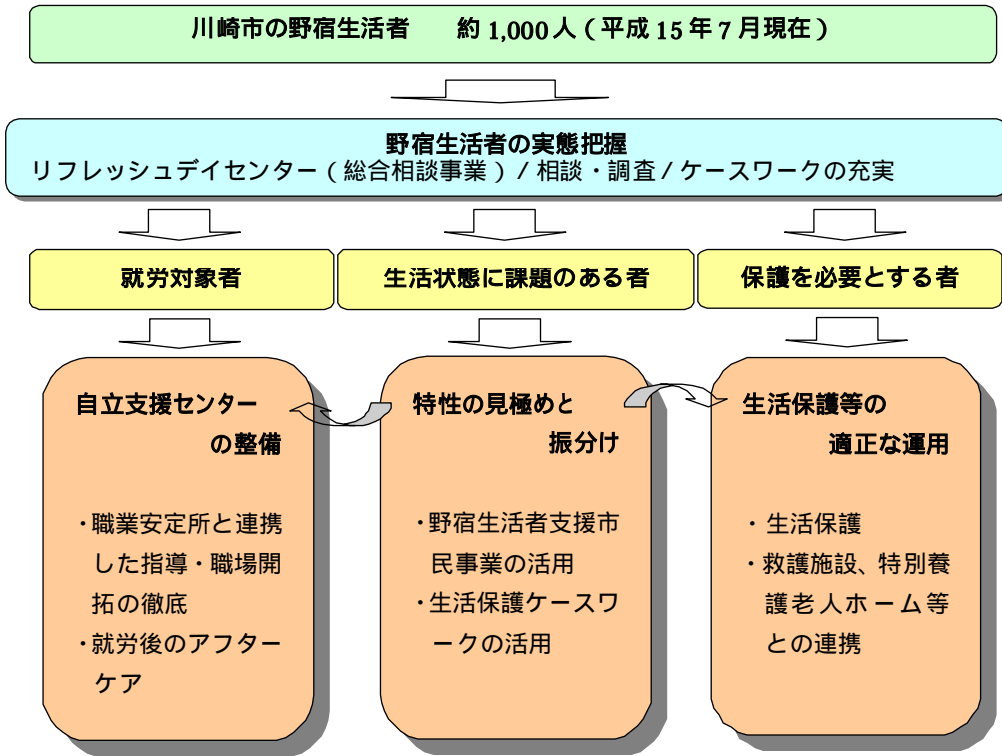
(2) 確かな安心を支える給付制度の運営を維持します。

【施策の展開例】

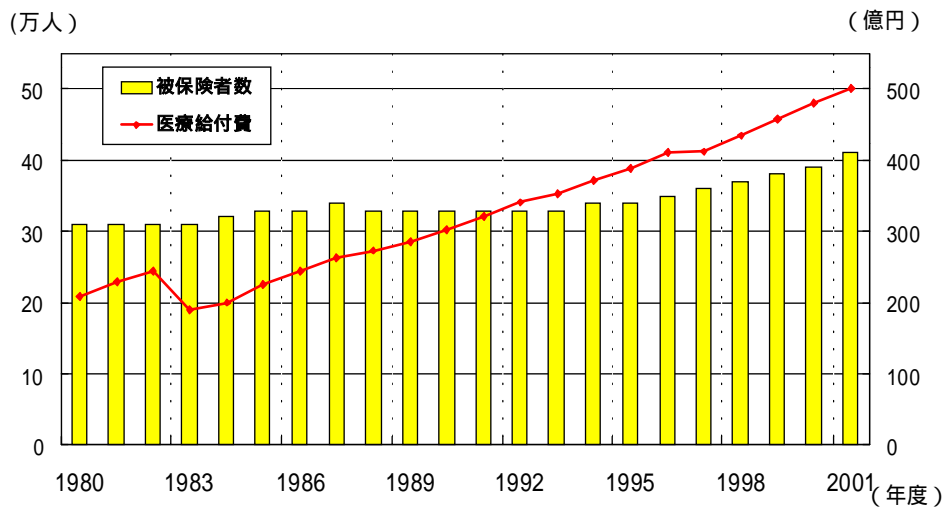
- ・ 国民健康保険制度の安定した運営
- ・ 医療費等の支援の実施
- ・ 公害健康被害者の救済及び健康の回復の促進

【参考データ等】

野宿生活者の自立支援施策展開の基本方向



国民健康保険加入者数と医療給付費の推移



政策の基本方向 4 「すこやかで健全に暮らす」

日々の健康増進を通じて、健康で活力のある暮らしを維持することができるよう、市民自らが生涯にわたり積極的に健康づくりに取り組み、生活の質の向上が図れるような環境を整備します。

【施策の展開】

(1) 市民の健康づくりを推進します。

【施策の展開例】

- ・ 市民の生涯を通じた健康自己管理への支援

(2) 地域での健康づくりのネットワーク化を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 市民が主体の健康づくりへの支援

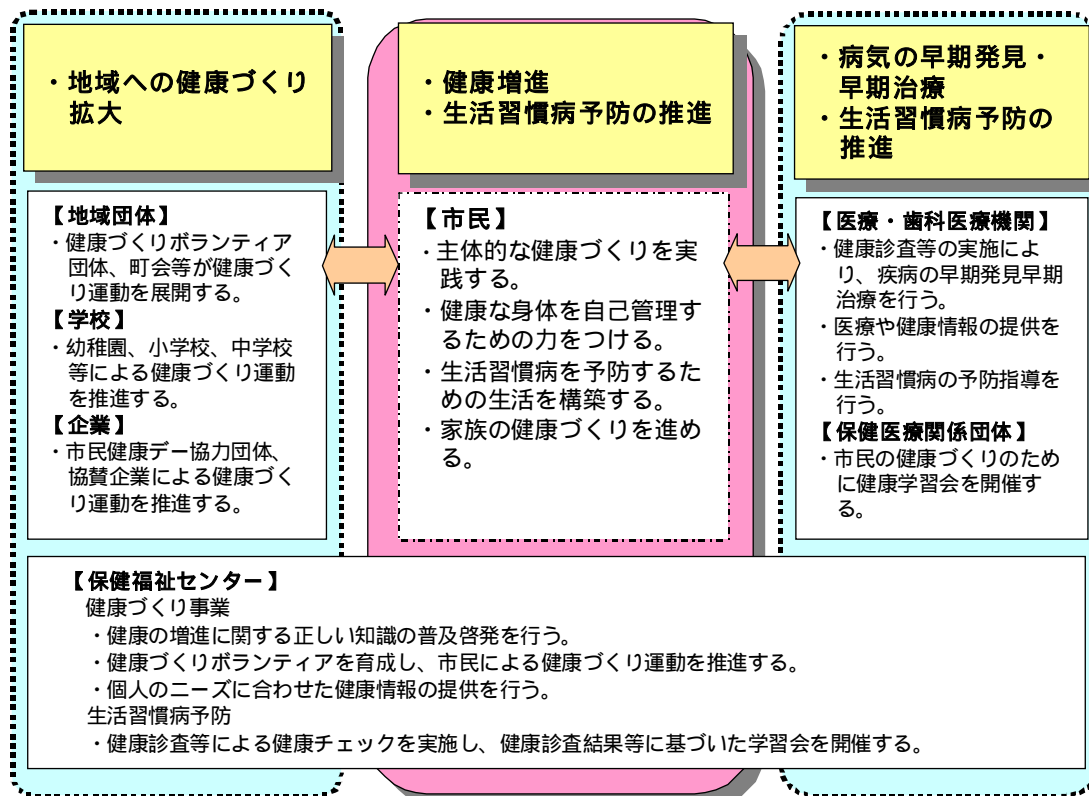
【参考データ等】

本市の死因・死亡率（人口10万人当たりの死亡数）の推移

区分	1980年	1991年	2001年
第1位	悪性新生物 99.1	悪性新生物 130.6	悪性新生物 189.6
第2位	脳血管疾患 79.9	心疾患 82.1	心疾患 83.2
第3位	心疾患 54.8	脳血管疾患 62.7	脳血管疾患 72.4
第4位	肺炎・気管支炎 19.4	肺炎・気管支炎 41.5	肺炎 46.5
第5位	不慮の事故 16.3	不慮の事故 21.1	不慮の事故 23.8

（2001年度版健康福祉年報）

健康都市かわさきの実現



政策の基本方向 5 「地域での確かな医療を供給する」

地域における医療機関相互の機能分担と連携により良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制整備を進め、すべての市民のすこやかで自立した生活を支えます。

【施策の展開】

(1) 医療供給体制の確保を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 地域における医療機関の連携の推進
- ・ 医療人材の養成の推進

(2) 信頼される市立病院の運営を図ります。

【施策の展開例】

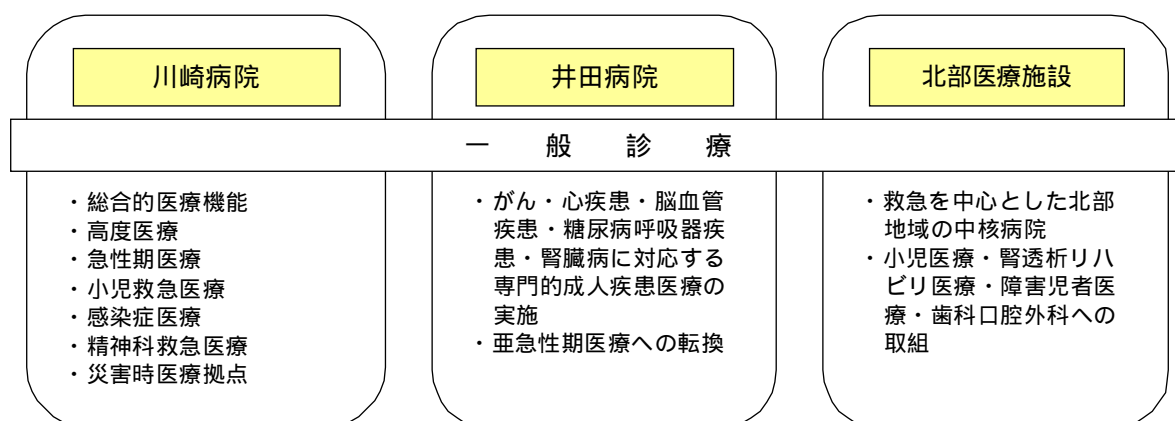
- ・ 医療の質及び患者サービスの向上
- ・ 病院事業の効率的な運営

【参考データ等】

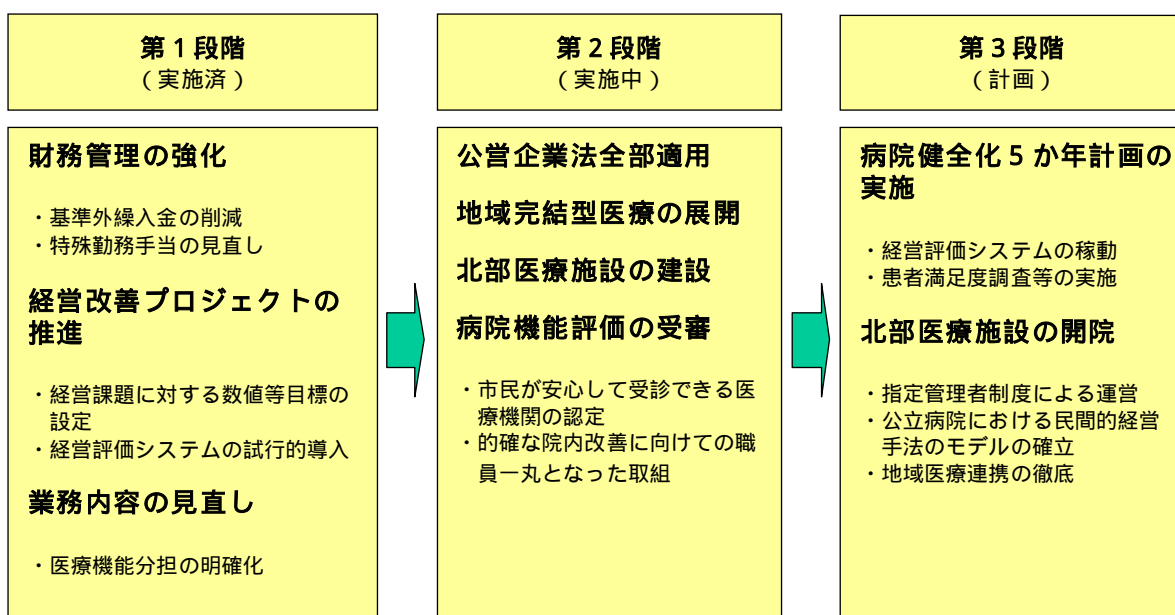
医療施設数・率(人口10万人当たりの施設数)の推移

	2000年末		2001年末		2002年末		2003年末	
	数	率	数	率	数	率	数	率
病院	43	3.4	45	3.5	44	3.4	44	3.4
一般診療所	821	65.5	831	65.6	843	65.7	859	66.4
歯科診療所	635	50.7	647	51.0	653	50.9	662	51.2
薬局	427	34.2	436	34.4	448	35.0	457	35.3

市立病院の医療機能分担



市立病院の経営改善計画

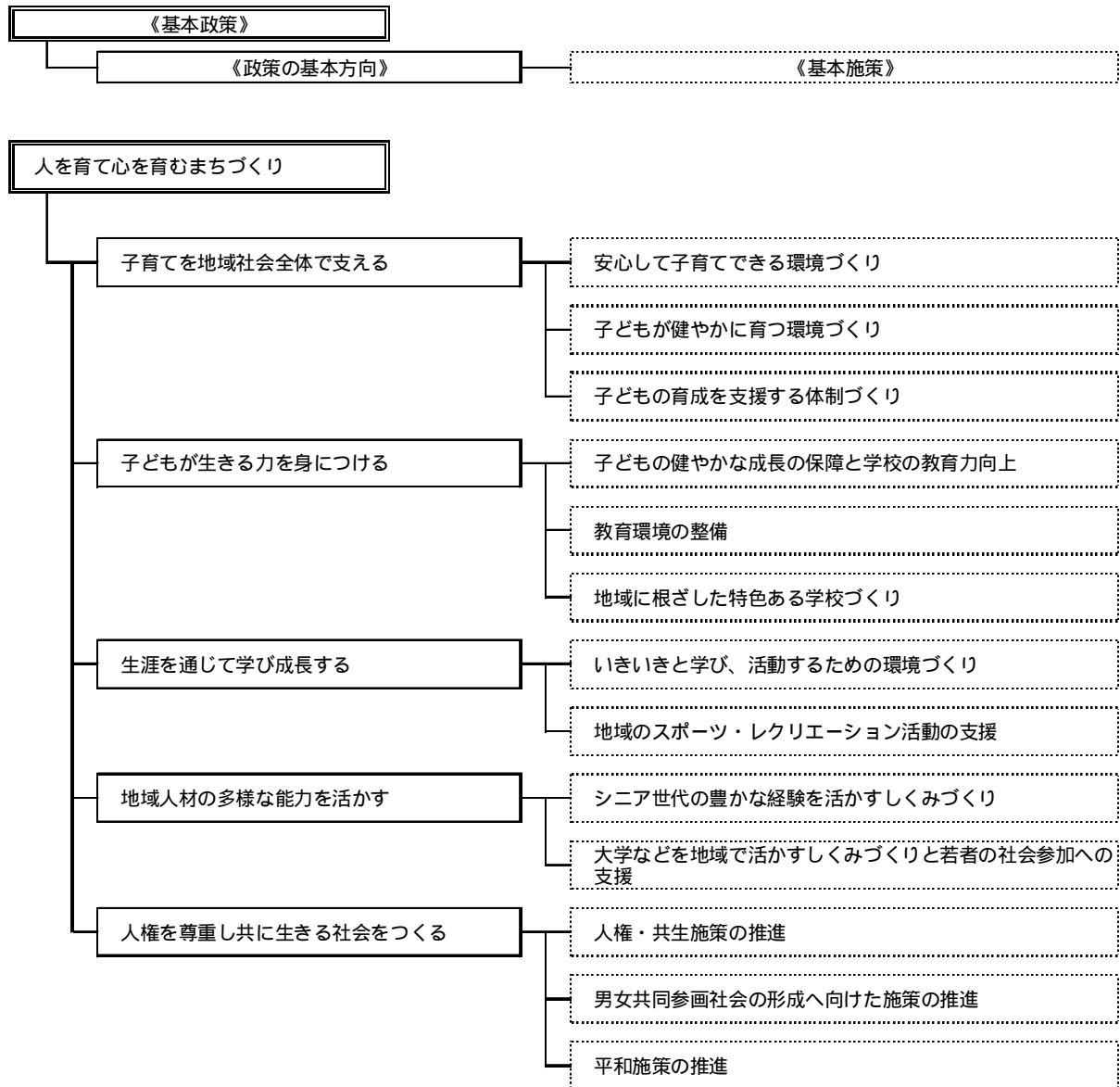


基本政策 「人を育て心を育むまちづくり」

地域で人を育て、人が地域を育てるという新たな価値観により、子どもから大人に至るまでの、教わる、教える、育ち、育てるといった取組を、地域と行政との協働と相互信頼に基づきながら総合的に展開することにより、未来を担う子どもたちがたくましく生きる力を身につけ、健やかに成長する姿を市民が実感できるような地域社会をつくります。

また、市民が生涯を通じていきいきと学び、活動することを支援し、多様な市民の経験や能力が地域の中で活かされるような環境づくりを進めるとともに、人権が尊重され、誰もが共に生きていける社会の構築を進めていきます。

【政策 - 施策体系図】



政策の基本方向1 「子育てを地域社会全体で支える」

子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる社会をめざし、総合的な子育て支援体制を確立し、多様な子育てサービスを選択、利用することのできる環境づくりを進めます。また、地域において子どもたちがさまざまな体験をする機会を提供することにより、個々の子どもがもつ特性に応じて、のびのび育つことのできる健全な環境をつくります。

【施策の展開】

(1) 安心して子育てできる環境づくりを進めます。

【施策の展開例】

- ・ 地域における子育ての支援と拠点づくり
- ・ 多様な保育の充実
- ・ 幼児教育環境の整備
- ・ 親と子の健康づくりの推進

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

【施策の展開例】

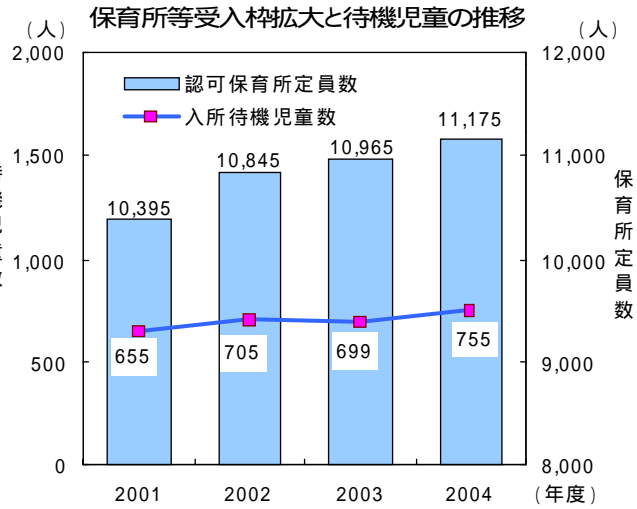
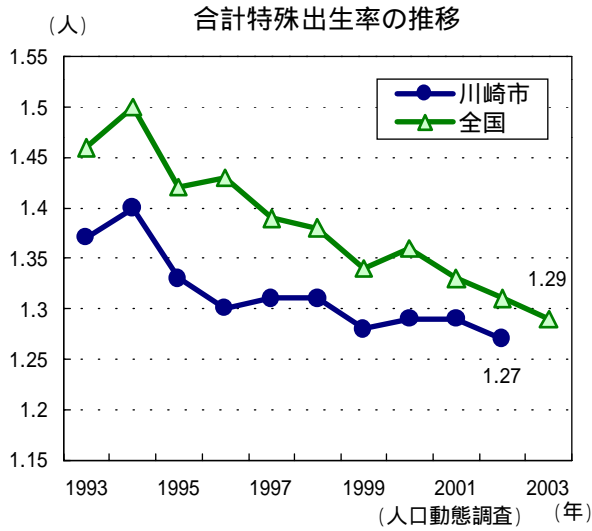
- ・ 児童の健全な育成と居場所づくり
- ・ 青少年の社会活動への参加の促進

(3) 子どもの育成を支援する体制づくりを推進します。

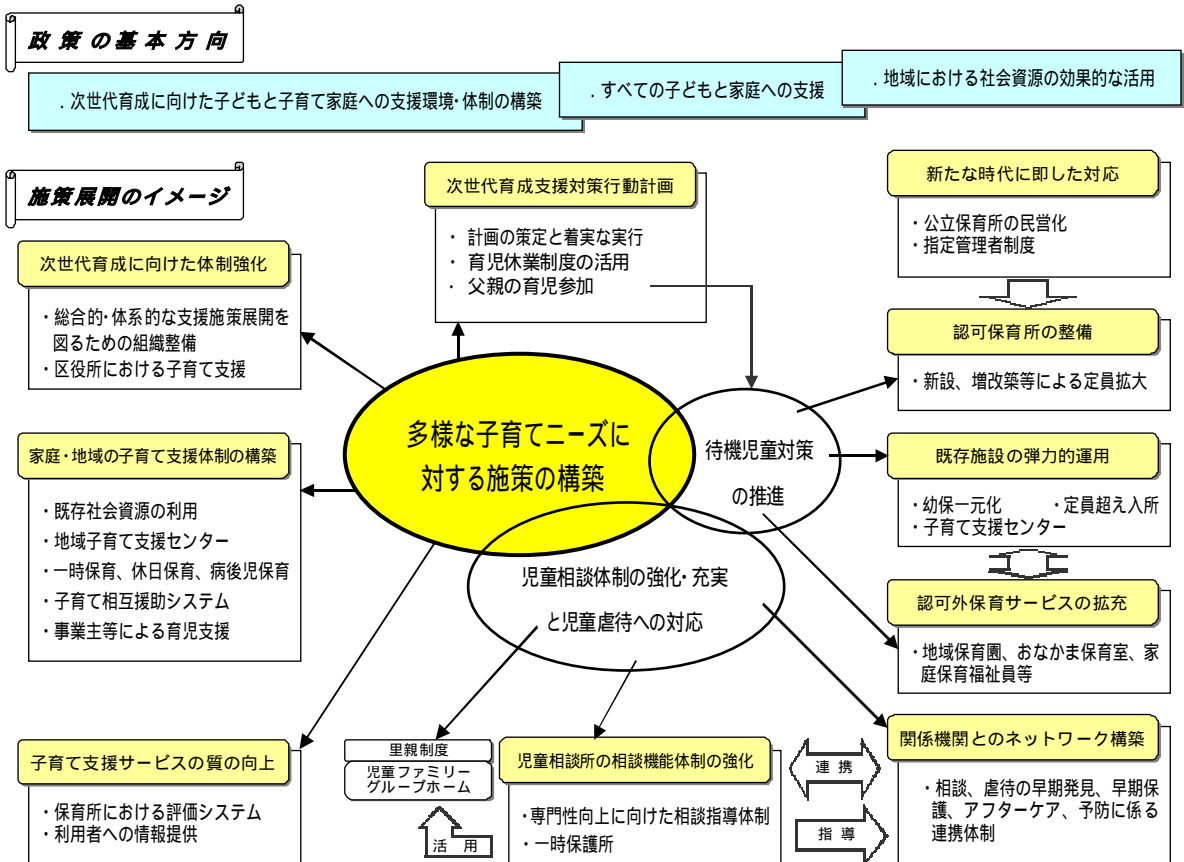
【施策の展開例】

- ・ 児童に関する総合的な相談・支援体制の確立
- ・ 障害児の発達支援の推進
- ・ 児童虐待の防止
- ・ ひとり親家庭等の自立支援

【参考データ等】



次代を担う子どもの総合的な育成環境の整備 ~地域で安心して子育て~



政策の基本方向2 「子どもが生きる力を身につける」

子どもが生きる力を身につけるために、家庭・学校・地域の多様な人々とのつながりのなかで、子どもたちの人権を尊重しながら、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、たくましく生きるための健康・体力の向上をめざす教育を進めます。

【施策の展開】

(1) 子どもの健やかな成長の保障と学校の教育力向上を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 確かな学力の育成
- ・ 健康・体力の向上
- ・ いじめ・体罰の根絶や不登校の防止に向けた取組の推進
- ・ 教職員の指導力向上
- ・ 特別支援教育への取組

(2) 教育環境の整備を進めます。

【施策の展開例】

- ・ 義務教育施設等の計画的整備
- ・ 学校の適正規模・適正配置
- ・ 私立学校等の振興

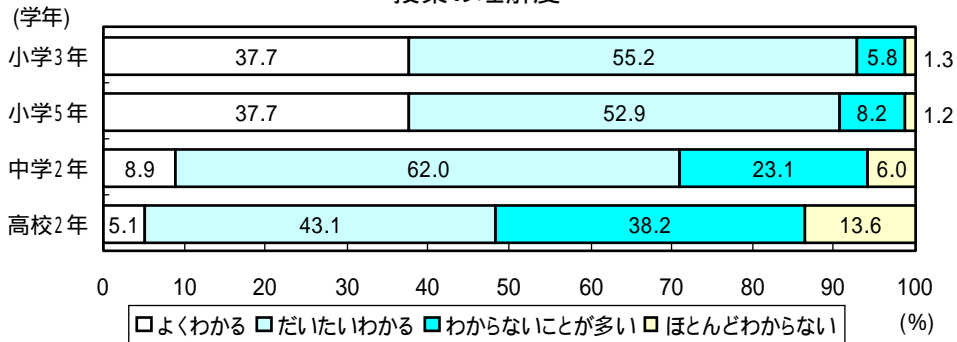
(3) 地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

【施策の展開例】

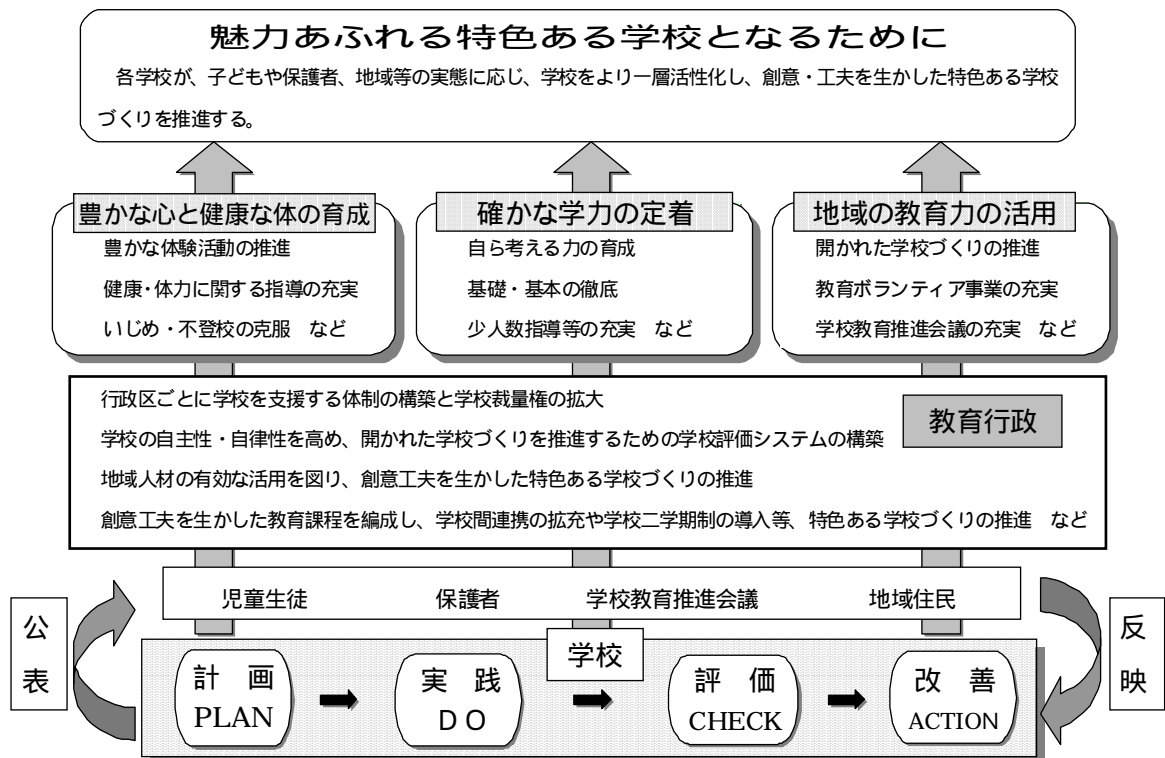
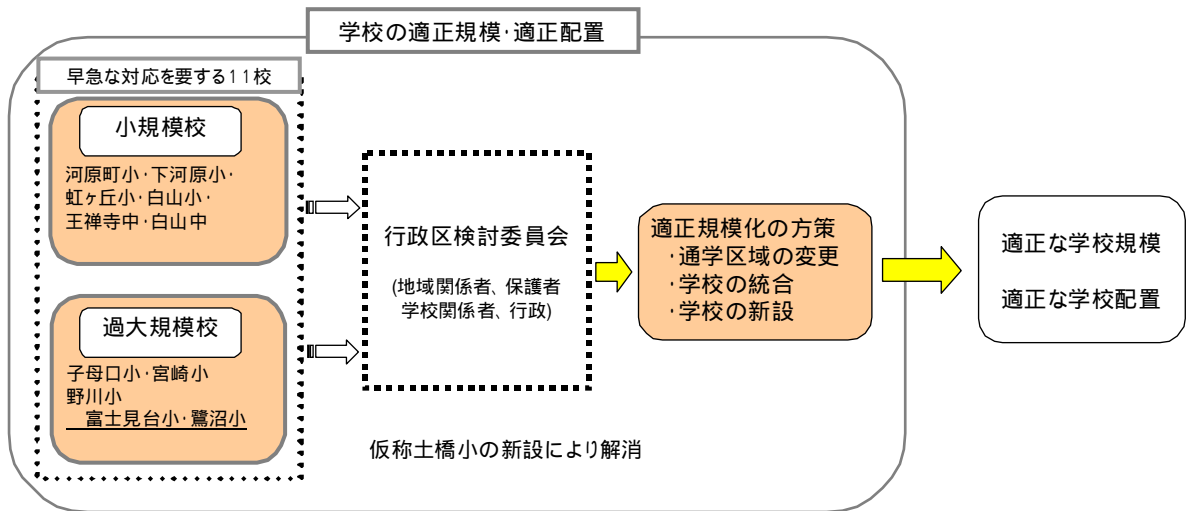
- ・ 地域に開かれた学校づくりと特色ある教育活動の展開
- ・ 保護者・地域住民の参加促進と区における教育支援体制整備
- ・ 創意工夫を発揮できる学校づくり

【参考データ等】

授業の理解度



(かわさき・子どもの生活実態調査 2003年)



政策の基本方向3 「生涯を通じて学び成長する」

市民の学習や活動がより豊かに行われ、学習の成果が地域社会へ還元されるとともに、相互に学びあえる環境づくりに向け、市民の主体的で多様な学習活動を支援します。

【施策の展開】

(1) いきいきと学び、活動するための環境づくりを進めます。

【施策の展開例】

- ・ 自ら学び、活動する市民のための支援
- ・ 市民利用施設や事業のネットワークの構築
- ・ 学校施設の有効活用の推進

(2) 地域のスポーツ・レクリエーション活動の支援を進めます。

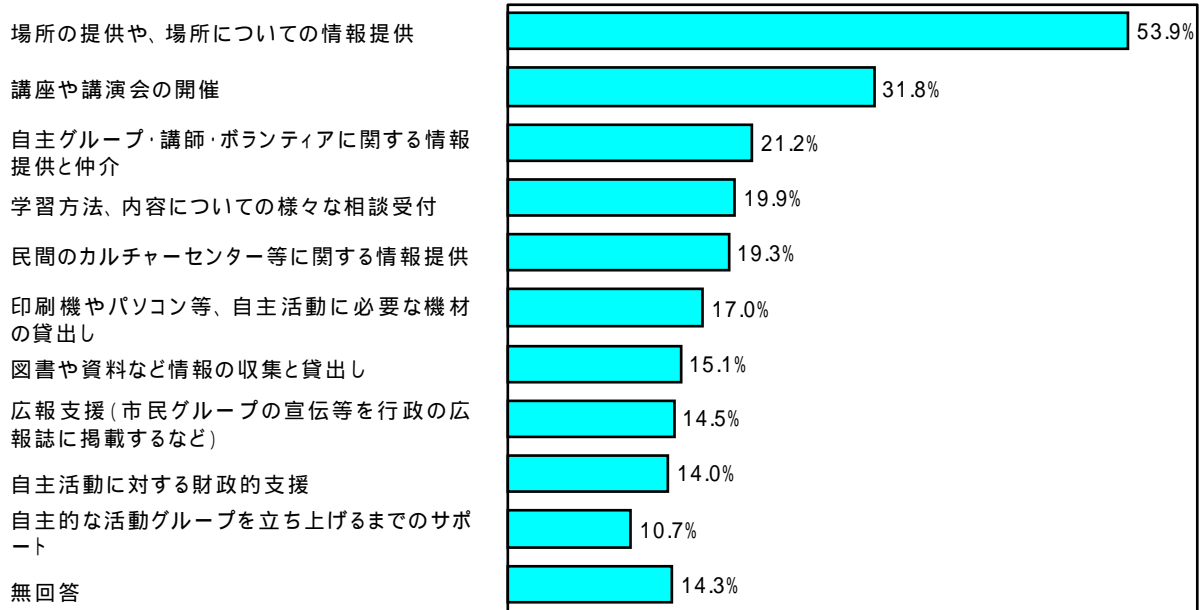
【施策の展開例】

- ・ スポーツ・レクリエーションへの参加の機会の拡充
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成

【参考データ等】

学習活動に対する支援への要望

(複数回答)



(2003年度川崎市民意識実態調査)



政策の基本方向 4 「地域人材の多様な能力を活かす」

生涯にわたる生きがいの創出や地域社会の活性化を図るために、シニアや若者などさまざまな世代の市民が持つ多様な能力を発揮することができる場を広げるとともに、大学などを地域で活かすしくみづくりの推進や、若者の社会参加への支援を行います。

【施策の展開】

(1) シニア世代の豊かな経験を活かすしくみづくりを進めます。

【施策の展開例】

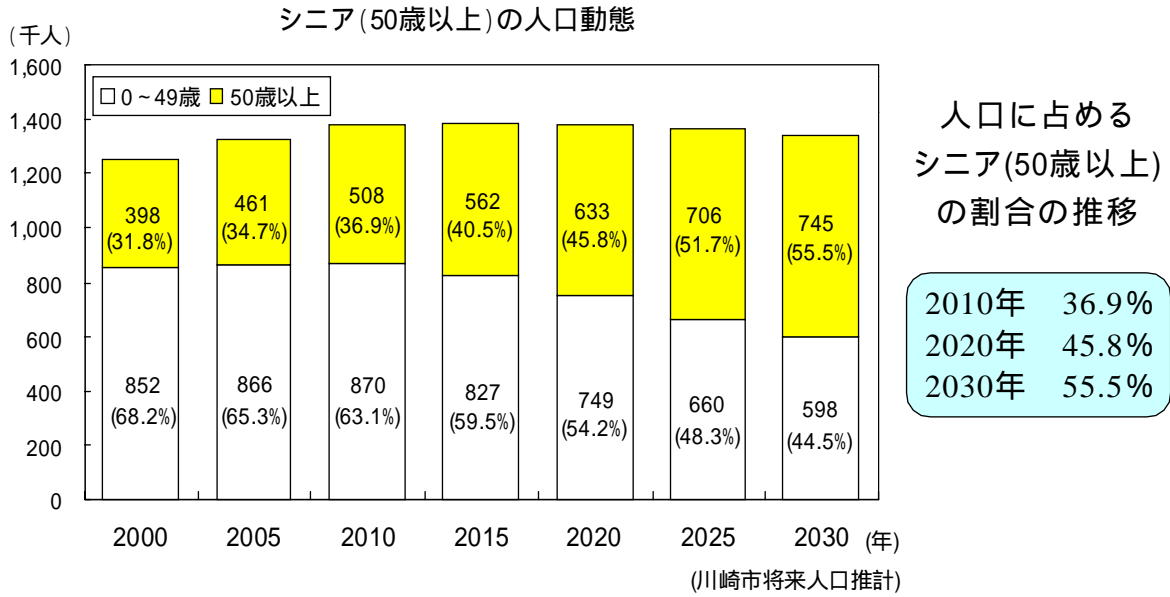
- ・ シニア世代が地域社会で能力を発揮するための支援

(2) 大学などを地域で活かすしくみづくりと若者の社会参加への支援を進めます。

【施策の展開例】

- ・ 大学などの高等教育機関との連携の推進
- ・ 若者の社会参加を促進する施策の推進

【参考データ等】



政策の基本方向5 「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」

すべての市民が人間としての尊厳や人権が尊重され、それぞれの違いを認め合い、共に生きることのできる地域社会の実現と平和への貢献に向けた取組を進めます。

【施策の展開】

(1) 人権・共生施策を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 人権に関わる教育・啓発など人権施策の推進
- ・ 子どもの権利施策の推進
- ・ 多文化共生施策の推進

(2) 男女共同参画社会の形成へ向けた施策を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 男女がともに仕事と家庭を両立できる職場づくりの推進
- ・ 男女平等推進に関する意識啓発・広報活動の実施

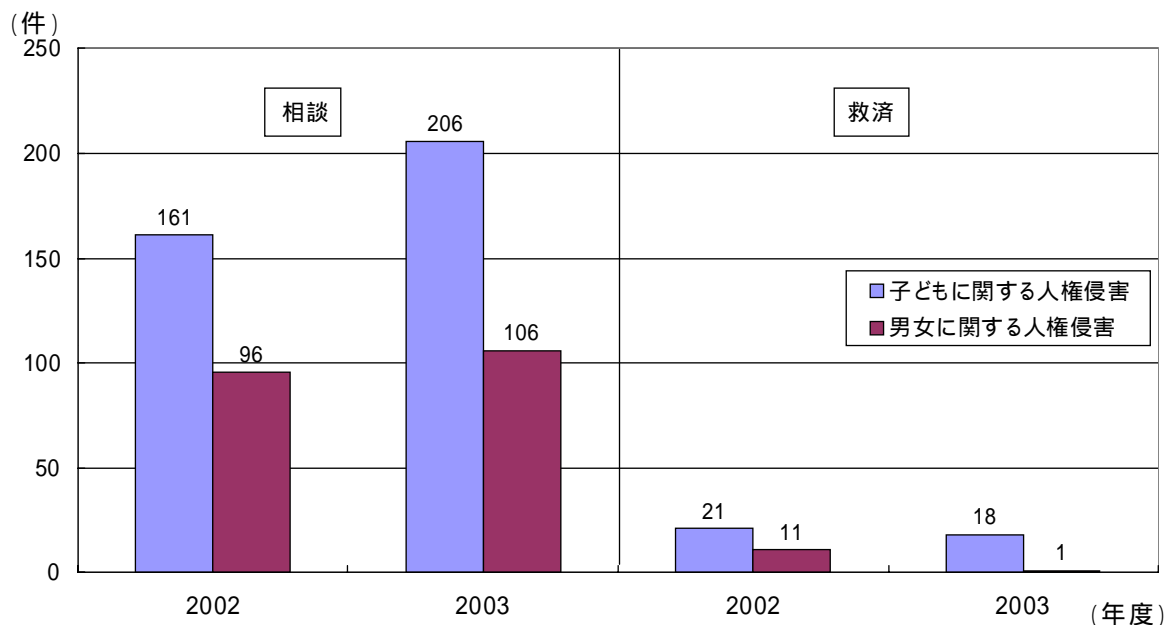
(3) 平和施策を推進します。

【施策の展開例】

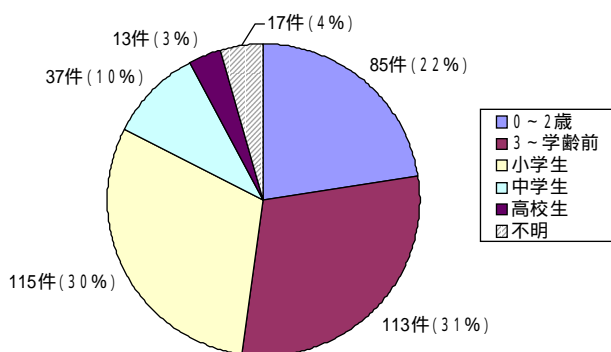
- ・ 核兵器廃絶平和都市宣言の理念に基づく平和施策の推進

【参考データ等】

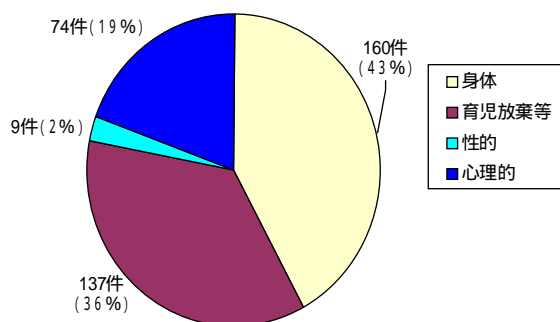
人権オンブズパーソン相談・救済件数



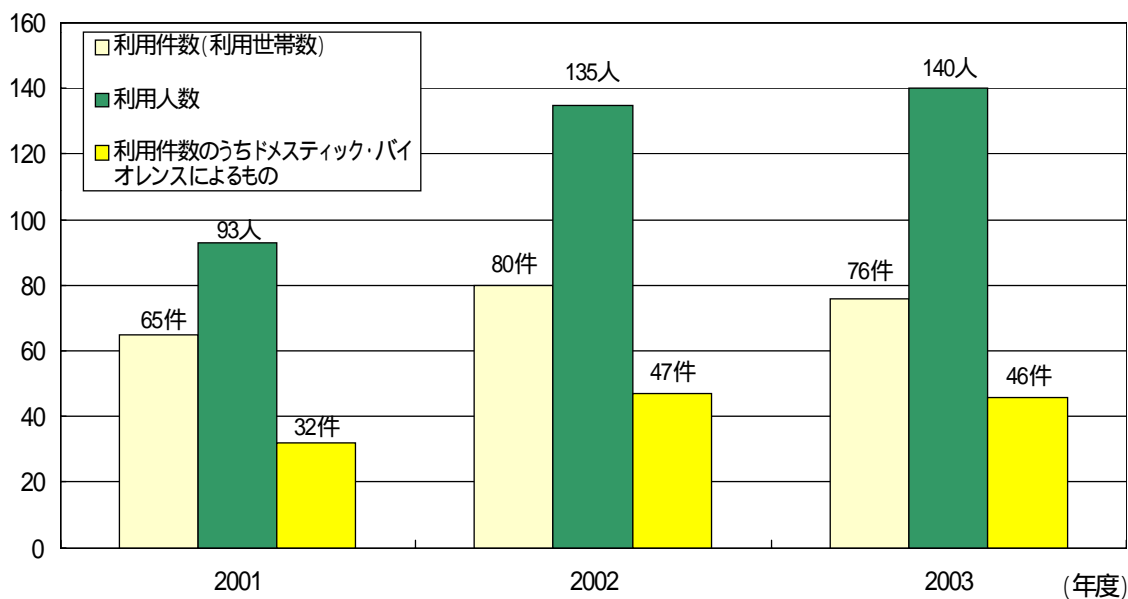
被虐待児年齢区分 (2003年度)



児童虐待相談内容別相談件数 (2003年度)



女性のための緊急一時保護施設の利用状況 (市内)

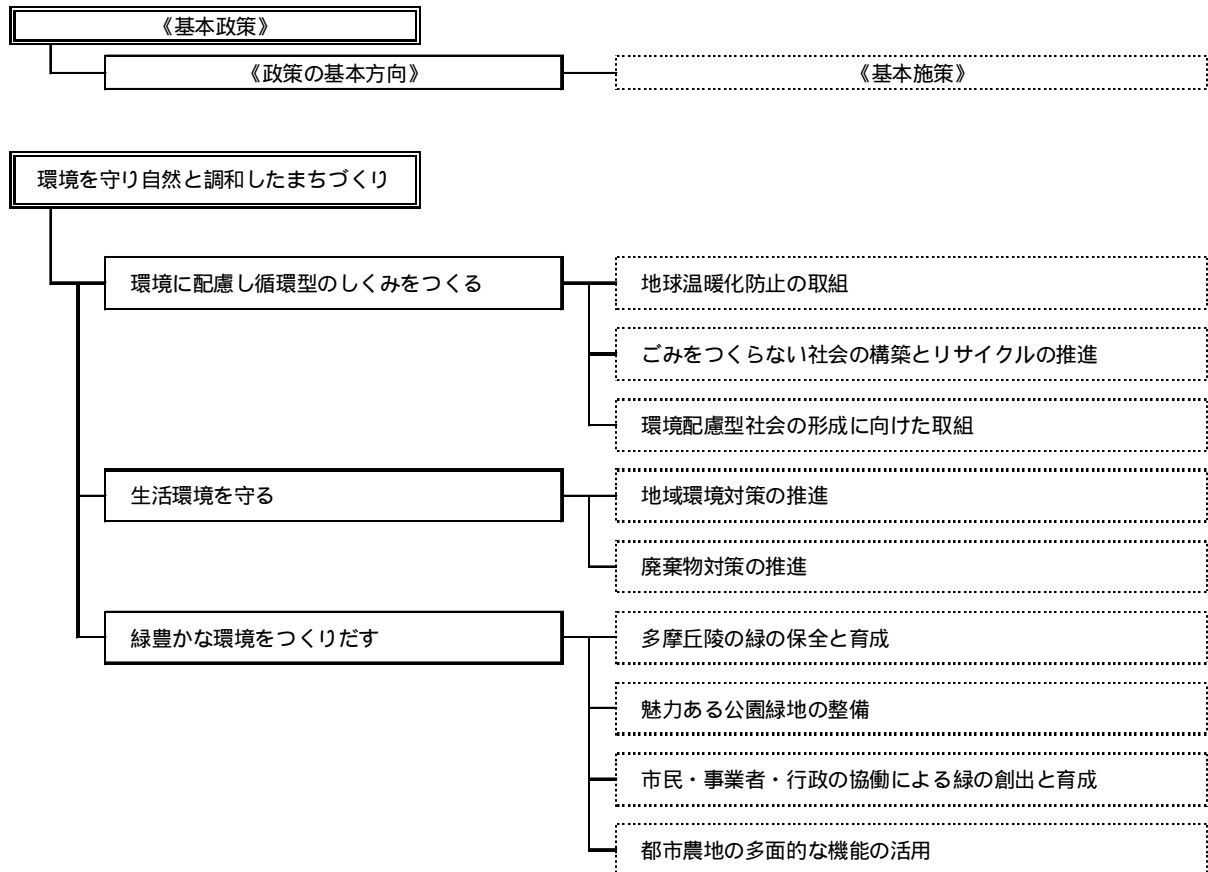


基本政策 「環境を守り自然と調和したまちづくり」

持続型社会を実現し、人々の暮らしを確かなものにしていくための地球環境配慮の考え方を基本的な価値観としながら、快適な市民生活を守るための地域の環境対策に取り組むとともに、廃棄物の抑制やリサイクルなど、循環型社会の構築をめざした、市民・事業者・行政それぞれの責任ある行動を推進します。

また、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を、次世代に継承していくために、適切な保全と育成を図るほか、市民が憩い親しむことのできる緑環境を市民・事業者・行政の協働の取組により創り出していきます。

【政策 - 施策体系図】



政策の基本方向1 「環境に配慮し循環型のしくみをつくる」

持続可能な社会の形成に向けて、市民・事業者・行政が共に地球環境に配慮した責任ある行動の主体として、地域レベルから地球温暖化防止等に取り組むほか、廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルの推進など、循環型のしくみづくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 地球温暖化防止の取組を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 地球環境に配慮した行動の促進
- ・ 風力発電やバイオマスなど新エネルギー導入の推進
- ・ 環境負荷の少ない交通手段の利用の促進

(2) ごみをつくらない社会の構築とリサイクルの推進を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 市民・事業者のごみの減量・リサイクル活動の推進
- ・ 資源物の分別収集の推進
- ・ リサイクル技術の向上
- ・ 経済活動におけるリサイクルの推進

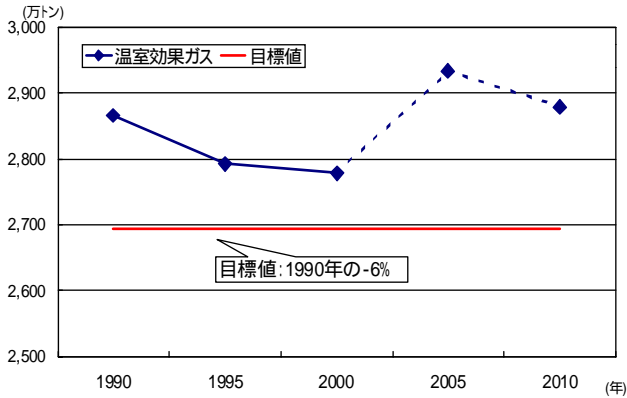
(3) 環境配慮型社会の形成に向けた取組を進めます。

【施策の展開例】

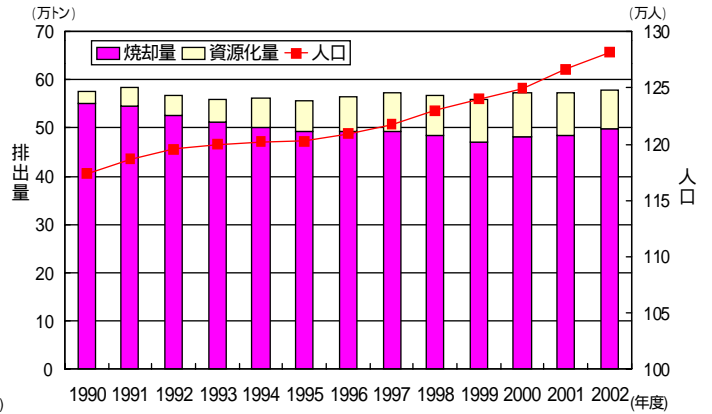
- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 環境配慮を基底とした施策の推進
- ・ 環境影響評価の取組
- ・ 環境技術を活かした国際貢献の推進

【参考データ等】

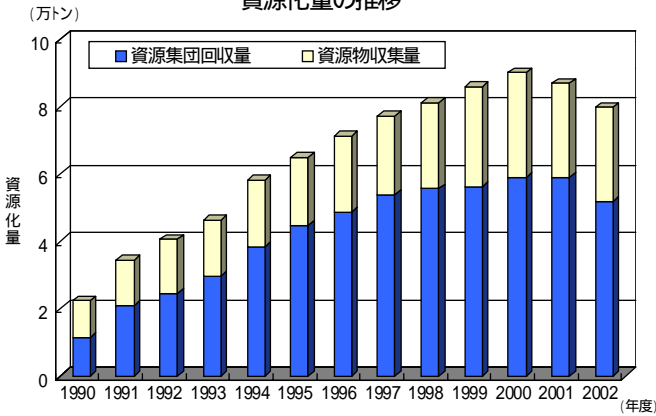
市内の温室効果ガスの排出量の推移と予測



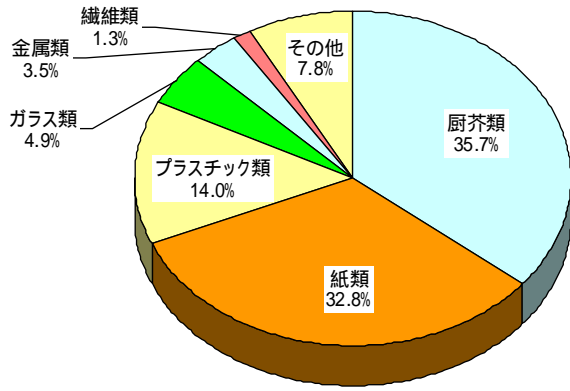
ごみの排出量に占める焼却量と資源化量の割合



資源化量の推移

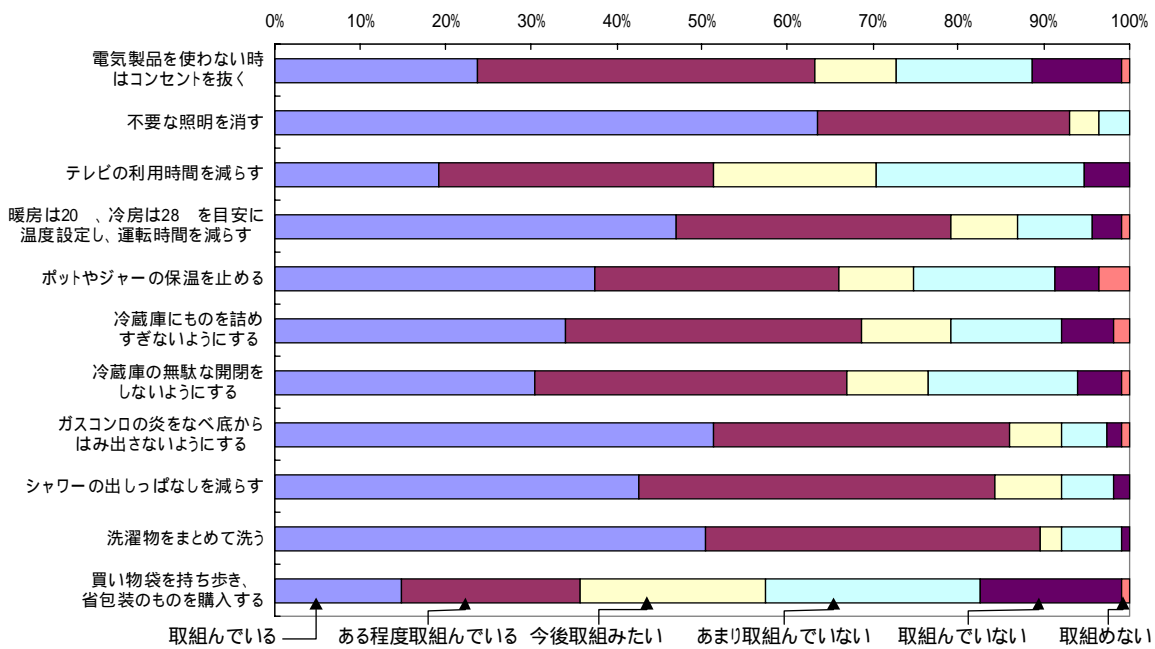


家庭系ごみの組成比率(重量比)



(市民ごみ排出実態調査(2003年度実施))

日常生活における省エネルギーの取組状況



(2003年度川崎市政モニターアンケート)

政策の基本方向2 「生活環境を守る」

市民の快適な生活環境の創造に向けて、市民生活に密接に関係する大気や水、自動車排出ガスなどの環境対策を着実にを行うとともに、ダイオキシン類などの化学物質等についても対策を推進します。さらに、資源にならないごみについては、環境への影響をできる限り抑制する観点から適正な処理を進めます。

【施策の展開】

(1) 地域環境対策を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 大気、水などの環境対策の推進
- ・ ディーゼル車規制など交通環境対策の推進
- ・ ダイオキシン類などの化学物質対策の総合的な推進
- ・ 土壌や地下水の汚染対策の推進
- ・ 下水の高度処理などによる公共用水域の水質改善

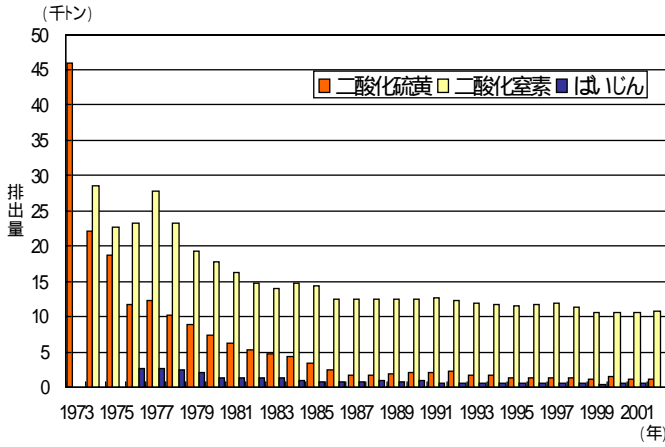
(2) 廃棄物対策を推進します。

【施策の展開例】

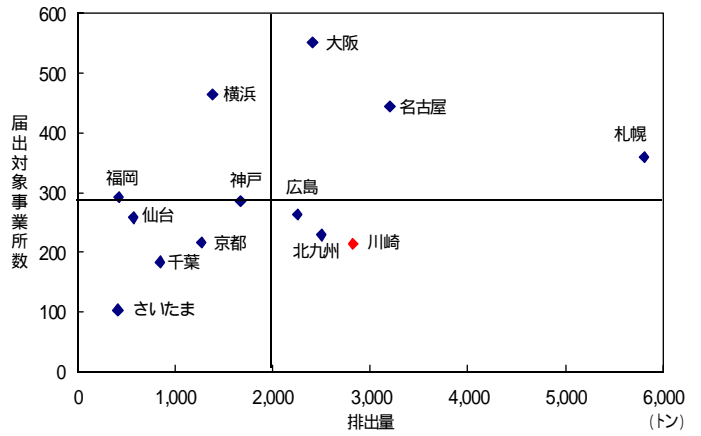
- ・ 市街地の美化対策の推進
- ・ ごみの適正処理・処分
- ・ 産業廃棄物の適正処理に向けた取組

【参考データ等】

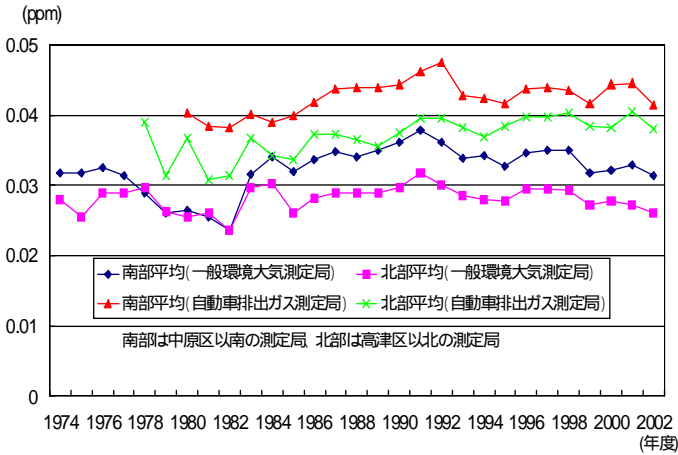
工場・事業場からの排出量推移



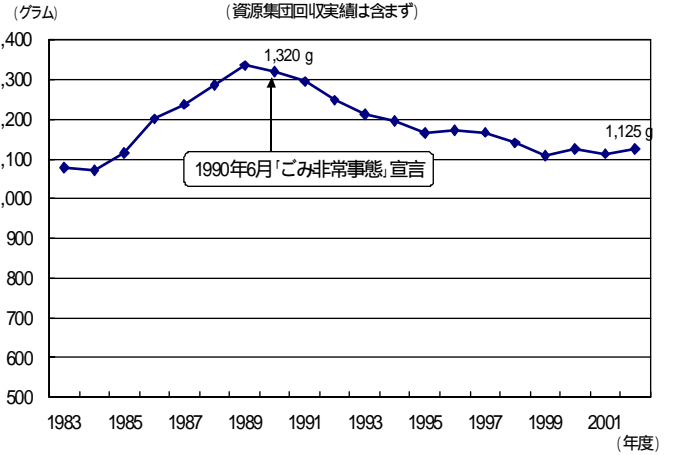
届出に基づく化学物質排出量大都市比較(2002年度)
(札幌のみ2001年度データ)



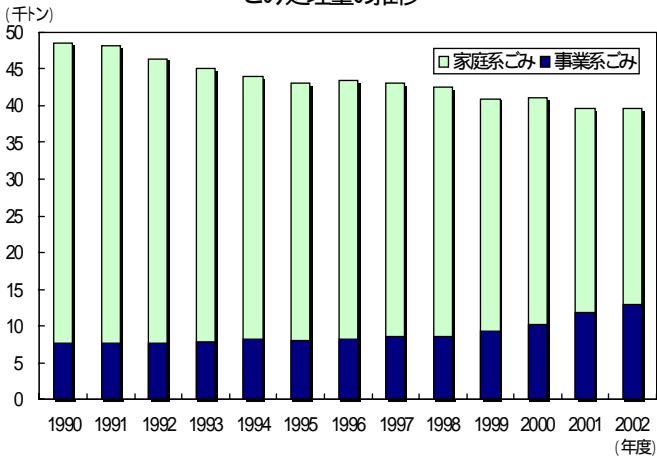
二酸化窒素濃度の経年推移



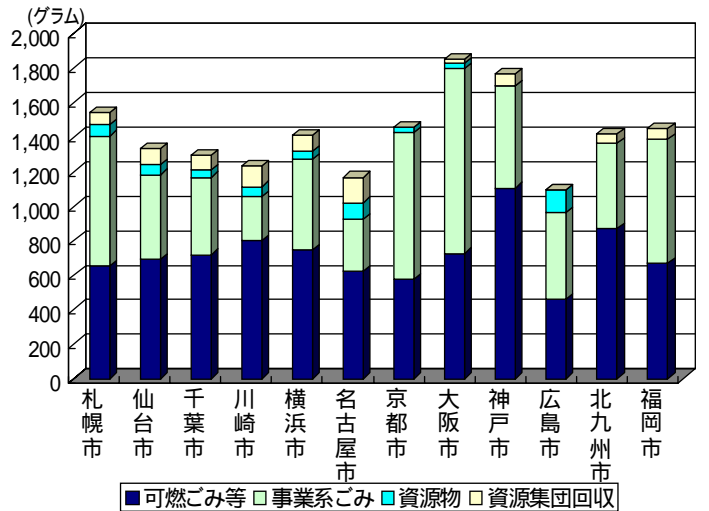
市民ひとり日あたりのごみ排出量の推移
(資源集卸回収実績は含まず)



ごみ処理量の推移



ごみ総排出量の大都市比較(市民ひとり日あたり:2001年度実績)



政策の基本方向3 「緑豊かな環境をつくりだす」

良好な自然環境を次世代に継承していくため、多摩丘陵などの貴重な緑の保全と育成に取り組みます。また、憩いとうるおいの場をつくりだすため、公園緑地の整備や、市民・事業者・行政の協働による身近な緑の創出・育成を推進するとともに、貴重な環境資源である都市農地の保全に向けた取組を進めます。

【施策の展開】

(1) 多摩丘陵の緑の保全と育成を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 斜面緑地の保全
- ・ 市民主体の里山の保全管理の促進
- ・ 農ある風景の保全

(2) 魅力ある公園緑地の整備を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 地域特性を活かした公園緑地の整備
- ・ 生田緑地や等々力緑地など特色ある公園緑地の活用

(3) 市民・事業者・行政の協働による緑の創出と育成を進めます。

【施策の展開例】

- ・ 工場の緑化やまちかどの花壇づくりなど花と緑のうるおいのあるまちづくりの促進
- ・ 記念植樹など身近な緑の創出
- ・ 市民健康の森の整備や身近な緑の維持管理の促進

(4) 都市農地の多面的な機能の活用を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 農業公園づくりなどによる都市農地の保全と活用
- ・ 市民が農に親しむしくみづくり

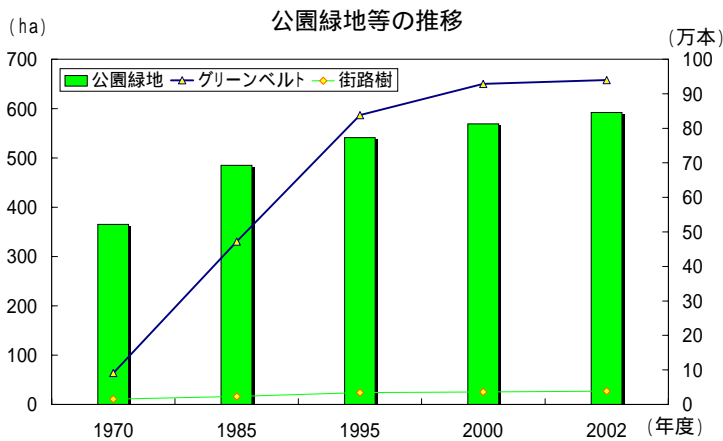
【参考データ等】

斜面緑地 現況調査(斜面緑地カルテ調査から)

ランク	斜面緑地面積	緑地保全等施策担保	未施策緑地	
A	市街化区域	232.7	150.9	81.8
	市街化調整区域	163.1	68.1	95.0
	小計	395.8	219.0	176.8
B	市街化区域	239.6	73.5	166.1
	市街化調整区域	53.0	12.7	40.3
	小計	292.6	86.2	206.4
C	市街化区域	8.0	0.3	7.7
	市街化調整区域	0.7	0.0	0.7
	小計	8.7	0.3	8.4
	合計	697.1	305.5	391.6

* 2003年3月末:航空写真による調査(単位:ha)

- A:優先的に保全を図るべき斜面緑地
- B:保全を図るべき斜面緑地
- C:保全対象の斜面緑地



川崎の緑の変遷



緑の施策展開イメージ

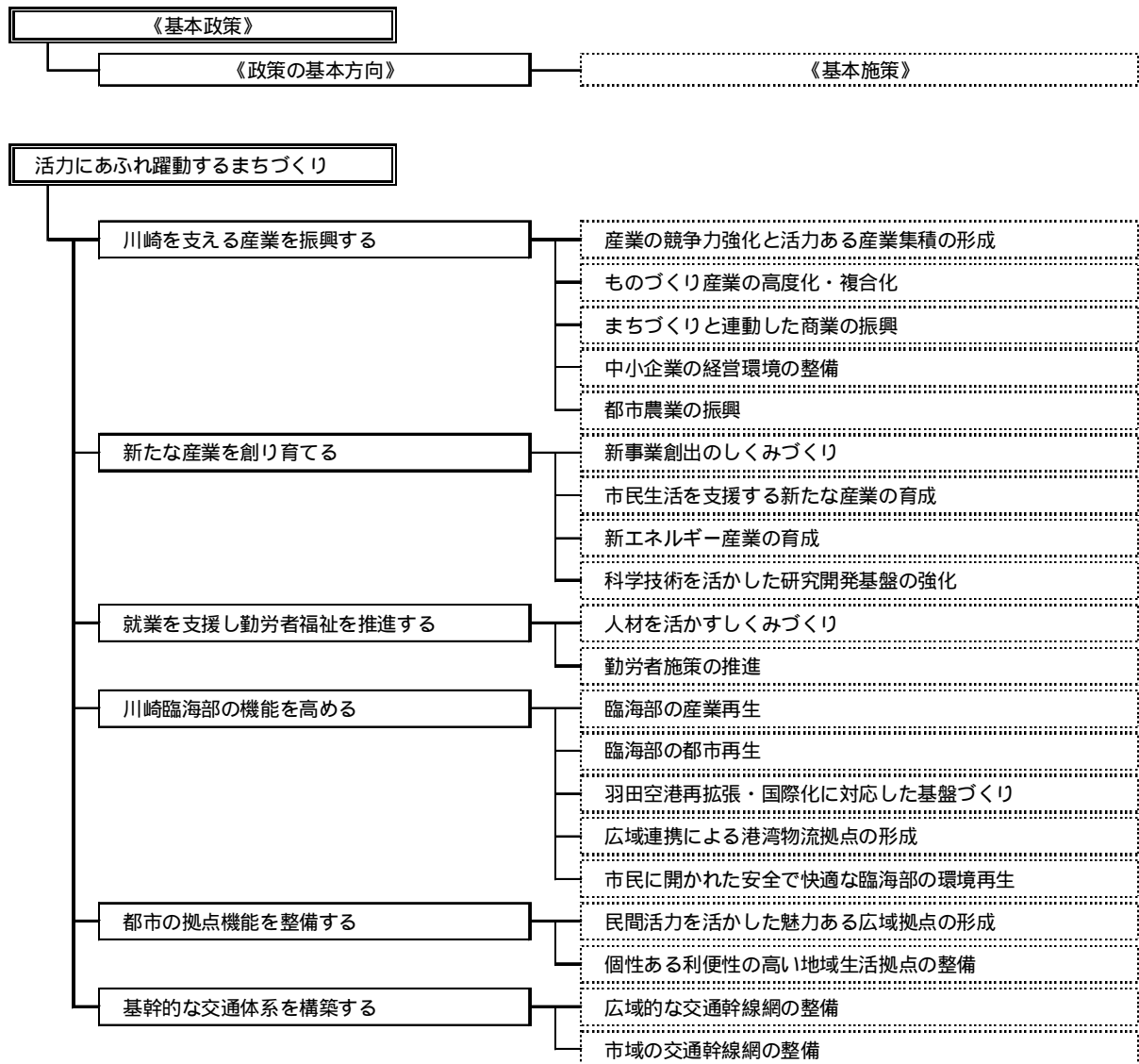


基本政策 「活力にあふれ躍動するまちづくり」

環境と産業が調和した持続可能な社会をめざし、首都圏における川崎の地理的優位性や我が国を代表する先端技術産業の集積、数多くの研究開発機関の立地などを活かして、活力ある産業の創出や臨海部の再生、さらには環境や福祉をはじめとした新産業の創造・育成など、国際競争力の強化と国際社会への貢献に向けた取組を推進します。

また、都市拠点や基幹的な交通網などについては、首都圏における川崎の位置付けや役割を認識し、市民の行動範囲の広域化や近隣都市との機能分担、さらには地域生活圏相互の連携を踏まえた、広域調和・地域連携型のまちづくりを基本に、民間活力との連携を図りながら総合的・効果的な整備を進めていきます。

【政策 - 施策体系図】



政策の基本方向1 「川崎を支える産業を振興する」

活力ある地域社会と豊かな市民生活の実現に向けて、産業集積の形成、産業立地の誘導、ものづくり機能の高度化などを通じて確かな川崎の産業基盤を築くとともに、地域に根ざした中小企業の育成・支援、魅力ある地域商業や都市農業の振興などを図ります。

【施策の展開】

(1) 産業の競争力強化と活力ある産業集積の形成を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 操業環境の向上と工業用水の安定供給
- ・ 戦略的な産業立地の誘導と大規模な土地利用転換への的確な対応

(2) ものづくり産業の高度化・複合化を推進します。

【施策の展開例】

- ・ ものづくり基盤技術の高度化支援
- ・ ものづくりと情報技術の融合化支援と産学公ネットワークの構築と活用

(3) まちづくりと連動した商業の振興を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 魅力ある商業拠点の形成とコミュニティの核としての地域商業の振興
- ・ 消費生活の安定向上

(4) 中小企業の経営環境の整備を推進します。

【施策の展開例】

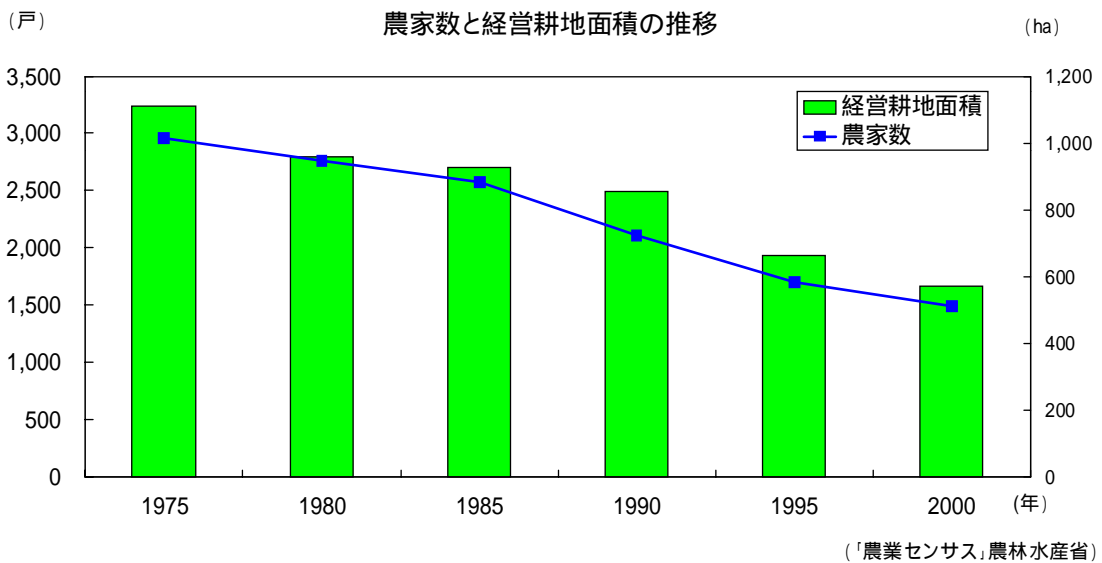
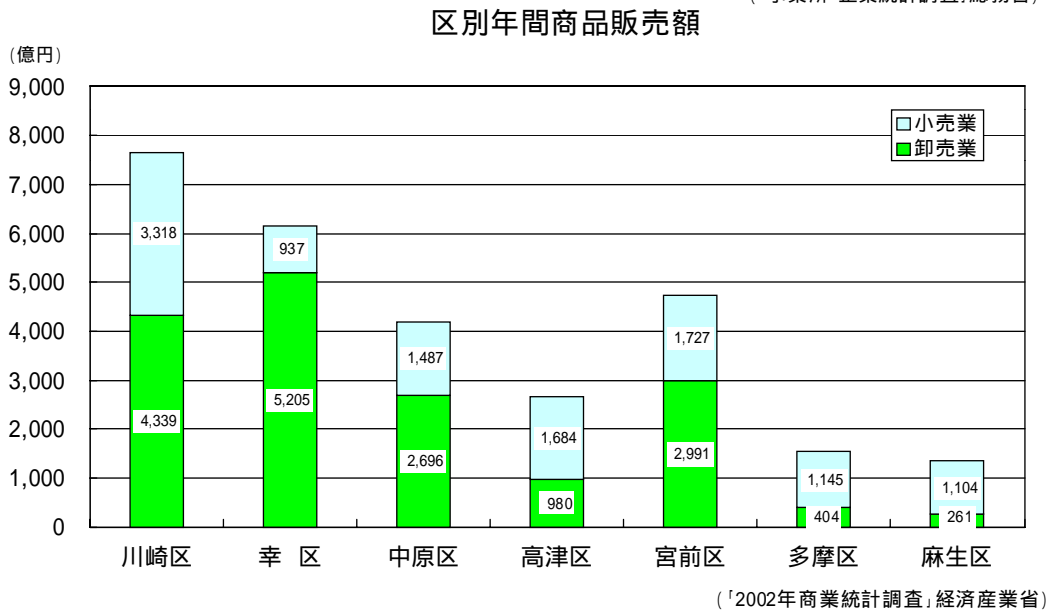
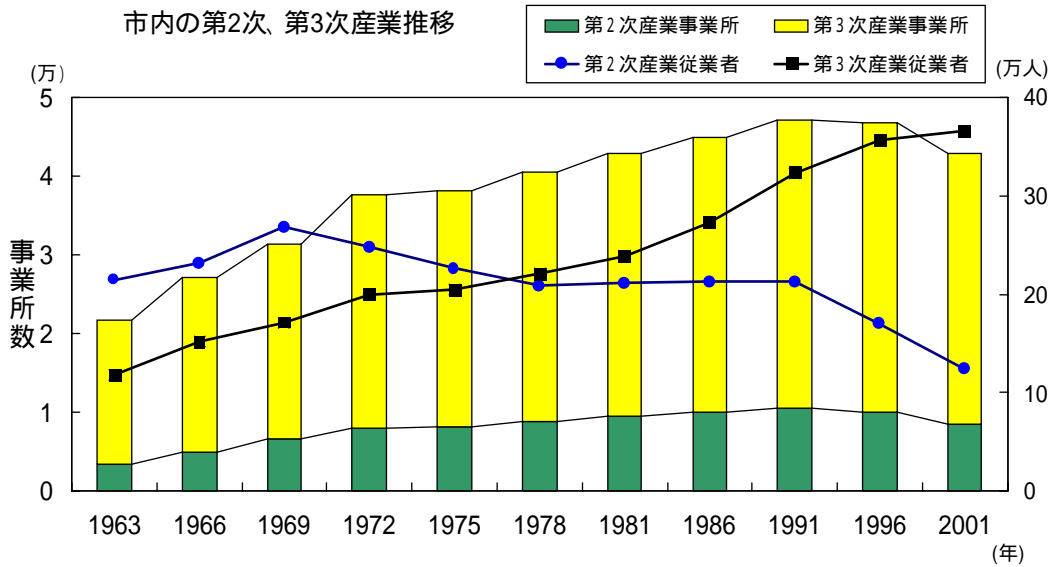
- ・ 中小企業の育成
- ・ 中小企業への融資制度等の充実と販路拡大・開拓の支援

(5) 都市農業の振興を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 安定した農業経営の基盤づくりと地産地消の推進
- ・ 農業生産基盤の整備と農業の担い手の育成

【参考データ等】



政策の基本方向2 「新たな産業を創り育てる」

地域経済に新たな活力を吹き込む産業の創出をめざして、新分野に挑戦する起業、創業の支援や暮らしに貢献する福祉産業、環境関連産業などの振興を図るとともに、科学技術を活かした新たな産業の創出・育成に向けた基盤整備を推進します。

【施策の展開】

(1) 新事業創出のしくみづくりを進めます。

【施策の展開例】

- ・ベンチャー支援と創業支援
- ・インキュベーション機能の充実

(2) 市民生活を支援する新たな産業の育成を図ります。

【施策の展開例】

- ・福祉・生活文化産業の振興
- ・ユニバーサルデザインによる産業振興
- ・環境調和型産業の振興
- ・コミュニティビジネスの振興

(3) 新エネルギー産業の育成を図ります。

【施策の展開例】

- ・自然エネルギー等の活用を図る新エネルギー産業の育成

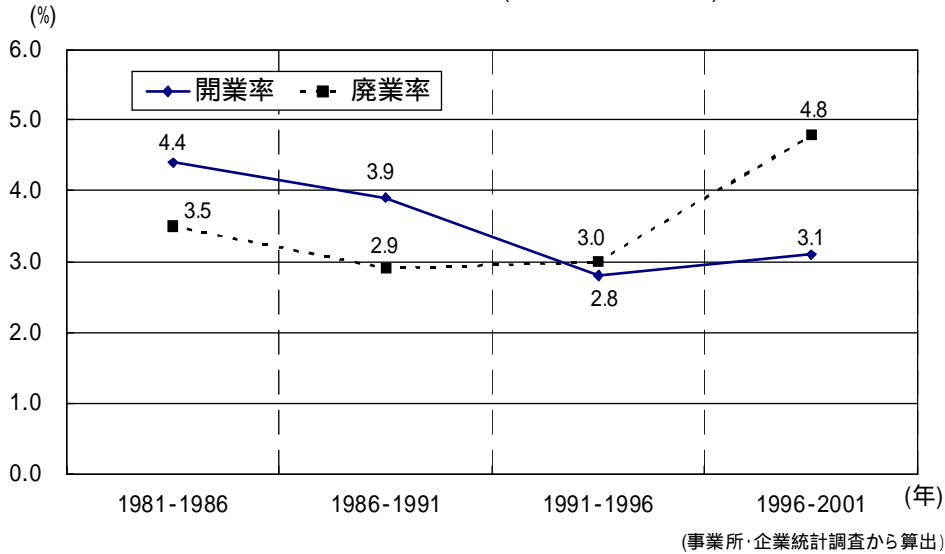
(4) 科学技術を活かした研究開発基盤の強化を図ります。

【施策の展開例】

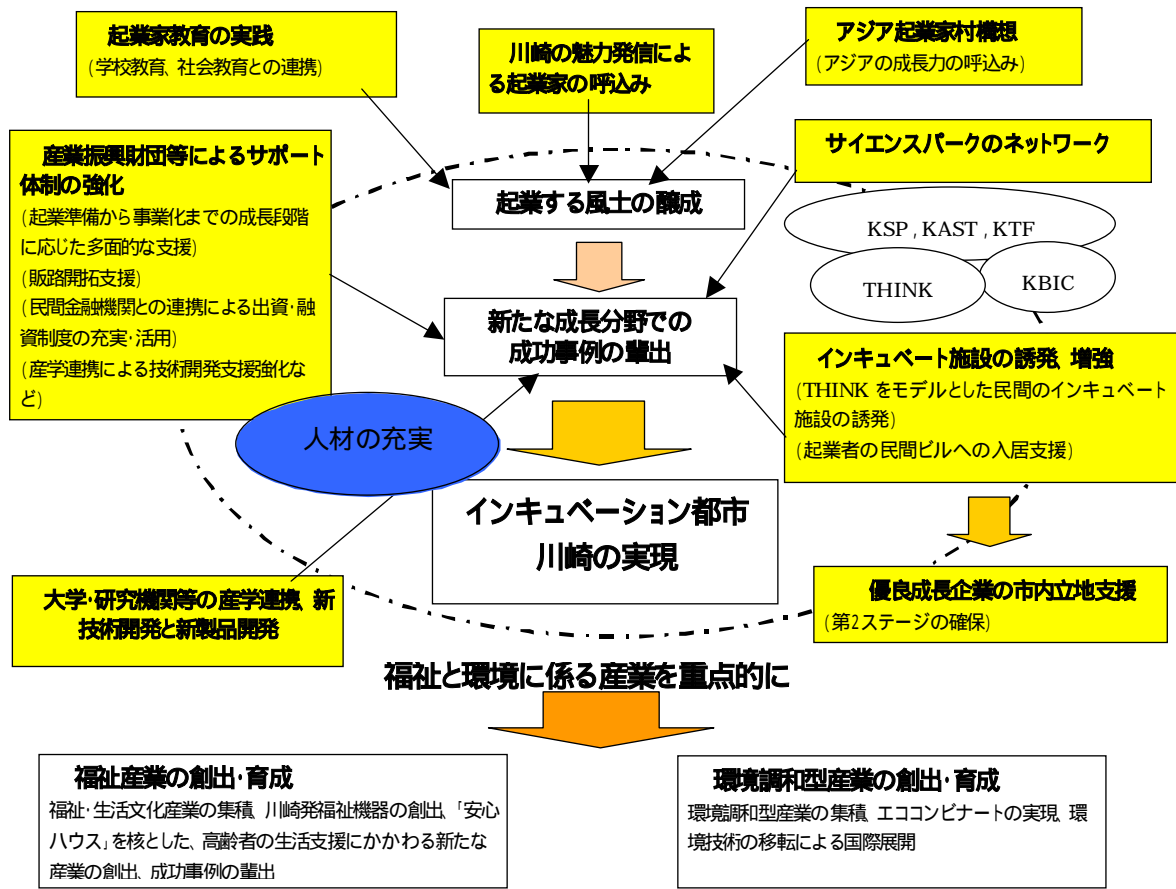
- ・先端科学技術分野の研究開発の促進
- ・産学公ネットワークの構築と連携強化
- ・科学技術を学ぶ場づくり

【参考データ等】

市内開廃業率の推移 (全民営事業所)



新産業創造施策展開のイメージ



KSP: Kanagawa Science Park (株式会社 ケイエスピー)、KAST: Kanagawa Academy of Science and Technology (財団法人 神奈川科学技術アカデミー)、KTF: Kanagawa High-Technology Foundation (財団法人 神奈川高度技術支援財団)、KBIC: Kawasaki Business Incubation Center (かわさき新産業創造センター)、Think: Techno Hub INnovation Kawasaki (テクノハブイノベーション川崎)

政策の基本方向3 「就業を支援し勤労者福祉を推進する」

意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業機会の確保に向けた支援を促進するとともに、勤労者福祉の推進や技術・技能の奨励・継承のための施策に取り組みます。

【施策の展開】

(1) 人材を活かすしくみづくりを進めます。

【施策の展開例】

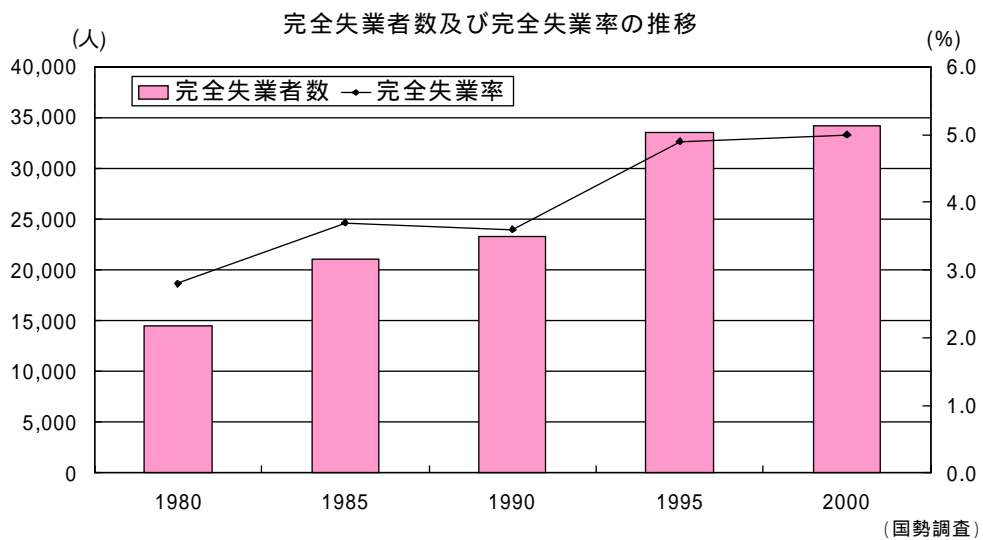
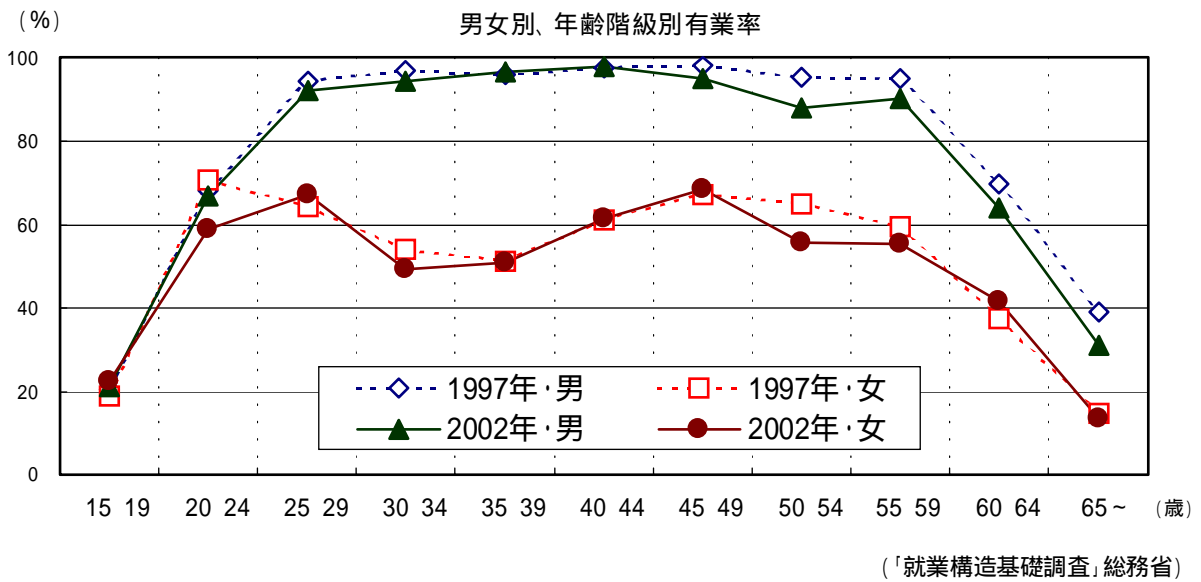
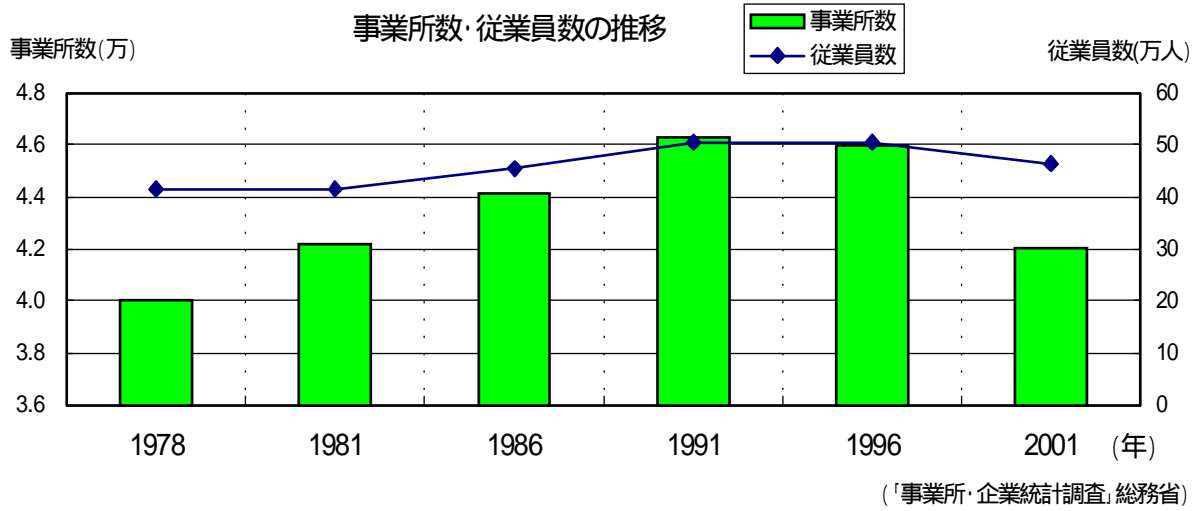
- ・ 産業人材の育成と活用
- ・ 就業の支援

(2) 勤労者施策を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 勤労者や技術技能者、自営業者などの福祉の充実
- ・ 技術・技能の振興奨励

【参考データ等】



政策の基本方向 4 「川崎臨海部の機能を高める」

臨海部の産業再生・都市再生・環境再生をめざす国際環境特別区構想の実現に向けて、首都圏における優位性を活かした国際競争力の強化を図るとともに、環境技術を活用した国際貢献や先端的な研究開発拠点の形成促進、さらには、川崎港の機能強化とあわせた陸・海・空の物流拠点の形成などを推進します。

【施策の展開】

(1) 臨海部の産業再生を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 資源循環型産業構造と研究開発拠点の形成促進
- ・ アジア起業家村構想の推進

(2) 臨海部の都市再生を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 川崎殿町・大師河原地域及び浜川崎駅周辺地域の拠点整備
- ・ 臨海部の交通ネットワーク基盤の整備

(3) 羽田空港再拡張・国際化に対応した基盤づくりを進めます。

【施策の展開例】

- ・ 羽田連絡路の整備と神奈川口構想への取組
- ・ 国際臨空産業・物流機能の強化

(4) 広域連携による港湾物流拠点の形成を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 総合的な港湾物流機能の高度化と港湾機能の充実

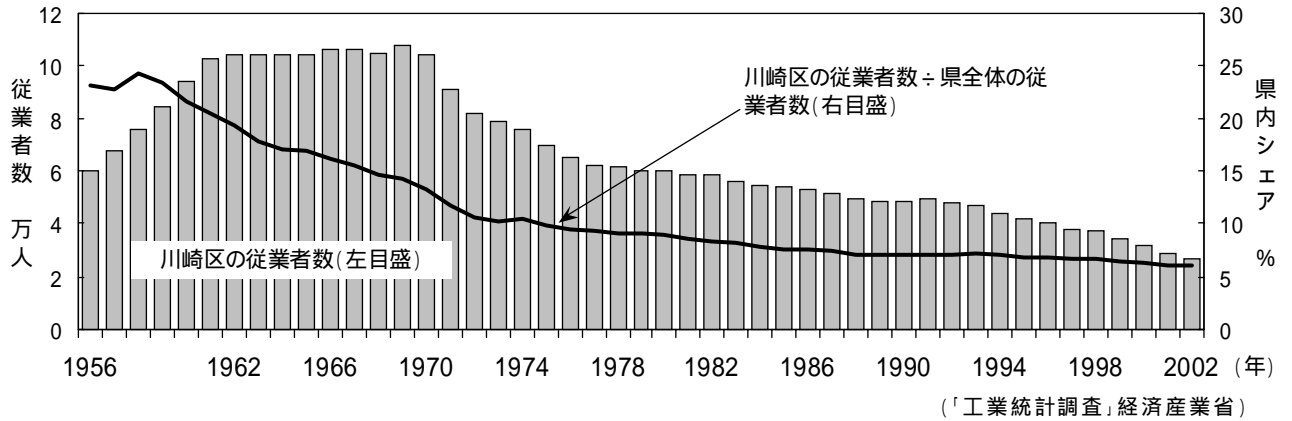
(5) 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境再生を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 魅力ある緑地・親水空間の形成
- ・ 基幹的広域防災拠点・東扇島東緑地の整備

【参考データ等】

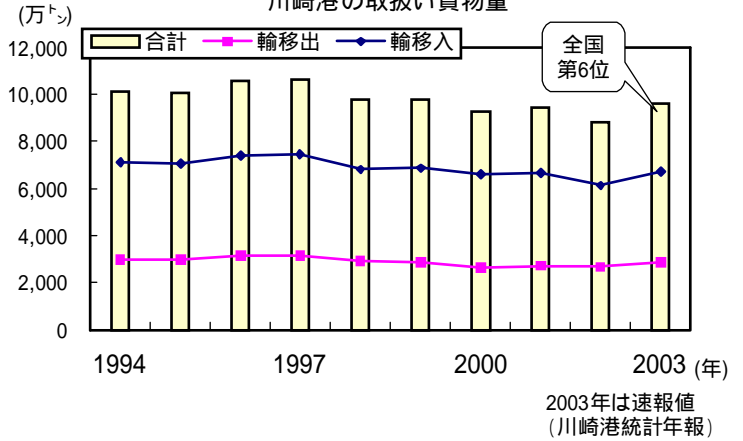
川崎区における製造業の従業者数の推移



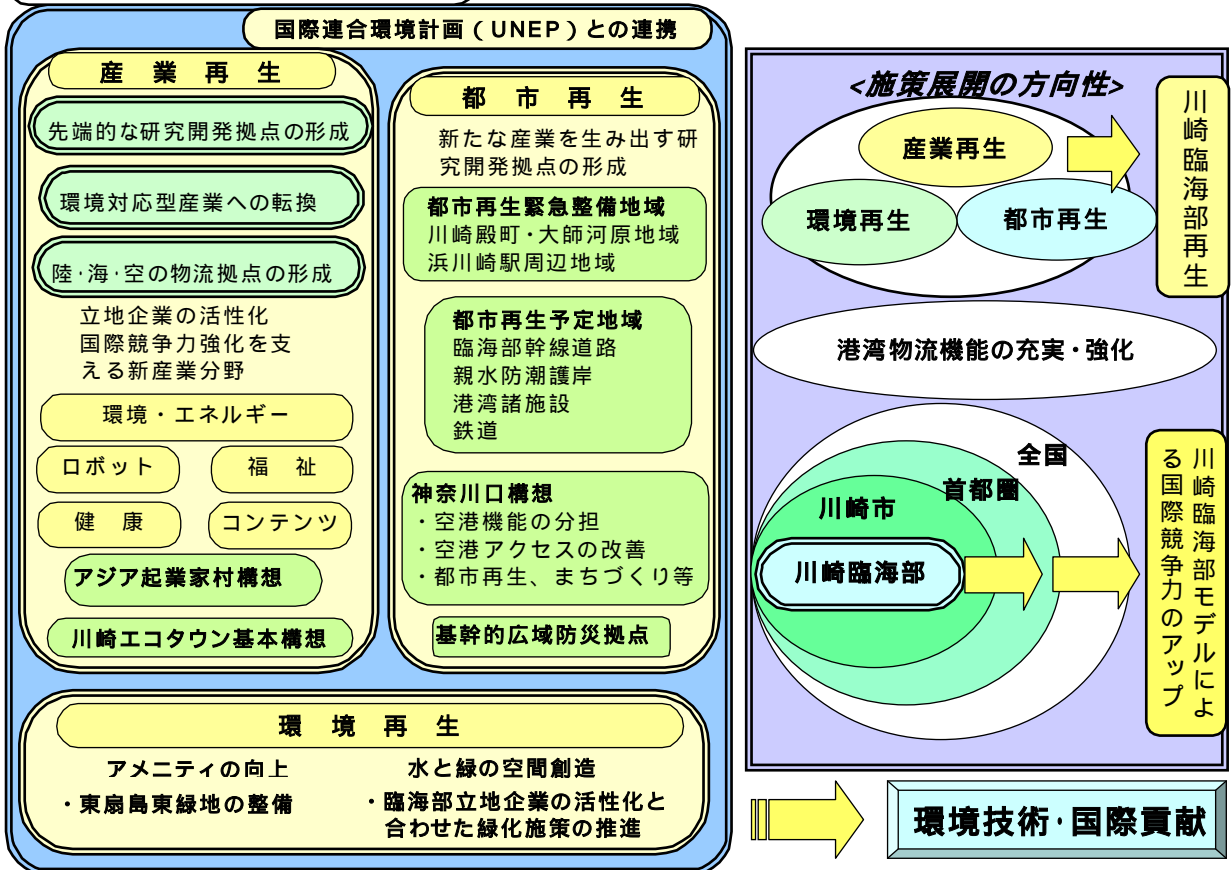
基幹的広域防災拠点・東扇島東緑地のイメージ



川崎港の取扱い貨物量



川崎臨海部の機能を高める



政策の基本方向5 「都市の拠点機能を整備する」

活力にあふれた都市づくりをめざし、市民の行動圏の広域化を踏まえ、隣接都市拠点との機能分担を考慮した魅力ある広域調和型の拠点整備を推進するとともに、市内主要ターミナル駅周辺を中心とした利便性の高い生活拠点の形成と連携による地域連携型のまちづくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 民間活力を活かした魅力ある広域拠点の形成を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 川崎駅周辺地区の整備
- ・ 小杉駅周辺地区の整備
- ・ 新百合ヶ丘駅周辺地区の整備

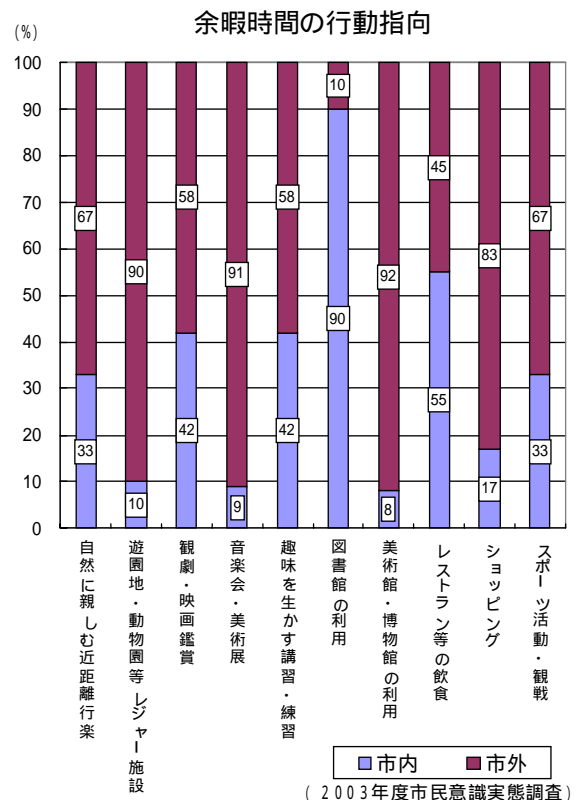
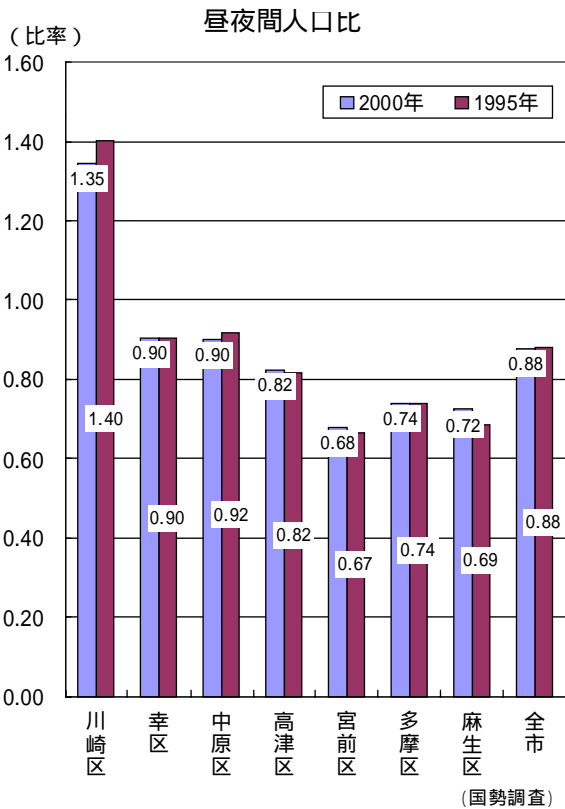
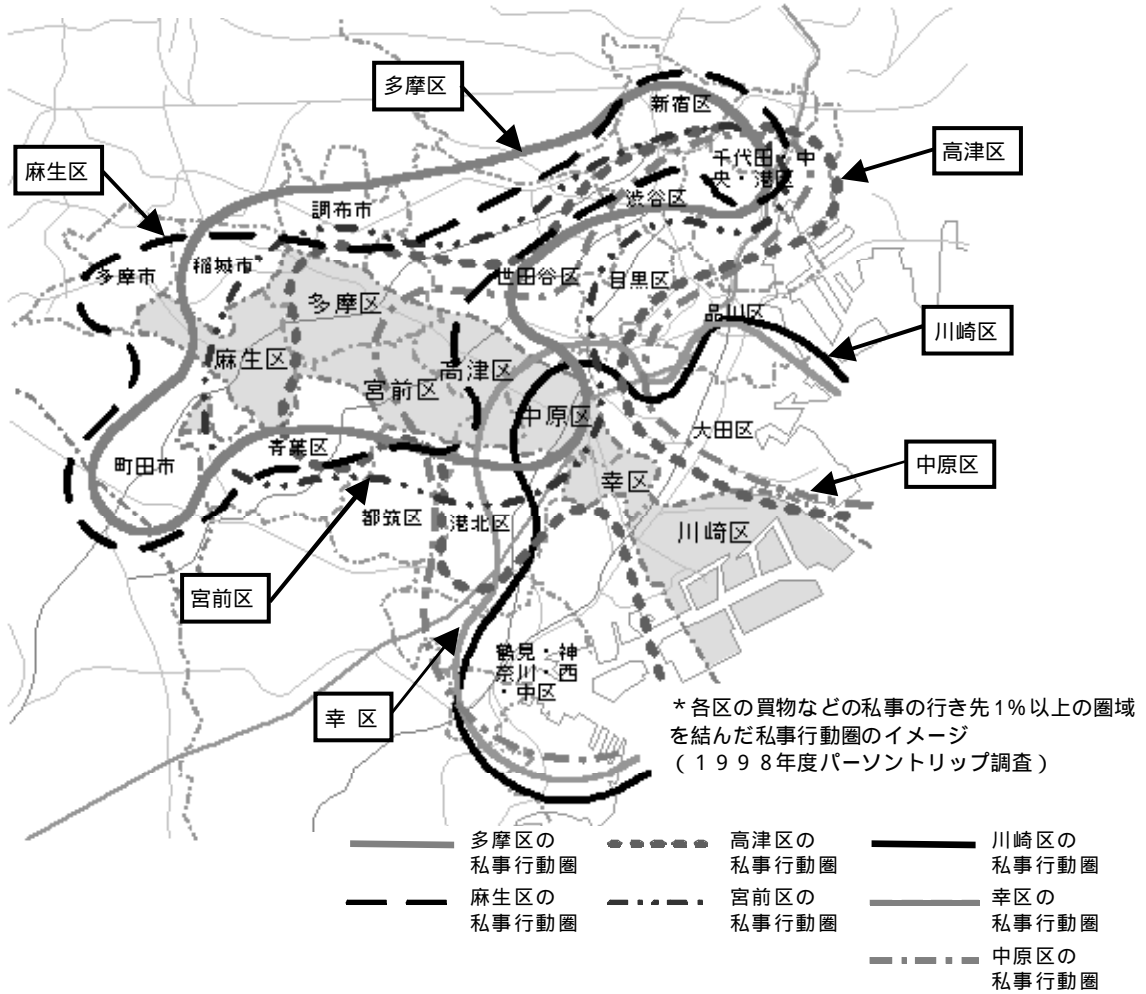
(2) 個性ある利便性の高い地域生活拠点の整備を進めます。

【施策の展開例】

- ・ 新川崎・鹿島田駅周辺地区、溝口駅周辺地区、宮前平・鷺沼駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区など駅を中心とした生活拠点の整備
- ・ 大規模な土地利用転換への的確な対応

【参考データ等】

私事行動圏の現状・広がり



政策の基本方向 6 「基幹的な交通体系を構築する」

都市機能の向上を図るため、首都圏における川崎の位置や役割を踏まえ、基幹的な広域交通幹線網の整備を進めるとともに、市内交通の円滑化と市民の利便性向上を図る市域の交通幹線網の整備を推進します。

【施策の展開】

(1) 広域的な交通幹線網の整備を進めます。

【施策の展開例】

- ・ 川崎縦貫道路 期など首都圏の基幹的道路ネットワークを踏まえた広域幹線道路網の整備
- ・ 川崎縦貫高速鉄道線^{*}など首都圏の広域ネットワークを踏まえた広域公共交通機関網の整備

^{*} 川崎縦貫高速鉄道線整備事業については、本市の南北を貫く交通網整備の一環として鉄道不便地域の改善やさまざまなまちづくり効果を期待され、2000（平成12）年運輸政策審議会の答申に位置付けられ、2001（平成13）年5月に初期整備区間の事業許可を取得し、工事着手に向けて必要な手続を進めてきましたが、厳しい財政状況や国の三位一体改革の方向性が不透明であることなど諸状況を考慮し、総合的に勘案した結果、2003（平成15）年6月に、5年程度着工を延期することを表明しています。

(2) 市域の交通幹線網の整備を進めます。

【施策の展開例】

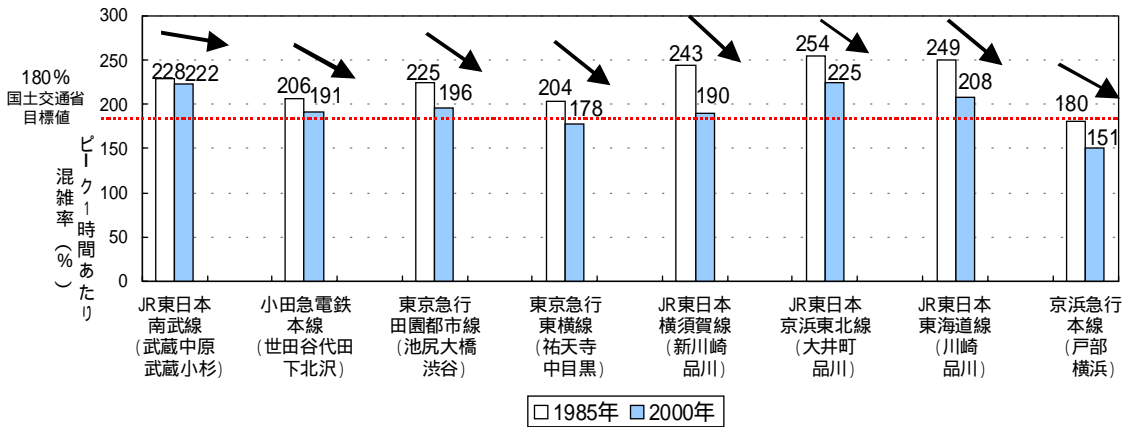
- ・ 尻手黒川線や東京丸子横浜線など重点的な幹線道路網の整備
- ・ 交差点改良によるボトルネック解消など効果的な幹線道路網の整備
- ・ 幹線道路の渋滞解消に向けた京急大師線連続立体交差事業の推進
- ・ 南武線の利便性の向上に向けた取組の促進
- ・ 公共交通機関の利用促進に向けた駅施設などの改良

【参考データ等】

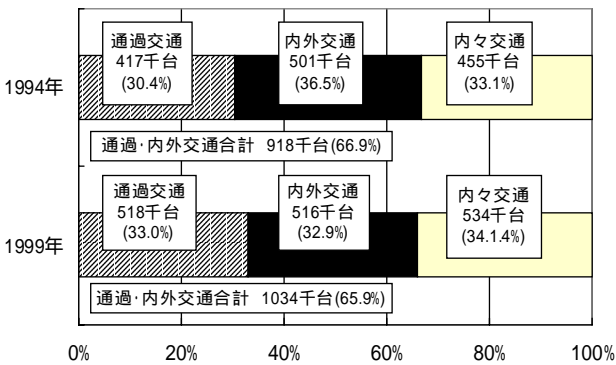
市内幹線道路の混雑状況



鉄道混雑状況

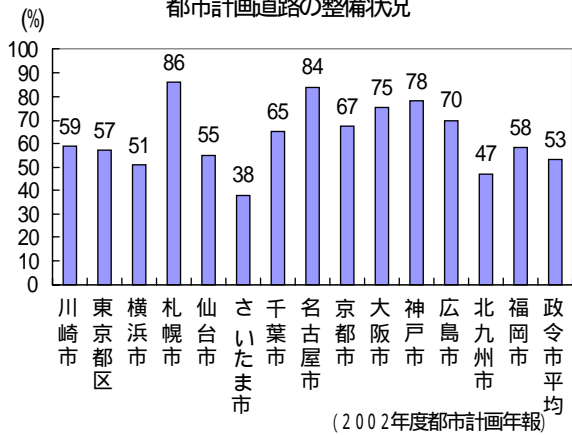


市内外の自動車交通量の状況



内々交通: 市内の中で移動している自動車交通
 内外交通: 市内と市外の間で移動している自動車交通
 通過交通: 市外から市内を通過して市外へ移動している自動車交通
 注) 1994年、1999年「道路交通センサス」に基づき交通量配分した結果
 (道路交通センサス)

都市計画道路の整備状況

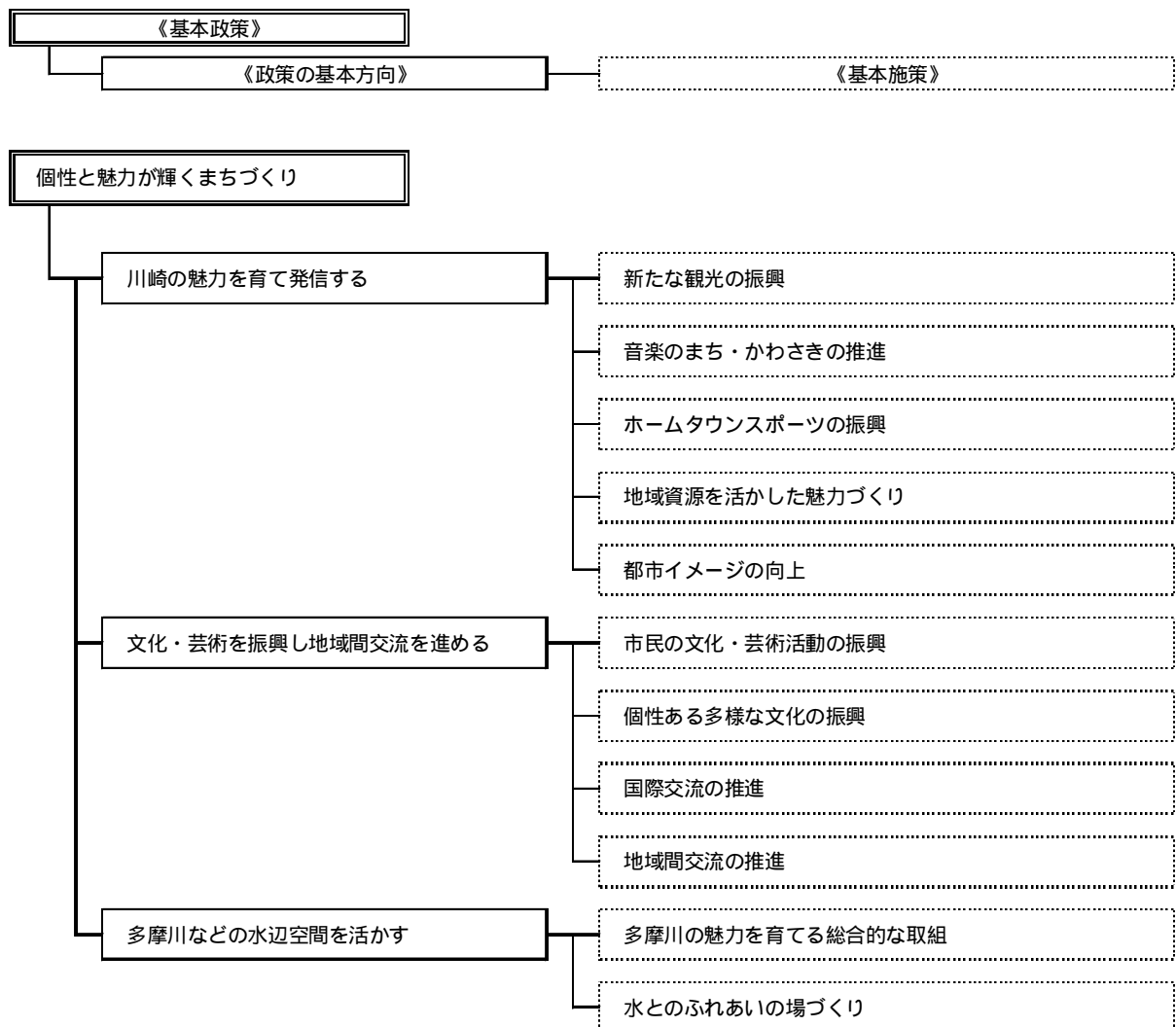


基本政策 「個性と魅力が輝くまちづくり」

地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、さらに新しい魅力を創造し、それらが互いに融合しながら変貌を遂げる川崎の姿を発信することにより、都市イメージの向上と、多くの人々が集う賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、市民が自ら暮らすまちに、いつまでも愛着と誇りが持てるよう、市民の文化・芸術活動を支援するとともに、個性にあふれ国際性に富んだ多様な文化の振興や地域間交流を推進するほか、多摩川をはじめとした貴重な地域資源を活かすことにより、川崎の魅力として育てていきます。

【政策 - 施策体系図】



政策の基本方向1 「川崎の魅力を育て発信する」

市民が愛着と誇りを持てるまちづくりをめざし、音楽やスポーツなど川崎を代表する魅力を大きく育てるとともに、歴史・文化に育まれた産業施設や観光資源などに光をあて発信することにより、まちの賑わいを創出し、都市イメージの向上を図ります。

【施策の展開】

(1) 新たな観光の振興を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 魅力ある集客拠点の形成
- ・ 観光・集客型産業の育成
- ・ 観光資源の創出・育成
- ・ 映像資源の活用

(2) 音楽のまち・かわさきを推進します。

【施策の展開例】

- ・ 音楽によるまちづくりの推進

(3) ホームタウンスポーツの振興を図ります。

【施策の展開例】

- ・ ホームタウンスポーツによるまちづくりの推進

(4) 地域資源を活かした魅力づくりを進めます。

【施策の展開例】

- ・ 各区の個性を活かした魅力あるまちづくりの推進

(5) 都市イメージの向上を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 多様な媒体を活用した戦略的な広報の展開

【参考データ等】

川崎市といえば何を思い浮かべますか？（5つまで）

Q13川崎といえば

(複数回答)



Q4まちのイメージ

(複数回答)

項目	件数 (人)	構成比 (%)
1 産業のまち	1,200	63.1
2 公害のまち	767	40.3
3 労働者のまち	683	35.9
4 娯楽のまち	632	33.2
5 文化のまち	186	9.8
6 その他	143	7.5
7 若者の集うまち	137	7.2
8 先端技術のまち	126	6.6
9 歴史と伝統のまち	75	3.9
不明	17	0.9
n=1902		

(シティセールス推進調査)

政策の基本方向2 「文化・芸術を振興し地域間交流を進める」

豊かでうるおいのある市民生活と個性ある地域づくりをめざし、多様な文化・芸術資源を活かしながら、市民による文化・芸術活動を振興するとともに、姉妹・友好都市等との国際交流や地域間交流を推進します。

【施策の展開】

(1) 市民の文化・芸術活動を振興します。

【施策の展開例】

- ・ (仮称)文化芸術振興条例に基づく市民の文化・芸術活動の振興
- ・ 地域の文化資源の活用
- ・ 文化財の保護・活用

(2) 個性ある多様な文化の振興を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 地域性・国際性豊かな文化施策の推進

(3) 国際交流を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 姉妹・友好都市との交流の推進

(4) 地域間の交流を推進します。

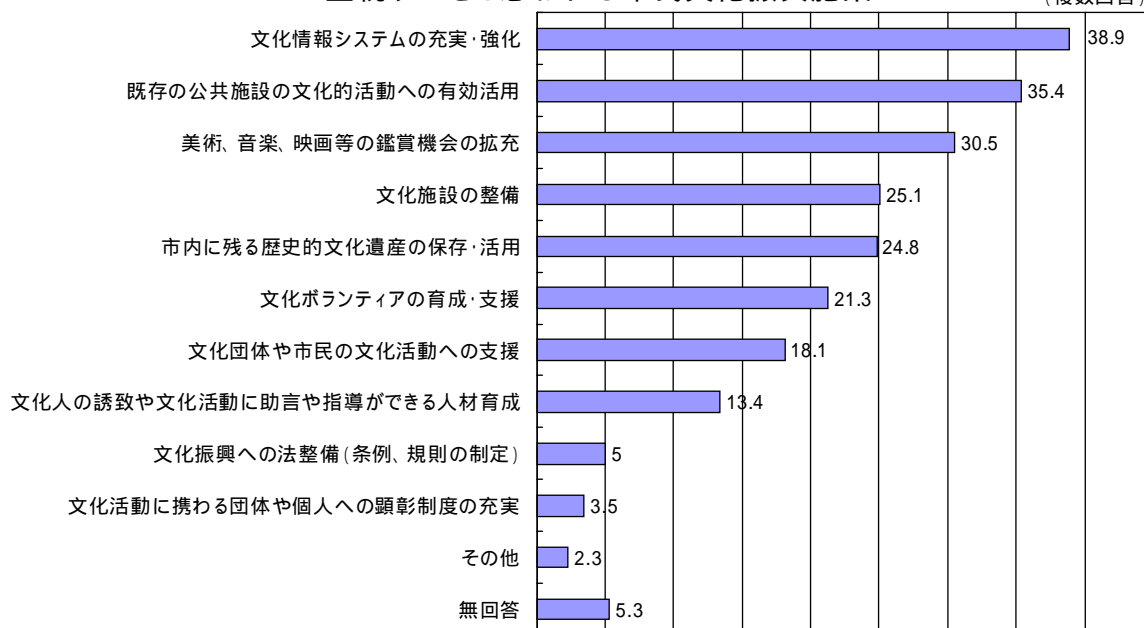
【施策の展開例】

- ・ 市民主体の地域間交流の推進

【参考データ等】

重視すべきと思われる市民文化振興施策

(複数回答)



(2002年度川崎市民意識実態調査)

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 (%)

市内に所在する文化財の指定状況 (2004年3月31日現在)

	有形文化財		民俗文化財		記念物		合計
	建造物	美術工芸ほか	有形	無形	史跡	天然記念物	
国指定	7	5	1				13
県指定	11	6		4	4	2	27
市指定	17	74	8	2	1	1	103
合計	35	85	9	6	5	3	143

海外の姉妹・友好都市、国内の友好自治体

海外の姉妹・友好都市				
	都市名	国名	提携年月	特色
姉妹都市	リエカ市	クロアチア共和国	1977年6月	クロアチア最大の港湾都市
	ボルチモア市	アメリカ合衆国	1979年6月	東海岸の国際的な工業・貿易都市
	瀋陽市	中華人民共和国	1981年8月	中国東北地方の最大都市、重工業地帯
	ウーロンゴン市	オーストラリア	1988年5月	港湾都市、石炭採掘と鉄鋼業で発達
友好都市	シェフィールド市	イギリス	1990年7月	14世紀以来の鉄鋼のまち
	ザルツブルク市	オーストリア共和国	1992年4月	モーツァルト生誕地、世界的音楽祭を開催
	リュウベック市	ドイツ連邦共和国	1992年5月	バルト海の水運・商業・工業の要衝都市
	富川市	大韓民国	1996年10月	ソウル市近郊の韓国有数の大都市
友好港	ダナン港	ベトナム社会主義共和国	1994年1月	ベトナム中部最大の港湾
国内の友好自治体				
	市町名	提携年月	特色	
	中標津町	1992年7月	摩周湖などの観光資源の豊富な北海道東部の酪農のまち	
	富士見町	1993年4月	八ヶ岳少年自然の家がある長野県東南部の高原のまち	
	那覇市	1996年5月	琉球王朝時代から王都として栄えた沖縄の県庁所在地	

政策の基本方向3 「多摩川などの水辺空間を活かす」

多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざし、多摩川や二ヶ領用水などの貴重な資源を有効に活用し、市民活動団体や NPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。

【施策の展開】

(1) 多摩川の魅力を育てる総合的な取組を進めます。

【施策の展開例】

- ・ 多摩川の水辺などの自然環境の保全
- ・ 市民活動の育成・支援
- ・ 快適な河川利用環境の整備
- ・ 多摩川の流域自治体や市民団体との連携

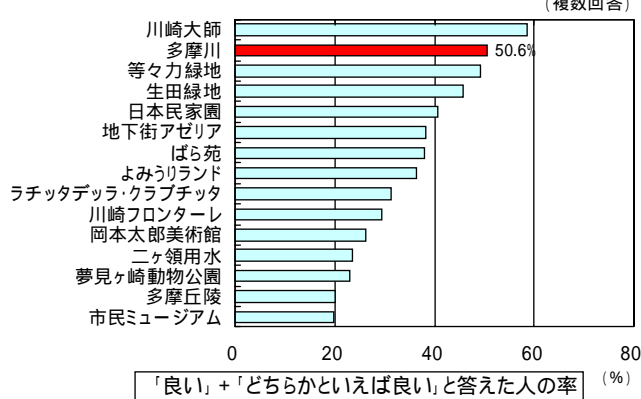
(2) 水とのふれあいの場づくりを進めます。

【施策の展開例】

- ・ 二ヶ領用水や鶴見川、平瀬川、矢上川などの快適な水辺空間の創出
- ・ 臨海部における親水空間の整備

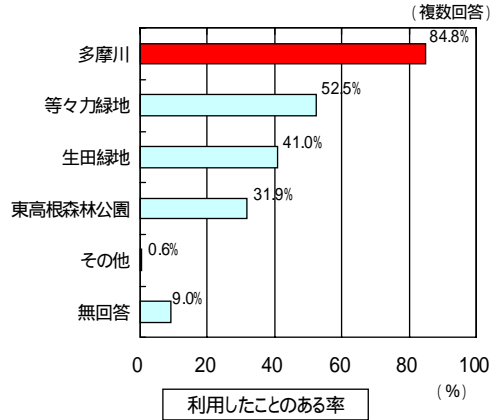
【参考データ等】

施設や自然スポットの評価



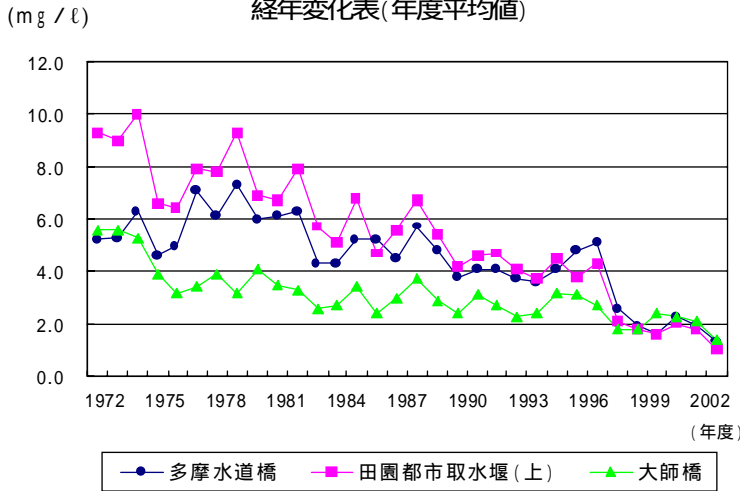
(2003年度川崎市民意識実態調査)

市内施設の利用状況(自然環境)



(2003年度川崎市民意識実態調査)

多摩川水系のBOD(生物化学的酸素要求量) 経年変化表(年度平均値)



(2002年度水質年報)

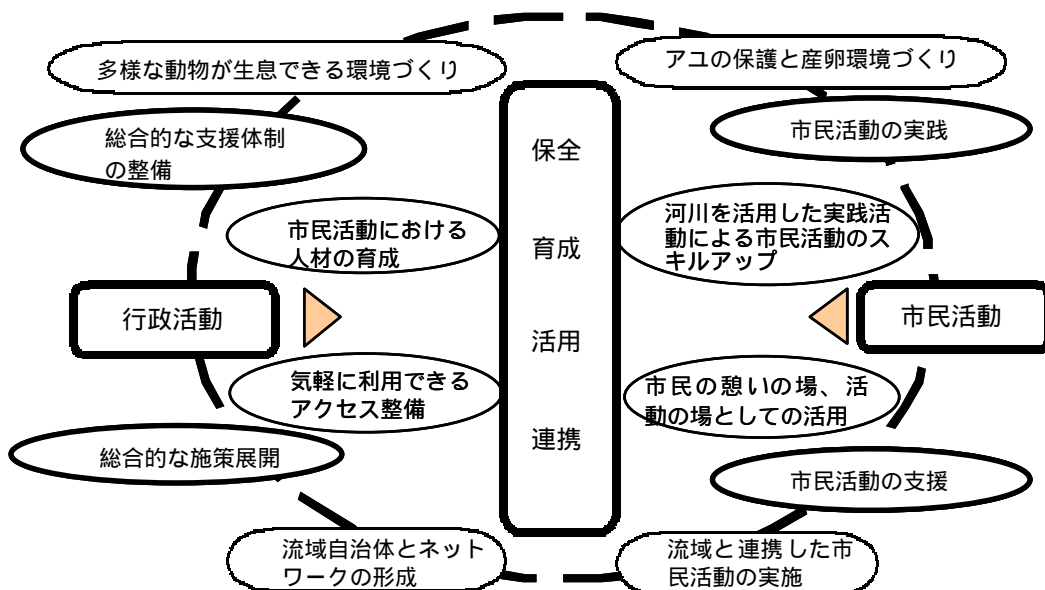
BOD(生物学的酸素要求量) 値による魚類の生息の目安

BOD(生物化学的酸素要求量)		
自然繁殖の条件	3 mg / ℓ以下	その他
	2 mg / ℓ以下	サケ、マス、アユ等
生育の条件	5 mg / ℓ以下	その他
	3 mg / ℓ以下	サケ、マス、アユ等

その他の例示:ウグイ、タモロコ、アブラハヤ等

(2000年度版水産用水基準)

多摩川の総合的な取組みのイメージ

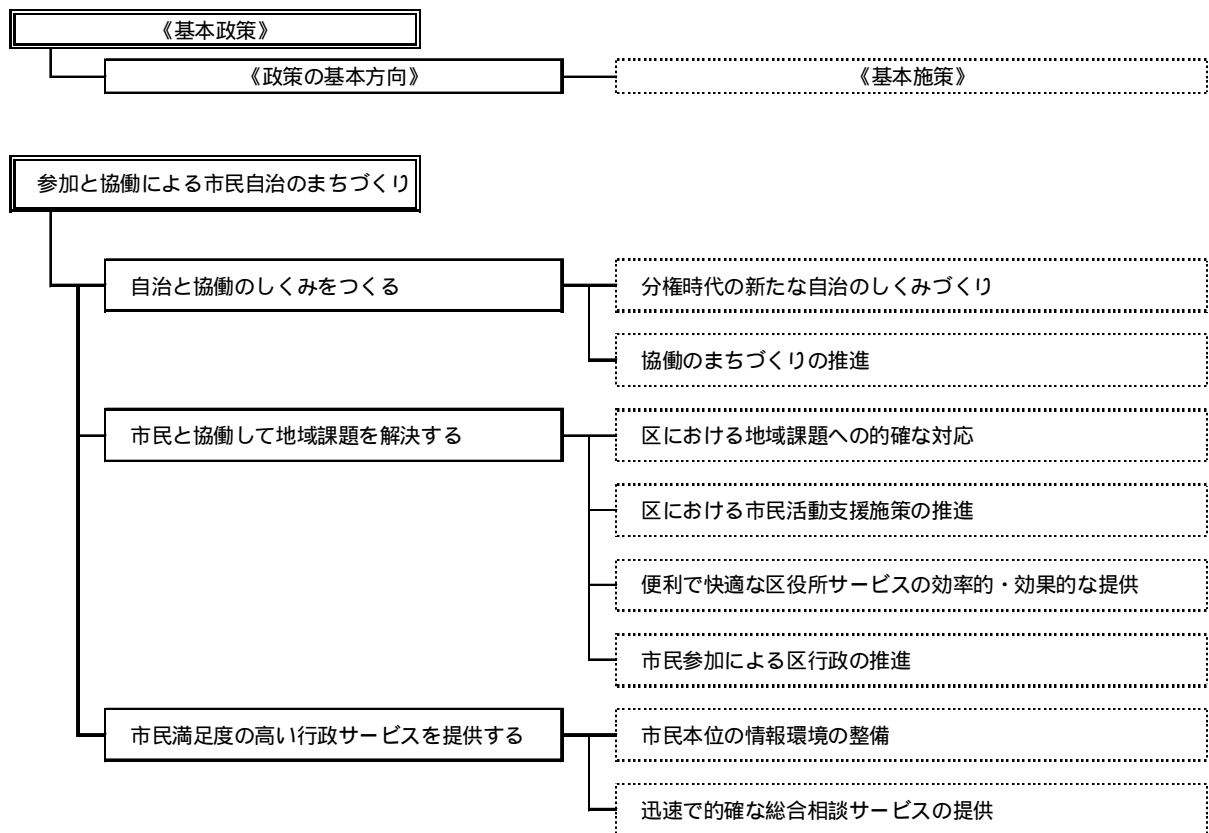


基本政策 「参加と協働による市民自治のまちづくり」

本格的な地方分権時代を迎える中で、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、新たな自治のしくみをつくり、市民本位の行政運営を推進するとともに、地域課題の解決や新たな公共サービス提供のための環境を整備し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

また、市民参画による地域主体のまちづくりに向けて、地域の課題を解決できる区役所の機能を整えるほか、迅速で的確な総合相談サービスの提供や情報環境の整備を進め、市民満足度の高い行政サービスを提供していきます。

【政策 - 施策体系図】



政策の基本方向1 「自治と協働のしくみをつくる」

本格的な少子高齢社会の到来などに伴う、市民の価値観の変化と市民ニーズの多様化に的確に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するため、分権時代にふさわしい新たな自治のしくみづくりと市民と行政による協働のまちづくりを推進します。

【施策の展開】

(1) 分権時代の新たな自治のしくみづくりを進めます。

【施策の展開例】

- ・ (仮称)自治基本条例に基づく市民自治の推進
- ・ 情報共有・情報公開の推進
- ・ 住民投票制度の創設
- ・ 政策評価システムの確立

(2) 協働のまちづくりを推進します。

【施策の展開例】

- ・ 地域コミュニティ施策の推進
- ・ 総合的市民活動支援施策の確立
- ・ 協働型事業の拡充

【参考データ等】

分権時代の新たな自治のしくみをつくる

本格的な地方分権時代を迎える中で、改めて市民・議会・行政の関係や自治体運営の基本原則・しくみを明らかにし、市民主体の行政運営を推進します。

【自治基本条例検討委員会中間報告書から抜粋】

新たな自治のかたち

- ・市民がまちの主角として、自ら責任を持ち、決め、実践する、「自ら治める」ことが自治
- ・自治を実現するためには、市民・議会・行政がその責務を果たしながら、協働して地域づくりを進めていくことが不可欠
- ・川崎市は基礎的自治体として、国・県と対等な立場で行政運営することが必要

豊かな市民社会の形成に向けて

- ・自治を担う市民の定義、その権利・義務の明確化
- ・暮らしやすい市民社会の形成のためには、市民活動団体の役割・位置づけを明確にし、より自立的な活動を推進していくことが重要
- ・多様な価値観を持つ市民間の合意形成のあり方について検討することが必要

これからの行政運営のあり方

- ・市民の信託に基づいた総合的行政の運営
- ・市民主権の原則の尊重、積極的な情報開示による説明責任の遂行、積極的広報による行政情報の共有化
- ・市民との協働の推進
- ・市民ニーズの的確な反映、公正かつ公平、効率的な行政運営、市民ニーズの多様化に対応できるよう総合的、横断的、効率的な行政組織の運用

制度・しくみの整備と運用

- ・市民自治の理念の実現、市民権利保障のために、情報共有や情報公開、パブリックコメントなど広聴制度、住民投票制度、権利救済、政策評価、財政運営などに関する基本原則の確認と制度開発、その運用が必要

協働のまちづくりの推進

市民と行政が協働関係に基づき、地域課題の解決と新たな公共サービスの提供等に取り組む環境を整備し、協働によるまちづくりを推進します。

地域コミュニティ施策の確立

方向性

活力ある安全で安心なまちづくりを進めるため、地域における自治組織の活性化と地域力の向上に向けた新たな都市型のコミュニティ施策の確立をめざします。

施策

地域型コミュニティとテーマ型コミュニティとの相互支援・協力関係を確認しながら、多様なコミュニティによる地域社会の課題解決と活性化に向けた施策方針を策定します。

総合的市民活動支援施策の確立

方向性

市民自治の実現やパートナーシップ型事業の推進をめざし、市民活動が自主的・自立的に発展できるよう支援します。

施策

市民活動支援指針に基づき、市・区・地域レベルの支援拠点づくりを進めるなど、市民活動の支援に向けた施策を積極的に推進します。

協働の推進

方向性

本市としての「協働」についての共通認識の中で、市民と行政が信頼関係を構築しながら、地域発意・地域主導型の事業展開を図ります。

施策

協働の意義、事業手法、評価のあり方等基本的な事項を定めたルールを策定します。協働型事業委託や市民提案事業等を拡充します。

政策の基本方向2 「市民と協働して地域課題を解決する」

市民参画による地域主体のまちづくりを進めるため、地域の課題を発見し、解決できる区役所づくりを推進します。また、便利で快適なサービスが効率的・効果的に提供できるよう区役所の整備を進めます。

【施策の展開】

(1) 区における地域課題への的確な対応を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 区役所を地域のまちづくり拠点として整備
- ・ 区役所を子育ての総合的な支援拠点として整備

(2) 区における市民活動支援施策を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 区における市民活動支援体制の整備
- ・ 区における市民利用施設のネットワーク化

(3) 便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 利便性の高い快適な窓口サービスの提供
- ・ 区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化

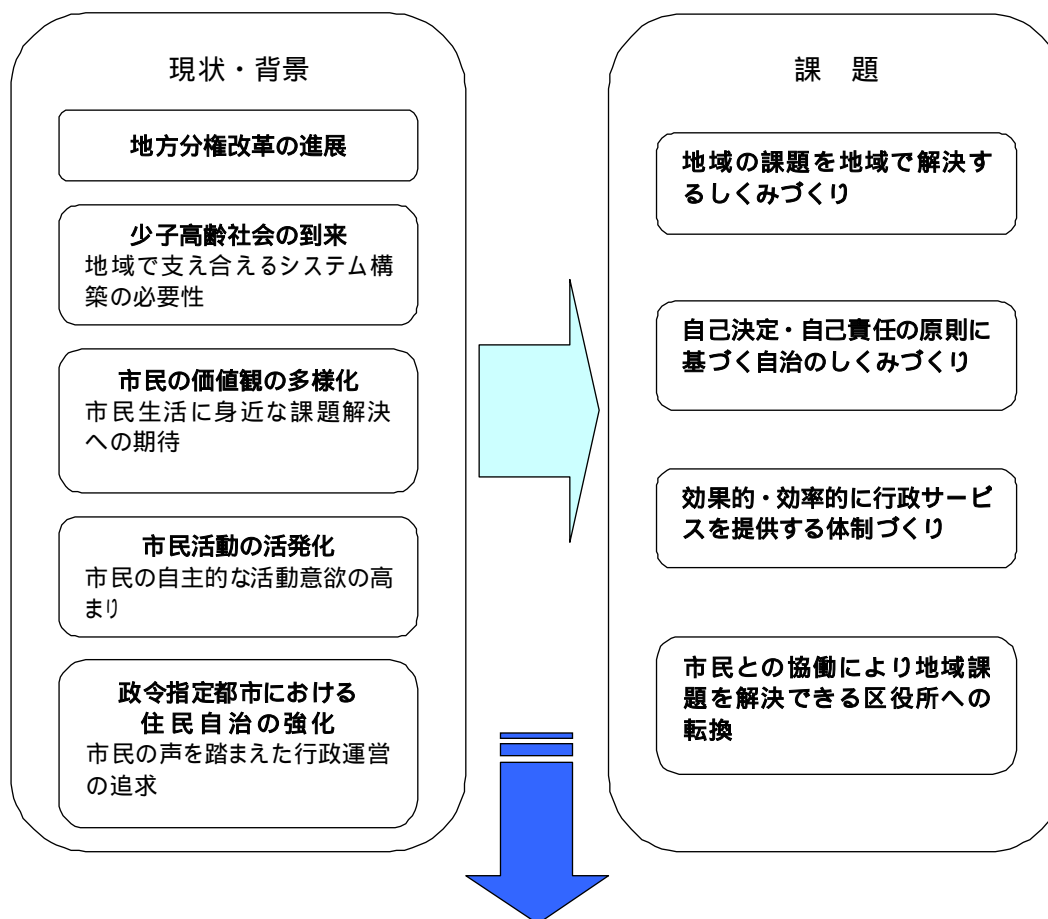
(4) 市民参加による区行政を推進します。

【施策の展開例】

- ・ 区民会議の設置
- ・ 区民参加による計画づくりの推進
- ・ 区長の総合調整機能の強化と区予算の確立

【参考データ等】

区行政改革の基本方向



- 1 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所**
地域におけるまちづくり拠点としての整備
子育ての総合的な支援拠点としての整備
- 2 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所**
区における市民活動支援体制の整備
区における市民利用施設のネットワーク化
- 3 市民に便利で快適なサービスを効果的かつ効率的に提供する区役所**
利便性の高い快適な窓口サービスの提供
区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化
- 4 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所**
区民会議の設置
区民参加による計画づくりの推進
区長の総合調整機能の強化と区予算の確立

政策の基本方向3 「市民満足度の高い行政サービスを提供する」

情報化による効果的な行政サービスの提供や情報共有のしくみづくりを進めるとともに、さまざまな問合せや相談に迅速で適切な対応を図るための総合的な体制を整備し、市民満足度の高い行政サービスを提供します。

【施策の展開】

(1) 市民本位の情報環境の整備を進めます。

【施策の展開例】

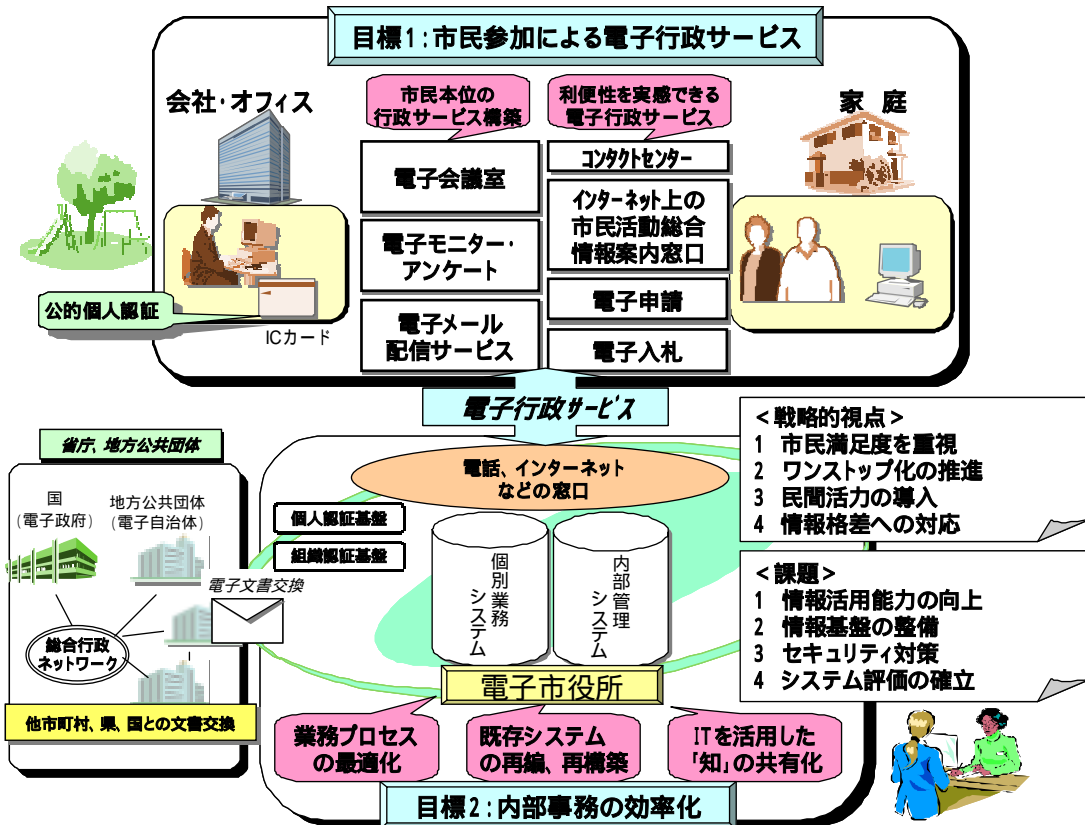
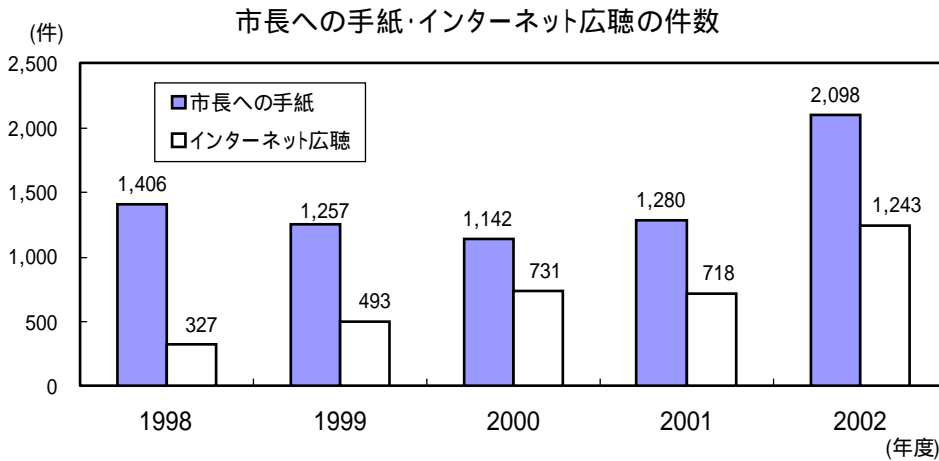
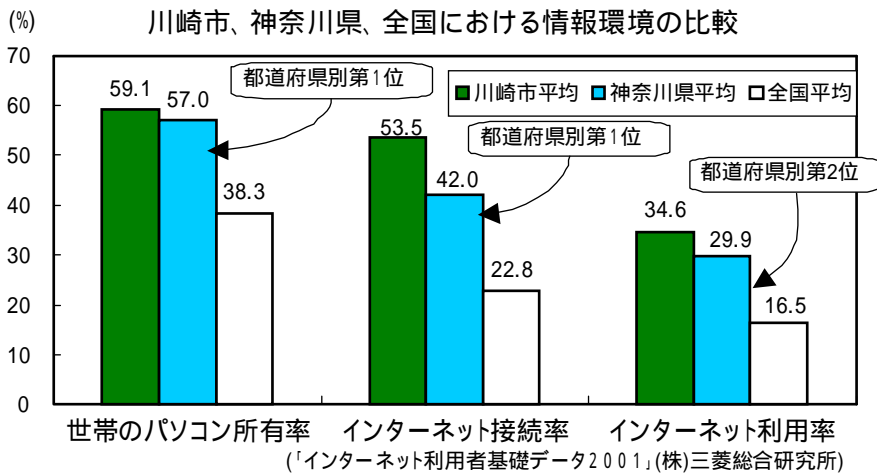
- ・ 申請の電子化推進など利便性を実感できる電子行政サービスの充実
- ・ ITネットワークを活用した参加と協働のしくみづくり
- ・ セキュリティ対策の強化など安全・安心で効率的な情報環境の確保

(2) 迅速で的確な総合相談サービスの提供を図ります。

【施策の展開例】

- ・ 総合相談サービス機能の充実

【参考データ等】



7 構想の実現に向けて

(1) 分権の推進と市民自治の拡充

地方分権の大きな流れの中で、分権時代にふさわしい新たな自治のしくみづくりと市民と行政による協働のまちづくりを推進し、市民本位の行政運営の確立を図ります。

(2) 新たな時代にふさわしい行財政システムの構築

構想に掲げる政策の実施を通じて新たな川崎の姿をつくりあげていくために、新たな時代にふさわしい行政の姿や役割を整理し、効率的で効果的な行財政システムをめざした改革を推進します。

(3) 地域経営の確立

さまざまな環境変化や諸課題に適切に対応しながら、安定的な市民福祉と持続可能な行政運営を確保していくために、自助・共助・公助のバランスを重視した地域経営の確立を図ります。

資 料

基本構想素案におけるまちづくりの

まちづくりの基本目標

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる」

まちづくりの基本方向

協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

川崎の特徴や持続型社会の

基本政策体系

7の基本政策

安全で快適に暮らすまちづくり

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

人を育て心を育むまちづくり

環境を守り自然と調和したまちづくり

30の政策の基本方向・90の基本施策

◇暮らしの安全を守る

- ・身近な安全の確保
- ・救急体制の強化
- ・良好な生活衛生環境の確保

◇災害や危機に備える

- ・危機事象への的確な対応
- ・防災対策の推進
- ・消防力の強化
- ・治水・雨水対策の推進

◇身近な住環境を整える

- ・良好な都市景観形成の推進
- ・暮らしやすい住宅・住環境の整備
- ・市民の提案や自主性が活きるまちづくりの推進

◇快適な地域交通環境をつくる

- ・身近な地域交通環境の整備
- ・地域の生活基盤となる道路整備
- ・バス輸送サービスの充実
- ・総合的自転車対策の推進

◇安定した供給・循環機能を提供する

- ・良質な水の安定供給
- ・良好な下水道環境の形成

◇超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる

- ・地域で共に支え合う福祉の推進
- ・健康で生きがいを持てる地域づくり
- ・介護予防の促進
- ・介護サービスの充実

◇障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる

- ・障害への理解と支え合いの促進
- ・障害者の地域生活支援の充実
- ・障害者の自立と社会参加の促進

◇安心な暮らしを保障する

- ・自立生活に向けた取組の推進
- ・確かな安心を支える給付制度の運営

◇すこやかで健全に暮らす

- ・市民の健康づくりの推進
- ・地域での健康づくりのネットワーク化の推進

◇地域での確かな医療を供給する

- ・医療供給体制の確保
- ・信頼される市立病院の運営

◇子育てを地域社会全体で支える

- ・安心して子育てできる環境づくり
- ・子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・子どもの育成を支援する体制づくり

◇子どもが生きる力を身につける

- ・子どもの健やかな成長の保障と学校の教育力向上
- ・教育環境の整備
- ・地域に根ざした特色ある学校づくり

◇生涯を通じて学び成長する

- ・いきいきと学び、活動するための環境づくり
- ・地域のスポーツ・レクリエーション活動の支援

◇地域人材の多様な能力を活かす

- ・シニア世代の豊かな経験を活かすしくみづくり
- ・大学などを地域で活かすしくみづくりと若者の社会参加への支援

◇人権を尊重し共に生きる社会をつくる

- ・人権・共生施策の推進
- ・男女共同参画社会の形成へ向けた施策の推進
- ・平和施策の推進

◇環境に配慮し循環型のしくみをつくる

- ・地球温暖化防止の取組
- ・ごみをつくらない社会の構築とリサイクルの推進
- ・環境配慮型社会の形成に向けた取組

◇生活環境を守る

- ・地域環境対策の推進
- ・廃棄物対策の推進

◇緑豊かな環境をつくりだす

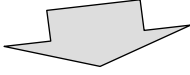
- ・多摩丘陵の緑の保全と育成
- ・魅力ある公園緑地の整備
- ・市民・事業者・行政の協働による緑の創出と育成
- ・都市農地の多面的な機能の活用

構想の実現に向けて

分権の推進と市民自治の拡充

新たな時代にふさわしい行財政システムの構築

「持続可能な市民都市かわさき」



長所を活かし、
実現に貢献する

自治と分権を進め、
愛着と誇りを共有できるまちをつくる

活力にあふれ
躍動するまちづくり

個性と魅力が輝く
まちづくり

参加と協働による
市民自治のまちづくり

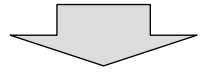


- ◇ **川崎を支える産業を振興する**
 - ・産業の競争力強化と活力ある産業集積の形成
 - ・ものづくり産業の高度化・複合化
 - ・まちづくりと連動した商業の振興
 - ・中小企業の経営環境の整備
 - ・都市農業の振興
- ◇ **新たな産業を創り育てる**
 - ・新事業創出のしくみづくり
 - ・市民生活を支援する新たな産業の育成
 - ・新エネルギー産業の育成
 - ・科学技術を活かした研究開発基盤の強化
- ◇ **就業を支援し勤労者福祉を推進する**
 - ・人材を活かすしくみづくり
 - ・勤労者施策の推進
- ◇ **川崎臨海部の機能を高める**
 - ・臨海部の産業再生
 - ・臨海部の都市再生
 - ・羽田空港再拡張・国際化に対応した基盤づくり
 - ・広域連携による港湾物流拠点の形成
 - ・市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境再生
- ◇ **都市の拠点機能を整備する**
 - ・民間活力を活かした魅力ある広域拠点の形成
 - ・個性ある利便性の高い地域生活拠点の整備
- ◇ **基幹的な交通体系を構築する**
 - ・広域的な交通幹線網の整備
 - ・市域の交通幹線網の整備

- ◇ **川崎の魅力を育て発信する**
 - ・新たな観光の振興
 - ・音楽のまち・かわさきの推進
 - ・ホームタウンスポーツの振興
 - ・地域資源を活かした魅力づくり
 - ・都市イメージの向上
- ◇ **文化・芸術を振興し地域間交流を進める**
 - ・市民の文化・芸術活動の振興
 - ・個性ある多様な文化の振興
 - ・国際交流の推進
 - ・地域間交流の推進
- ◇ **多摩川などの水辺空間を活かす**
 - ・多摩川の魅力育てる総合的な取組
 - ・水とのふれあいの場づくり

- ◇ **自治と協働のしくみをつくる**
 - ・分権時代の新たな自治のしくみづくり
 - ・協働のまちづくりの推進
- ◇ **市民と協働して地域課題を解決する**
 - ・区における地域課題への的確な対応
 - ・区における市民活動支援施策の推進
 - ・便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供
 - ・市民参加による区行政の推進
- ◇ **市民満足度の高い行政サービスを提供する**
 - ・市民本位の情報環境の整備
 - ・迅速で的確な総合相談サービスの提供

政策に反映すべき
基本的視点



- 新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める
- 首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす
- 相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する
- 市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する



地域経営の確立

		4月	5月	6月	7月	8月
全 体		● 中間報告			● 基本構想素案 公表	
議 会 (開催予定)				⇄ 市議会		
策定支援体制	策定検討委員会	● 第7回	● 第8回	● 第9回	● 第10回 ● 第11回 ● 第12回	● 第13回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	市民会議	● 第8回	● 第9回	● 第10回	● 第11回 ● 第12回	● 第13回 ● 第14回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
庁内体制	策定推進本部	● 第2回				● 第3回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	推進幹事会	● 第5回	● 第6回		● 第7回 ● 第8回 ● 第9回 ● 第10回	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
タウンミーティング				⇄ 市民説明会		
ネット活用による 情報発信・意見聴取 (ホームページ)						

現行総合計画

基本構想（21世紀の第1四半世紀を見据えた長期構想）

基本計画（5の基本方向・9の課題・25の分野別計画）
 18年の計画期間

実施計画Ⅱ中期計画事業

行財政改革プラン

基本認識

崩れた豊かな歳入構造・硬直化が進む歳出構造
 2005（平成17）年度に一般会計赤字決算
 財政再建団体に転落の可能性

原因は単に不況による一時的税収減でなく
 ・高度経済成長期に形づくられた施策の制度疲労
 ・少子高齢社会の到来等の構造的な要因

旧来型の改革手法や予算のやりくりの限界

行財政改革の断行

行政を小さくして民間活力を引き出す
 受益者負担以外の市民負担増加の回避を前提に
 「活力とうるおいのある市民都市」をめざす

具体的な改革の方向

1 行政体制の再整備

職員配置、組織機構、給与制度、人事制度の見直し
 公営企業の経営健全化、出資法人の見直し
 補助・助成金の見直し
 債権確保策の強化
 総合的土地対策の推進 等

2 公共公益施設・都市基盤整備の見直し

・新規着工事業を原則として3年間凍結
 ・当面予定されている事業に対し4区分の優先順位設定

3 市民サービスの再構築

・市民参画による地域主体のまちづくりの原則
 ・社会環境の変化に合わせて施策を再構築
 ・効率的・効果的な市民サービス提供システムを構築
 ・公平性の観点に立って受益と負担の関係を適正化

財政収支試算モデルの明示

2009（平成21）年度までの財政収支フレームを明示するとともに行政体制の再整備、公共公益施設・都市基盤整備の見直し、市民サービスの再構築の3つの柱を一体的に推進することにより2009（平成21）年度の収支均衡を目標設定

計画の特徴

- ・多様な市民参加や基本構想の議決などにより本市の将来像や施策の基本方向等について、市民との合意形成や認識の共有化を図ったこと
- ・市民の意識やニーズが多様化している中で、総合的な観点から施策の体系化を図ったこと
- ・総合的、計画的な視点からの行政執行の指針となってきたこと

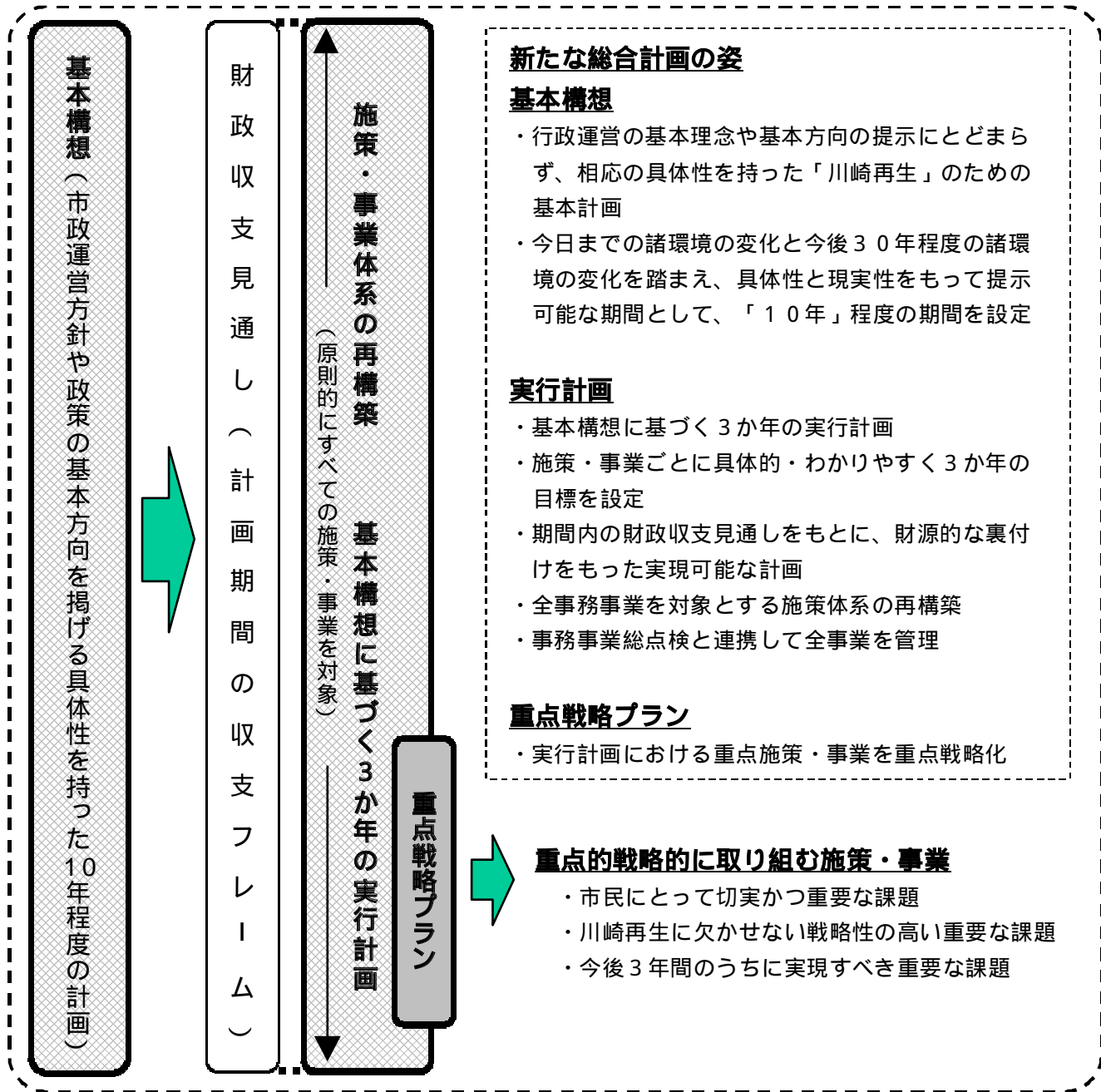
行財政改革プランの策定へ

- ・現行の市民負担で現行のサービス水準を維持することは困難
- ・小出しの部分的改良を加えた程度では川崎市の再生はあり得ない状況

社会環境の急激な変化と計画の課題

- ・高度経済成長の崩壊と景気低迷の長期化
- ・少子高齢社会の急速な進行 等
 - ・計画事業の実施事業費と財政収支見通しとの整合不足
 - ・計画外事業の把握不足（一般行政経費、扶助費、公債費等の増嵩）
 - ・計画事業投入可能一般財源が不明確
 - ・計画事業の実現可能性が不明確

新 た な 総 合 計 画



現行総合計画と新たな総合計画との比較

	現行総合計画	新たな総合計画
基本構想の計画期間	（21世紀の第1四半世紀）	基本構想 （10年程度）
基本計画の計画期間	1993（平成5）年度 ～2010（平成22）年度の18年間	実行計画 2005（平成17）年度～ 2007（平成19）年度の3年間
実施計画作成と期間	5年を計画期間とする中期計画を作成 （環境変化に合わせ適宜ローリング）	
重要事業の重点戦略化	（第3次中期計画に重点計画事業55を掲出）	重点戦略プランの策定

川崎市総合計画策定検討委員会 検討経過

- 第1回 平成15年10月31日
議題 (1) 新たな総合計画の基本方針について
(2) 新たな総合計画策定の進め方について
(3) 川崎市の現状と課題について
- 第2回 平成15年12月5日
議題 (1) タウンミーティング開催結果について
(2) 新たな総合計画の基本的考え方について
(3) 今後のスケジュールについて
- 第3回 平成16年1月28日
議題 (1) 川崎市の将来人口推計等について
(2) 産業・経済のあり方について
- 第4回 平成16年1月30日
議題 (1) 市民サービスと今後の地域社会のあり方について
- 第5回 平成16年3月24日
議題 (1) 都市構造と総合交通体系について
- 第6回 平成16年3月29日
議題 (1) これまでの議論のまとめについて
- 第7回 平成16年4月11日(策定検討委員会・市民会議合同会議)
議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について
(2) 総合計画策定作業中間報告に向けて
- 第8回 平成16年4月27日
議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について
(2) 今後の委員会運営について

第9回 平成16年5月26日

- 議題 (1) 環境を守り自然と調和したまちづくりについて
(2) 安全で快適に暮らすまちづくりについて

第10回 平成16年6月15日

- 議題 (1) 活力にあふれ躍動するまちづくりについて
(2) 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくりについて

第11回 平成16年6月29日

- 議題 (1) 幸せな暮らしを共に支えるまちづくりについて
(2) 人を育て心を育むまちづくりについて

第12回 平成16年7月6日

- 議題 (1) 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくりについて
(2) 基本構想素案に向けて

第13回 平成16年7月14日(策定検討委員会・市民会議合同会議)

- 議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について
(2) 基本構想素案の策定に向けて

川崎市総合計画市民会議 検討経過

- 第1回 平成15年11月1日
議題 (1) 新たな総合計画の基本方針について
(2) 新たな総合計画策定の進め方について
(3) 川崎市の現状と課題について
- 第2回 平成15年11月29日
議題 (1) 運営方針及び議事内容について
(2) 総合計画策定検討委員会への出席方法について
(3) 座長の選出について
(4) 市民会議電子会議室について
- 第3回 平成15年12月13日
議題 (1) 3月までに到達する目標の設定について
(2) 川崎の将来像に関するイメージ共有について
(3) 電子会議室について
- 第4回 平成16年1月17日
議題 (1) 自立・福祉について
- 第5回 平成16年1月31日
議題 (1) まちづくりについて
- 第6回 平成16年2月28日
議題 (1) 自治について
- 第7回 平成16年3月13日
議題 (1) 全体まとめについて
- 第8回 平成16年4月11日(策定検討委員会・市民会議合同会議)
議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について
(2) 総合計画策定作業中間報告に向けて
- 第9回 平成16年4月24日
議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について
(2) 市民会議の進め方について

第10回 平成16年5月15日

- 議題 (1) 総合計画の目標について
(2) 総合計画のサブタイトルについて

第11回 平成16年6月1日

- 議題 (1) 安全で快適に暮らすまちづくりについて
(2) 幸せな暮らしを共に支えるまちづくりについて
(3) 人を育て心を育むまちづくりについて
(4) 自治について

第12回 平成16年6月19日

- 議題 (1) 環境を守り自然と調和したまちづくりについて
(2) 活力にあふれ躍動するまちづくりについて
(3) 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくりについて

第13回 平成16年7月3日

- 議題 (1) 第10～12回市民会議のふりかえりについて
(2) 総合計画基本構想の策定にあたって考慮すべき視点について
(3) かわさきらしさについて

第14回 平成16年7月14日(策定検討委員会・市民会議合同会議)

- 議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について
(2) 基本構想素案の策定に向けて

総合計画策定庁内体制 検討経過

1 総合計画策定推進本部会議

第1回 平成15年10月21日

- 議題 (1) 新たな総合計画の策定について
(2) 計画策定スケジュールについて
(3) 計画策定に向けた庁内体制及び策定支援体制について
(4) タウンミーティングの開催について

第2回 平成16年4月20日

- 議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について
(2) 今後の策定作業について

第3回 平成16年7月20日

- 議題 (1) 基本構想素案について

2 調整会議

第1回 平成16年1月27日

- 議題 (1) 川崎市の将来人口推計等について
(2) 産業・経済のあり方について

第2回 平成16年1月29日

- 議題 (1) 市民サービスと今後の地域社会のあり方について

第3回 平成16年3月23日

- 議題 (1) 都市構造と総合交通体系について

第4回 平成16年3月29日

- 議題 (1) これまでの議論のまとめについて

第5回 平成16年4月8日

- 議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について

- 第6回 平成16年4月15日
議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について
- 第7回 平成16年5月26日
議題 (1) 環境を守り自然と調和したまちづくりについて
(2) 安全で快適に暮らすまちづくりについて
- 第8回 平成16年6月14日
議題 (1) 活力にあふれ躍動するまちづくりについて
(2) 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくりについて
- 第9回 平成16年6月28日
議題 (1) 幸せな暮らしを共に支えるまちづくりについて
(2) 人を育て心を育むまちづくりについて
- 第10回 平成16年6月29日
議題 (1) 基本構想素案に向けて
- 第11回 平成16年7月2日
議題 (1) 基本構想素案に向けて
- 第12回 平成16年7月5日
議題 (1) 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくりについて
- 第13回 平成16年7月7日
議題 (1) 基本構想素案に向けて
- 第14回 平成16年7月9日
議題 (1) 基本構想素案に向けて
- 第15回 平成16年7月12日
議題 (1) 策定検討委員会及び市民会議のこれまでの活動内容の報告について
(2) 基本構想素案の策定に向けて
- 第16回 平成16年7月15日
議題 (1) 基本構想素案について

3 推進幹事会

第1回 平成15年10月23日

- 議題 (1) 新たな総合計画の策定について
(2) 計画策定スケジュールについて
(3) 計画策定に向けた庁内体制及び策定支援体制について
(4) 総合計画の策定に係る事務作業について

第2回 平成15年12月8日

- 議題 (1) 新たな総合計画の策定にかかる各種調査依頼について

第3回 平成15年12月17日

- 議題 (1) 川崎市の将来人口推計について
(2) タウンミーティングでのアンケート集計結果について
(3) 市民会議の開催結果について
(4) 県の総合計画に対する意見聴取について

第4回 平成16年2月12日

- 議題 (1) 策定検討委員会の開催状況について
(2) 市民会議の開催状況について
(3) 今後の取組みについて

第5回 平成16年4月7日

- 議題 (1) 現在までの取組状況について
(2) 今後の取組みについて

第6回 平成16年4月20日

- 議題 (1) 総合計画策定作業中間報告について

第7回 平成16年6月17日

- 議題 (1) 基本構想素案作成に向けたスケジュールと今後の作業について
(2) スプリングレビューの結果とサマーレビューに向けて

第8回 平成16年7月1日

- 議題 (1) 施策体系について

第9回 平成16年7月8日

- 議題 (1) 基本構想素案に向けて
(2) 策定スケジュールについて

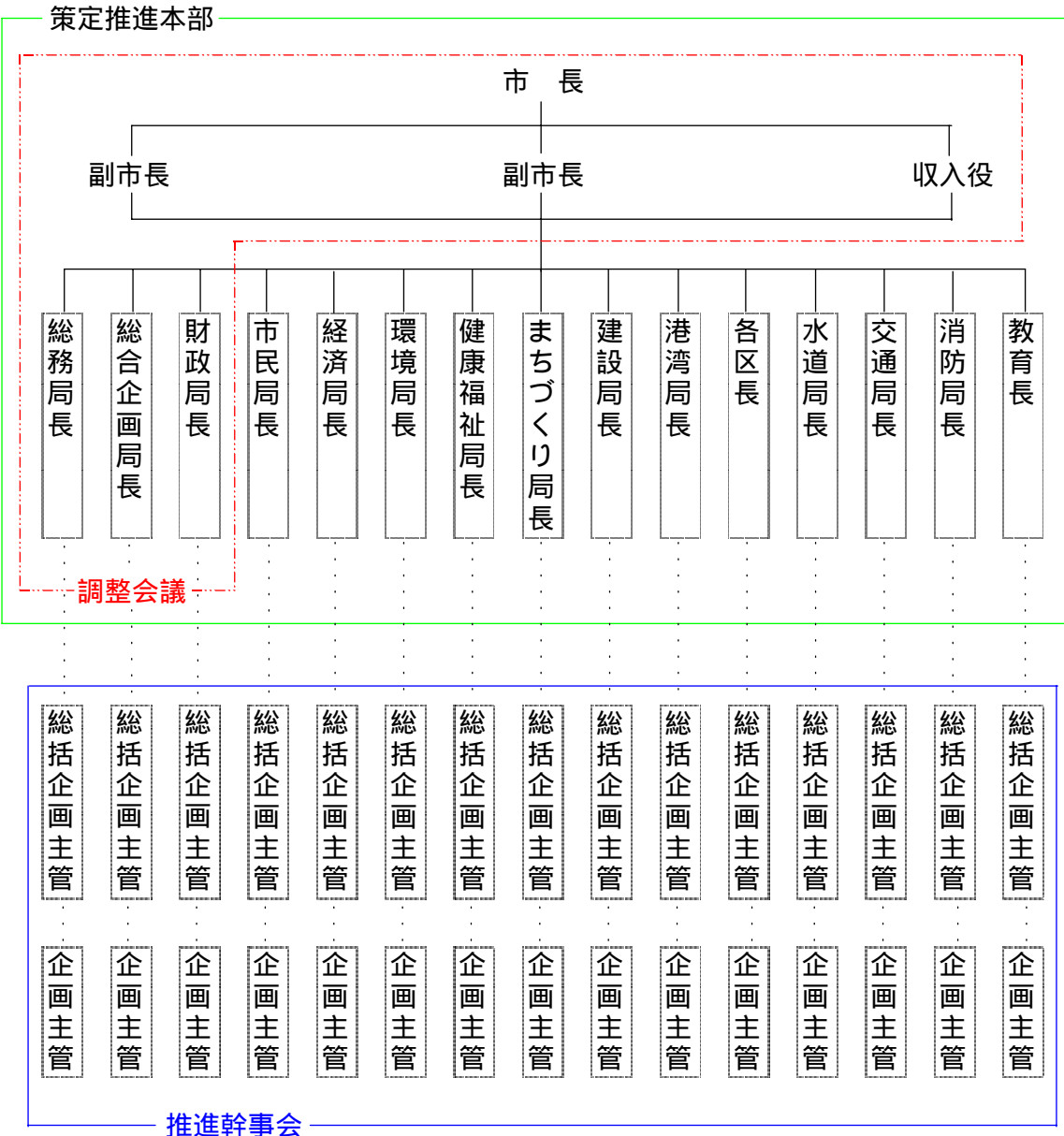
第10回 平成16年7月13日

- 議題 (1) 基本構想素案について

総合計画策定庁内体制

設置目的

市政運営の基本的な方針や政策の基本方向を明らかにするため、本市の総合的な計画の企画及び立案を行い、当該計画に基づく施策の総合的な調整を行うため、総合計画策定推進本部等を設置する。



川崎市新総合計画
基本構想素案

(問い合わせ先)

川崎市総合企画局企画部企画調整課

TEL 044-200-2027

FAX 044-200-3798

E-mail 20kityo@city.kawasaki.jp

